

令和 2 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業

マーケットバスケット方式による
最低生活費の試算に関する調査研究事業

<報告書>



令和 3 年（2021 年）3 月

はじめに

現在、生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民の生活水準との関連における相対的なものとして設定されているが、平成 29 年の社会保障審議会生活保護基準部会の報告書（平成 29 年 12 月 14 日）において、一般低所得世帯の消費水準との均衡に着目する現行の検証手法について様々な課題が指摘され、その中で、「最低限度の生活を送るために必要な水準とは何か、本質的な議論を行った上で、新たな検証手法の開発が求められる」との指摘がなされている。

そうした中で、本事業では、マーケットバスケット方式およびそれに類似した方法により実際に算出を行っている事例を文献調査することにより、マーケットバスケット方式での最低生活費について、社会参加や健康状態等も含めた想定する生活を満たすために必要な理論生計費を算出するにあたっての課題を整理することとした。

本稿でマーケットバスケット方式とは、想定する（目的とする）生活水準を定め、その生活水準を実現するために最低限必要とされる財やサービスの支出額を基本的には個別に算出し積み上げるものである。支出額の算出に当たっては、必要とされる財やサービス自身とその量、及び価格を特定するなど様々な手法があることから、手法の特徴についても整理することにした。

本報告書は、全体 6 章から構成される。第 1 章では事業概要を示し、第 2 章では本事業で調査した我が国及び諸外国のマーケットバスケット方式での算出の概要を比較整理した。第 3 章から第 6 章では、日本、韓国、カナダ、EU での試算について整理した。なお、これらの 6 か国・地域を調査対象については、マーケットバスケット方式の対象となる財・サービスの選定、数量、価格など算出方法の詳細が把握できることを主な選定理由とした。

なお、今回の調査対象としていないが、チェコのように生保基準としてマーケットバスケット方式を採用している国がある。また、マーケットバスケット方式と類似点が多い Reference Budget を利用している英語圏諸国もある。本調査で整理した 6 か国・地域については、こうした多様性が大きいマーケットバスケット方式及びその類似方式方の一部を取り上げていることには十分留意が必要である。

目次

はじめに	1
第1章 事業の概要	1
第2章 マーケットバスケット方式による算出の整理	3
1 算出の考え方、目的等の整理	3
2 算出方法の整理	5
第3章 日本におけるマーケットバスケット方式の試算	25
1 安藤政吉のマーケットバスケット方式による試算	27
2 藤本武らによる労研方式による試算	32
3 江口英一らのマーケットバスケット方式による試算	41
4 金澤誠一らや中澤秀一らのマーケットバスケット方式による試算	43
第4章 韓国国民基礎生活保障事業における最低生計費調査	47
1 最低生計費計測の目的	47
2 最低生計費計測の位置付けの変化	48
3 最低生計費調査の実施主体	49
4 算出アプローチについて	51
5 各費目の算出方法（2013年最低生計費計測）について	53
第5章 カナダの貧困線の策定における MBM	65
1 MBM の目的	65
2 MBM の改訂（包括的レビューについて）	68
3 各費目の算出方法について	69
4 可処分所得	76
第6章 EU での Reference Budgets（パイロットプロジェクト）	79
1 Reference Budgets の目的	79
2 Reference Budgets で用いられる用語	80
3 算出アプローチ（手順）について	84
4 フォーカスグループ（Focus Group）について	89
5 食料品バスケット（Food Basket）	92
6 住居バスケット（Housing Basket）	96
7 医療バスケット（Health Care Basket）	99
8 パーソナルケアバスケット（Personal Care Basket）	106
9 （参考）EU における Reference Budgets の利用状況等について	116
10 （参考）RBs 構築の考え方について	122
11 （参考）イギリスにおける MIS の水準について	125
12 （参考）ベルギーにおける RBs と各種最低給付水準の関係	127
13 （参考）MIS と RBs の類似点と相違点について	128

第1章 事業の概要

1 事業の趣旨・目的

本事業では、過去にマーケットバスケット方式により実際に算出した国内外の事例について、具体的な算出方式をできる限り詳細に示し、マーケットバスケット方式での最低生活費を算出する場合に必要となる調査や検討などの具体的な手順を改めて整理することを目的とした。

また、諸外国の事例では、社会参加や健康状態等も含めた上での何らかの想定する生活水準を満たすために必要な最低生計費をマーケットバスケット方式で算出するなど、算出目的や利用方法は多様である。また、こうした算出目的の対象生活水準が異なれば、得られる結果としての消費水準にも影響が及ぶことになる。

そのため、各算出の目的、対象とする世帯の生活水準、および、算出上・利用上の限界や課題についても合わせて整理することにした。調査の対象は以下の通りである。

なお、これらの6か国・地域を調査対象については、マーケットバスケット方式の対象となる財・サービスの選定、数量、価格など算出方法の詳細が把握できることを主な選定理由とした。

<調査の対象¹>

日本

- 1) 安藤政吉による試算
- 2) 藤本武らによる労研方式での試算
- 3) 江口英一らのマーケットバスケット方式による試算
- 4) 金澤誠一らや中澤秀一らのマーケットバスケット方式による試算

海外

- 5) 韓国政府の基礎生活保障事業における最低生活費算出方法
- 6) カナダの貧困線の策定における MBM (Market basket Measure)
- 7) EU における Reference Budgets 策定の共通方法のパイロットプロジェクト

¹ 本稿では、敬称は省略する。

2 検討委員会の概要

本事業の実施に当たっては、有識者の収集を求めて検討委員会を開催し、調査全体の設計、調査票の内容及び調査結果の解釈の検討等を行うこととした。検討委員会の構成員及び開催スケジュールは図表 1-1 及び図表 1-2 の通りである。

図表 1-1 検討委員会の構成員（五十音順、敬称略、所属・役職は令和3年3月末時点）

	氏名	所属	役職	座長
委員	阿部 彩	東京都立大学人文社会学部	教授	
	岩永 理恵	日本女子大学人間社会学部	准教授	
	駒村 康平	慶應義塾大学経済学部	教授	◎
	山田 篤裕	慶應義塾大学経済学部	教授	
	渡辺 久里子	国立社会保障・人口問題研究所企画部	研究員	
オブザーバー	厚生労働省 社会・援護局 保護課			
事務局/ 実施主体	三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社 経済社会ユニット	横山 重宏		
	経済政策部	池田 貴昭、田原 英典、西畠 壮哉		
	研究開発第2部	渡辺 愛喜		

図表 1-2 検討委員会の開催スケジュール

回数	開催日	開催場所	主な議題
第1回	令和2年11月9日		事業内容の検討
第2回	令和2年12月11日		国内外の算出事例の検討
第3回	令和3年2月5日		国内外の算出事例の検討
第4回	令和3年3月8日		報告書の検討

第2章 マーケットバスケット方式による算出の整理

ここでは、前述した3～6の日本、韓国、カナダ、EUでの算出について、算出の考え方や目的等、及び算出方法を整理する。整理の結果は図表2-1に示しているが、ここでは、特に留意が必要な、試算の考え方と方法の概要を中心に説明する。

1 算出の考え方、目的等の整理

1-1 算出主体

日本、韓国、カナダ、EUにおける、いずれの算出においても、研究者が主体となって試算を行っている。また韓国、カナダ、EUでは政府関係機関が組織として実施している。一方で、日本における、金澤・中澤による試算では労働組合系組織が主体となって試算が行われている。

1-2 目的

日本での安藤（1948）、江口（1974）による算出では、それぞれ、敗戦後の生活の困窮化における生活の安定化、オイルショック下の狂乱物価の中での低所得者の生活の安定化を図るため、最低生活の基準を求めることが目的となっている。金澤（2009、他多数）、中澤（2011、他多数）による算出では、最低賃金上昇に係る社会運動のための根拠となる資料が目的である。

海外については、韓国では、2015年以前は公的扶助の支給額の算出方法としてマーケットバスケット方式が採用されており、その後の2015年以降は公的扶助制度の変更に伴い、マーケットバスケット方式を用いた算出の役割は最低生活費の参考資料の作成へと変化した。カナダでは、連邦政府の貧困削減戦略に位置付けられた公式貧困線としてマーケットバスケット方式を用いた指標が策定されており、当該戦略及び州・準州の貧困削減に関する計画の進捗管理のための指標として活用されている。EUでは、加盟国での専門家・関係者のネットワーク構築、比較可能な理論的枠組み、共通の計測手法開発、各費目のバスケット開発を目的としている。

1-3 政策との関係

政府及び政府関係機関が実施主体となっている海外の算出について、政策との関係をみると、韓国では、2015年の制度変更まで、公的扶助の基準として用いられていたことがまず挙げられる。カナダでは、連邦政府が策定した計画において、貧困測定指標として用いられている。EUでは、Europe 2020 Strategyにより社会政策の優先度が高まる中で政策面での活用が期待されているところである。

1-4 算出の前提とする生活水準

算出の前提とする生活水準については、図表2-1に示したとおり、各算出でそれぞれに

定義されている。その中で、安藤や韓国では「文化的」が、また、江口や EU では「社会参加」が共通の要素として含まれているが、それぞれの水準（定義）をたとえば消費額に置き換えるとすれば、どちらが高い／低いのかを定義から判断することは難しい面が多い。我が国における公的扶助の水準とマーケットバスケット方式での算出の対象とする生活水準の比較検討には慎重な分析や整理が必要と考えられる。

1-5 算出の主体と算出における市民の参加機会

今回整理した 6 つの算出すべての調査は研究者を中心に行われている。韓国、カナダでは政府関係機関に所属する研究者がおこなっている。

また、算出における市民の参加機会としては、日本での金澤・中澤や、カナダ、EU では市民（国民）が議論に参加する機会を設けている。また、江口では調査対象への面接調査において希望生活水準を個別に聴取している。

市民の参加の内容についても留意する必要がある。

1-6 算出方法の留意点

算出方法での留意点として共通してみられるものとして、金澤・中澤、韓国、EU では、調査主体の判断の恣意性を完全に排除できないことが挙げられている。

また、算出に当たっての資料となる調査が膨大で、回答者の負担が大きい点や、対象が限定される問題点も指摘されている。フォーカスグループによる市民参加の機会を設けている EU では、参加対象にはマイノリティが入りにくいことなど社会経済構成をバランスよく組成することの困難さも指摘されている。

また、算出方法について、韓国では、所得上昇が物価上昇を上回る情勢下においては、中位所得と最低生計費の伸長にギャップが生じる（格差の拡大）ことが、カナダでは、MBM の策定方法を更新することで、貧困線の指標としての連続性が失われる可能性があり、長期的な視点のもと貧困指標を策定する必要があることが、それぞれ課題とされている。

その他、EU では、Reference Budgets 全般に関する利用上の課題として、算出結果を規範的にとらえて、個々の環境に応じて調整することなく誤利用されるリスク、低所得者の実際の消費パターンから構築されることの循環性リスクなどが挙げられている。

2 算出方法の整理

図表 2-2 では、各費目の算出方法が以下のいずれに該当するかを大まかに整理した。

- ① 品目×数量×価格：各品目について、数量（購入/消費量）に価格を乗じて算出
- ② 品目×消費額：各品目について、消費実態（消費額の平均値・中央値・第3十分位値等）を参照して算出
- ③ その他：①、②以外の手法によって算出

結果をみると、各算出の多くの費目で、「①品目×数量×価格」となっているが、「②品目×消費額」、「③その他」による算出もそれぞれいくつか見られる。各算出では、「①品目×数量×価格」を基本にしつつ、「②品目×消費額」、「③その他」を部分的に利用していることが分かる。

■算出の考え方と方法

算出=計算して費用を出すこと

調査=算出にあたって実施する実態調査やアンケート調査のこと

算出の主体	安藤による最低生計費の試算	江口らによる最低基準生活費の試算	金澤、中澤らによる最 事業における最低生計費の試算	韓国国民基礎生活保障事業における最低生計費の試算	カナダのMarket Basket Measure (MBM)	Budgets (RBs) バイロットプロジェクト	EU の Reference Commission
目的	• 安藤による最低生計費の試算	研究者	研究者・労働組合(全労連系)	(2015年まで)	• 連邦政府の貧困削減戦略に位置付けられた公式貧困線として策定。	• 上記戦略及び州・準州の貧困削減に関する計画の進捗管理のための指標として活用される。	• 専門家・関係者のネットワーク構築比較可能な理論的枠組み、共通の計測手法開発
政策との関係	—	—	—	—	• 2015年の制度変更今まで、公的扶助支給額の基準として用いられている	• 連邦政府が策定した計画において、貧困測定指標として用いられている	• Europe 2020 strategyにより社会政策の優先度が高まる中で政策面での活用が期待

安藤による最低生計費の試算	江口らによる最低基準生活費の試算	金澤、中澤らによる最 低生計費の試算	韓国国民基礎生活保障事業における最低生計費の試算	カナダのMarket Basket Measure (MBM)	EU の Reference Budgets (RBs) パイロットプロジェクト
前提とする生活水準	「文化国家再建と生産力補充の基本的要件となる労務者の生活力を確保する上で の最限度に確保するための」水準	社会的参加や参加するための移動、人間関係の形成が可能な「最低生活」を可能とする水準	生活に必要な費目を積み上げた、「健康で文化的な最低限度の生活」を送るために最低生計費	韓国の公的扶助に係る法律（国民基礎生活保障法）に規定される「健康で文化的な生活」同法において、最低生計費は、国民の所得・支出水準と、受給権者の世帯構成・生活実態や、物価上昇率等を考慮して決定するよう に規定されている	控えめで基礎的な生活水準 (modest, basic standard living) という考え方のもと、参考世帯において最低限必要とされる商品及びサービスによって構成されたバスケットから算出した水準
算出開始年	1946年(一部47年)のデータも使用)	1974年	複数の都道府県で実施されている。	1999、2004、2007、2010、2013年(試算結果を扶助水準として利用)	2000年MBM(2000年発表)
算出年度	1987年、1992年にも実施	不定期	概ね3年周期	2011、2020年	2008年MBM(2010年発表)
算出頻度	単発				2018年MBM(2020年発表)
					● 不定期に試算方法の見直しを行い、基準年MBM(上記)を策定。

安藤による最低生計費 の試算	江口らによる最低基準 生活費の試算	金澤、中澤らによる最 低生計費の試算	韓国国民基礎生活保障 事業における最低生計 費の試算	カナダのMarket Basket Measure (MBM)	EU の Reference Budgets (RBs) パイ ロットプロジェクト
算出単位（地 域）	• 6大都市を対象と しつつも主に東京 の賃価格や消費支 出額を利用。	—	• 基本的には1回に つき1か所の都道 府県 東京都の場合は、 市区町村レベル	• 全国	• 全国（州・準州お よび都市部を中心 とする一部地域） • 各国の首都
実施した調査 (アンケート調 査・聞き取り調 査等) の対象	• 6大都市居住労務 者	• 神奈川（52世 帯）・東京（45世 帯）の失対労働者 世帯	• 労働組合の組合員 世帯及びその知人 など	• 一般市民	• 一般市民 • 一般市民
試算世帯類型	• 5人家族（主人、 妻、第1子～第3 子）	• 軽作業従事の中高 年夫婦世帯（有業 者1名）	• 若年単身世帯 • 高齢単身世帯 • 特定の標準世帯を 設定しておらず、 調査ごとに対象と なる世帯について、 試算を行っていく。 る。	• 4人家族（夫婦、 子ども2人） • 低所得層 • 調査ごとに対象と なる世帯について、 試算を行っていく。 る。	• 单身 • 夫婦のみ • 夫婦子ども2人 • 低所得層（所得第 2十分位世帯） • 4人家族（夫婦、 子ども2人） • 低所得層 • 2十分位世帯
市民参画機会の 有無	無し	有り。調査対象への面 接調査において希望生 活水準を聴取し、その 結果を研究者の品目設 定・数量設定時に活用 する。	有り（中澤らによる試 算のうち近年のもの）	無し	有り

改訂の方法	安藤による最低生計費の試算	江口らによる最低基準生活費の試算	金澤、中澤らによる最 低生計費の試算	韓国国民基礎生活保障 事業における最低生計 費の試算	カナダのMarket Basket Measure (MBM)	Budgets (RBs) パイ ロットプロジェクト	EU の Reference
—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 国民生活保障事業を所管する委員会およびその傘下の小委員会において、試算方法の見直しを行う。 専門委員会は費目別に設置されており、省庁担当者や学識者によって構成される。 委員会での決定を「社会的合意」をみなす。 	<ul style="list-style-type: none"> 統計局及び雇用・社会開発省の主導のもと、試算の方について、「包括的レビュー」と呼ばれる見直しが行われ、新たな基準年のMBM(2008年MBM、2018年MBM)が作成される。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究は続けられて いるが、EU 各国 を比較する計測は 行われていない。 	

安藤による最低生計費 の試算	江口らによる最低基準 生活費の試算	金澤、中澤らによる最 低生計費の試算	韓国国民基礎生活保障 事業における最低生計 費の試算	カナダのMarket Basket Measure (MBM)	EU の Reference Budgets (RBs) パイ ロットプロジェクト
各手法の留意点	<ul style="list-style-type: none"> 「生活實相が一變した」状況であり、「資料の調査整備と適正化について非常に困難な状況での調査である。 当時は配給不足分を闇購入する状況であり、推計時には配給と闇調達の両面を考慮している。 特に「闇の価格は時日、場所、相手により異なるため、「これが資料は特に注意」とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象が失効労働者つまり軽作業受持の中高年であり、若い年代に対して調査できていない。 労働組合団体との合同調査であり、調査対象者が労働組合の組合員やその関係者に限られ、回答者の平均所得も高いことが多く、正社員が多くを占める。 	<ul style="list-style-type: none"> 品目選定が恣意的になるとの批判は避けられない。 労働組合団体との合同調査であり、調査対象者が労働組合の組合員やその関係者に限られ、回答者の平均所得も高いことが多く、正社員が多くを占める。 調査項目が膨大で、回答者負担が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 最低生計費に計上する「必需品」を検討する過程で、検討主体（専門家）の恣意性を完全に排除するのが難しい。 複数の費目の試算において物品の市場価格を参照する性質上、所得上昇が物価上昇を上回る情勢下においては、中位所得と最低生計費の伸長にギャップが生じる（格差の拡大）。 	<ul style="list-style-type: none"> MBM の策定方法を更新することで、貧困線の指標としての連續性が失われる可能性があるため、長期的な視点のもと貧困指標を策定する必要がある。 RBs 全般に関する利用上の課題：結果を規範的なものとして個々の環境に応じて調整することなく誤使用されるリスク、低所得者の実際の消費パターンから構築されることの循環性リスク、恣意的な判断が避けられないリスクなど。

安藤による最低生計費 の試算	江口らによる最低基準 生活費の試算	金澤、中澤らによる最 低生計費の試算	韓国国民基礎生活保障 事業における最低生計 費の試算	カナダのMarket Basket Measure (MBM)	EU の Reference Budgets (RBs) パイ ロットプロジェクト
主要参考文献 安藤政吉. (1948).『最低生活費の研究』.光生館.	江口英一, 高野史郎,松崎収太郎. (1974).「現代のインフレ」による「生活崩壊」と最低基準生活費(最貧・失対賃金・生活・年金闘争の前進のために(特集))・賃金と社会保障, No. 661, 1974年11月上旬号, pp.5-75.	金澤誠一. (2012).『最低生活費調査とナショナルミニマム－健康で文化的な生活保障－』.本の泉社. 金澤誠一. (2019).『現代の貧困と最低生活の岩盤を求めて』.高音出版. 中澤秀一. (2011).「現代版マーケットバスケット方式による貧困の測定:－静岡県における最低生計費試算調査結果より－(特集貧困測定の研究(4))」.貧困研究, 7, 75-82. 中澤秀一. (2017).「2015年静岡県最低生計費試算調査結果報告書—30代・40代・50代世帯類型別の結果—」.静岡県労働研究所所報, 第32号, 13-69. みずほ情報総研. (2020).『令和元年度厚生労働省委託事業国内外の「マーケットバスケット方式」による最低生活費の算出事例の収集とその算出方法の分析一式報告書』.	みずほ情報総研. (2020).『令和元年度厚生労働省委託事業国内外の「マーケットバスケット方式」による最低生活費の算出事例の収集とその算出方法の分析一式報告書』.	Dijidel, S., Gustaitis, B., Heisz, A., Lam, K., Marchand, I., and McDermott, S. (2020). "Report on the second comprehensive review of the Market Basket Measure", Market Basket Measure 2018-base, Statistics Canada. 韓国保健社会研究院. (2013).『2013年最低生計費計測調査研究』(한국보건사회연구원. (2013). "2013년 최저 생계비 계측조사 연구"). 中澤秀一. (2017).「2015年静岡県最低生計費試算調査結果報告書—30代・40代・50代世帯類型別の結果—」.静岡県労働研究所所報, 第32号, 13-69. みずほ情報総研. (2020).『令和元年度厚生労働省委託事業国内外の「マーケットバスケット方式」による最低生活費の算出事例の収集とその算出方法の分析一式報告書』.	Goedemé, T., Storms, B., & Van den Bosch, K. (2015). "Pilot project for the development of a common methodology on reference budgets in Europe: The development of a methodology for comparable reference budgets in Europe - Final report of the pilot project" European Union

図表 2-2 各費目の算出方法の概要

【凡例】

- ① 品目×数量×価格：各品目について、数量（購入量）に価格を乗じて算出
- ② 品目×消費額：各品目について、消費実態（消費額の平均値・中央値、第3十分位等）を参照して算出
- ③ その他：①②以外の手法によって算出

各費目の算出方法は、次表及び、本報告書の各章を参考のこと。

大分類	中分類	安藤による最低生計費の試算	江口らによる最低基準生活費の試算	金澤、中澤らによる最低生計費の試算	韓国国民基礎生活保障事業における最低生計費の試算	カナダのMarket Basket Measure (MBM)	EU の Reference Budgets (RBs)
食料	酒類・外食以外	品目×数量×価格 品目×消費額（菓子・果物・茶・飲料）	品目×数量×価格 品目×数量×価格	品目×数量×価格	品目×数量×価格	品目×数量×価格	品目×数量×価格
	酒類	—	—	—	—	—	—
外食	外食	—	—	品目×数量×価格	品目×消費額（消費実態最頻値等を参考し調整）	品目×消費額（消費実態最頻値等を参考し調整）	—
				品目×数量×価格	品目×消費額（家賃は基準を満たす住居の平均値）	品目×消費額（家賃は基準を満たす住居の平均値）	その他（第3十分位での分位点回帰により予測）
住居	品目×消費額	品目×数量×価格	品目×数量×価格	品目×数量×価格	品目×消費額	品目×消費額	品目×数量×価格
				品目×数量×価格	品目×消費額	品目×消費額	（パーソナルケアに含まれる品目）
光熱・水道	品目×数量×価格（燃 料費）	品目×数量×価格（燃 料費）	品目×数量×価格（消費額から割り戻して設定）	品目×数量×価格	品目×数量×価格	品目×数量×価格	品目×数量×価格
	品目×消費額（光・水道）	品目×数量×価格	品目×数量×価格	品目×数量×価格	品目×数量×価格	品目×数量×価格	—
家具・家事用品	品目×数量×価格	品目×数量×価格	品目×数量×価格	品目×数量×価格	品目×数量×価格	品目×数量×価格	品目×数量×価格
被服及び履物	品目×数量×価格	品目×数量×価格	品目×数量×価格	品目×数量×価格	品目×数量×価格	品目×数量×価格	品目×数量×価格
保健医療	品目×数量×価格（医 療・保健衛生）	品目×数量×価格	品目×数量×価格	品目×消費額（所得下位40%世帯の消費	品目×消費額	品目×消費額	品目×数量×価格

大分類	中分類	安藤による最低生計費 の試算	江口らによる最低基 準生活費の試算	金澤、中澤らによる 最低生計費の試算	韓国国民基礎生活保 障事業における最低 生計費の試算	カナダのMarket Basket Measure (MBM)	EU の Reference Budgets (RBs)
		品目 × 消費実態 (医薬 費等)		(体重計や救急箱な ど)	実態平均値) 品目 × 数量 × 價格 (眼鏡等一部品目)		
交通・ 通信	交通	品目 × 消費額	品目 × 数量 × 價格	品目 × 数量 × 價格	品目 × 数量 × 價格	品目 × 数量 × 價格	—
	通信	品目 × 数量 × 價格	品目 × 数量 × 價格	品目 × 消費額	品目 × 数量 × 價格	品目 × 数量 × 價格	—
教育		品目 × 数量 × 價格	—	品目 × 消費額	品目 × 数量 × 價格	その他	—
教養娯楽		品目 × 消費額	品目 × 数量 × 價格	品目 × 数量 × 價格	品目 × 数量 × 價格	その他	—
その他の消費支 出		品目 × 消費額	品目 × 消費額	品目 × 数量 × 價格	品目 × 数量 × 價格	その他	品目 × 数量 × 價格
	その他 (所得税を想定 年収より算出)	その他 (預貯金につ いて)		その他 (預貯金につ いて)	品目 × 消費額 (慶弔 費等一部品目は、消 費実態最頻値・中央 値・平均値のいずれ かを採用)		

図表 2-3 各費目の算出方法

安藤による最低生計費 の試算		江口らによる最低基準 生活費の試算	金澤、中澤らによる最 低生計費の試算	韓国国民基礎生活保障 事業における最低生計 費の試算	カナダのMarket Basket Measure (MBM)	EU の Reference Budgets (RBs)
費目分類 一覧	① 飲食物費 ② 嗜好品費 ③ 住居費 ④ 水道光熱費 ⑤ 被服費 ⑥ 家具衛生費 ⑦ 教育費 ⑧ 交通通信運搬費 ⑨ 公課負擔費 ⑩ 娯楽費 ⑪ 交際費 ⑫ 保険費 ⑬ その他雜費	① 飲食物費 ② 住居費 ③ 雜費 ④ 被服費 ⑤ 一般の日用品 ⑥ 家具什器を中心と した耐久消費財 ⑦ 光熱・水道費 ⑧ 預貯金 ⑨ 娯楽用耐久財 ⑩ 理美容用品 ⑪ 身の回り用品 ⑫ 教養娯楽サービス ⑬ 交際費 ⑭ 保険費 ⑮ 光熱水費	① 食費 ② 住居費 ③ 交通費 ④ 通信費 ⑤ 一般の日用品 ⑥ 家具・家事用品 ⑦ 光熱・水道費 ⑧ 家具・家事用品 ⑨ 娯楽用耐久財 ⑩ 理美容用品 ⑪ 身の回り用品 ⑫ 教養娯楽サービス ⑬ 交際費 ⑭ 保険費 ⑮ 光熱水費	① 食料品費 ② 住居費 ③ 光熱・水道費 ④ 家具什器・家事用 品費 ⑤ 被服・履物費 ⑥ 保健医療費 ⑦ 一般的日用品 ⑧ 家具・家事用品 ⑨ 娯楽用耐久財 ⑩ 理美容用品 ⑪ 身の回り用品 ⑫ 保健医療費 ⑬ 教養・娯楽費 ⑭ 交通・通信費 ⑮ その他の消費支出 ⑯ 非消費支出	① 食費 ② 住居費 ③ 被服費 ④ 交通費 ⑤ その他の費用 ⑥ 保健医療費 ⑦ 教育費 ⑧ 教養・娯楽費 ⑨ 交通・通信費 ⑩ その他の消費支出 ⑪ 非消費支出	① 食費 ② 住居費 ③ ヘルスケア ④ パーソナルケア

	安藤による最低生計費の試算	江口らによる最低基準生活費の試算	金澤、中澤らによる最低基準生活費の試算	韓国国民基礎生活保障事業における最低生計費の試算	カナダのMarket Basket Measure (MBM)	EU の Reference Budgets (RBs)
食料費の計算法・調査法	<p>対象費目分類：①、②</p> <ul style="list-style-type: none"> ①最低必要なカロリー・タンパク質の量を決定し、それらを満たすように食料を配分。献立は考えない（食糧不足・偏在的な食糧危機のため）。 ①価格は消費者価格調査（家計調査）の価格を利用。 ②嗜好品は菓子、果物、茶、非アルコール飲料が含まれ、消費者価格調査（家計調査）での平均支出額を利用。 	<p>対象費目分類：①</p> <ul style="list-style-type: none"> 夫婦で4200カロリー以上かつ動物タンパク質130グラムを確保しうる水準を最低生活水準としている。 面接調査で上がった要望から品目を選定している。日本酒や果物（なし、ブドウ）など嗜好品も一部バランスケットに入れている。 	<p>対象費目分類：①</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活実態調査の朝・昼・夜の取り方、会食の回数・費用を参考しつつ、必須栄養所要量を満たすように品目を選択する。 	<p>対象費目分類：①</p> <ul style="list-style-type: none"> 栄養摂取基準に基づいて、参考世帯において必要とされるカロリーを設定する。 家計動向調査において把握した消費実態を参考し、最終的な購入量を決定する。 	<p>対象費目分類：①</p> <ul style="list-style-type: none"> 官庁が定めた栄養基準に基づいて、参考世帯ににおける品目と購入量を設定する。 栄養基準は、専門による討議や一般市民の消費実態把握、意見聴取を経て更新される。 	<p>対象費目分類：①</p> <ul style="list-style-type: none"> ○品目・購入量の設定の設定 ・ 各国の専門家が定めた栄養基準に基づいて（文献でも利用）、参考世帯における品目と購入量を一般市民からなるフループでの議論を踏まえて決定する。 ○価格の設定 ・ 統計局がカナダ全土38都市で収集した価格データに基づいて設定する。 ○食のその他の機能 ・ 身体的健康（栄養）以外の食の機能について、一般市民が議論（品目、数量の決定には至らず）

住居費の計算 法・調査法	対象費目分類：③	対象費目分類：②	対象費目分類：②	対象費目分類：②
	<ul style="list-style-type: none"> 空襲による焼失都市の拡大や復員引揚者の増加が住居難を引き起こしていたため、実態値のみから最低限の住居費を算出するのは適切ではない。 保健上、経済上、生活能率上の見地から最低住居の規格を決定し、復興院の新統制令から住居形態別の家賃を算出している。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間借家を想定して試算した。居住面積については、国土交通省「生活基本計画（全国計画）」による「最低居住面積標準」にもとづき、世帯類型に応じて面積を決定する。 民間の賃貸情報サイトにおける調査結果を踏まえて、所得下位40%以下の世帯が居住する住宅水準を想定した家賃を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○品目・購入量の設定 ● 貨物料、管理費、修繕費、引越費が含まれる。 ● 官庁が定めた「最低居住基準」に基づいて、参考世帯において必要とされる居住水準（寝室の数）を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○住居要件の設定 ● EUで一般的に合意された指標や各国のガイドライン等から世帯類型ごとに適切な住居の要件を設定。

安藤による最低生計費の試算	江口らによる最低基準生活費の試算	金澤、中澤らによる最も低生計費の試算	韓国国民基礎生活保障事業における最低生計費の試算	カナダのMarket Basket Measure (MBM)	EU の Reference Budgets (RBs)
光熱・水道費の計算法・調査法	<p>対象費目分類：④</p> <ul style="list-style-type: none"> 煮炊と暖房利用に必要な燃料を推計し、配給と闇調達より費用を推計。 光・水道料は使用量（電灯数や水栓数など）を想定し、定額利用で費用を推計している。 	<p>対象費目分類：⑦</p> <ul style="list-style-type: none"> 1973年9月時点の総理府家計調査結果を参考に、所得階級第1～5分位の平均支出額を基準とし、生活実態調査と比較しつつ算定している。 	<p>対象費目分類：⑯</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省「平成26年全国消費実態調査-単身世帯のうち勤労者世帯-」（5年に1回の調査）を用い、「男女、地域別1世帯当たり1ヶ月間の収入と支出(30歳未満)」より算定。 	<p>対象費目分類：③</p> <ul style="list-style-type: none"> 実態調査に基づき、電気、上下水道、ガスの使用量を設定。 価格については、「大都市」「中小都市」「農漁村」の三区分で、各区分に該当する料金単価平均値を算出し、それに最も近い市・郡の価格体系を参照 	<ul style="list-style-type: none"> 「②住居費」に含まれる。 「②住居費」に含まれる。

安藤による最低生計費の試算	江口らによる最低基準生活費の試算	金澤、中澤らによる最も低生計費の試算	韓国国民基礎生活保障事業における最低生計費の試算	カナダのMarket Basket Measure (MBM)	EU の Reference Budgets (RBs)
家具・家事用品費の計算法・調査法	<p>対象費目分類：③、⑥ （家計調査）より</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者価格調査 品目を選定。使用量は研究者側で想定し、価格は闇価格と消費者価格調査での価格を用いる 	<p>対象費目分類：⑤ ・ 1世帯当たりの平均手持ち数量</p> <p>に、小売物価調査における標準小売品の価格を乗じ、生活実態調査から耐久年数を勘案したうえで、費目ごとの月当たり支出金額を算出する。そのうえ</p>	<p>対象費目分類：⑦ ・ 持ち物財調査にともどづいて、原則7割以上の保有率の物を最低限必要な必需品と考えて算入する。</p> <p>・ 数量は、保有している世帯の第3十分位点を算定基準とした。</p> <p>・ 耐用年数について、面接調査で聞き取った生活要望を使つて補正する。</p>	<p>対象品目：④ (被服費と同様)</p> <p>・ 「⑤その他の費用」に含まれる。</p> <p>・ 「⑥規模な小売価格調査を各地域で行う。</p>	<p>対象費目分類：④ ・ エビデンスを参照しつつ、品目候補を提示し、各地域の文化的背景を取り入れるため、フォーカスグループでの議論をもとに品目を決定する。</p>

安藤による最低生計費の試算	江口らによる最低基準生活費の試算	金澤、中澤らによる最も低生計費の試算	韓国国民基礎生活保障事業における最低生計費の試算	カナダのMarket Basket Measure (MBM)	EU の Reference Budgets (RBs)
被服及び履物費の計算法・調査法	対象費目分類：⑤ ・ 東京地方都市労働者を中心調査し、被服費、寝具及び付属品の新調費を使用年数で除したものに補綴費を合わせ、これを家族構成別に算出し、平均した費用を最低必要な額とする。	対象費目分類：④ ・ 1世帯当たりの平均手持ち数量に、小売物価調査における標準小売品の価格を乗じ、生活実態調査から耐久年数を勘案したうえで、費目ごとの月当たり支出額を算出す。	対象費目分類：⑤ ・ 持ち物財調査にもとづいて、原則7割以上の保有率の物を最低限必要な必需品と考えて算入する。	対象費目分類：⑤ ・ 実態調査を参考し、支出の所得彈力性および保有率が特定の条件を満たす品目を採用。	対象費目分類：③ ・ 自治体・NPOが独自作成したバスケットにおける被服品目リストを活用。 ・ 各品目について市場調査を実施し、年による価格変動の影響を抑えるため3年間の平均値を算出する。 ・ 2018年MBM以降は、各州の消費者物価指数を用いて各品目の価格を調整する。

	安藤による最低生計費の試算	江口らによる最低基準	金澤、中澤らによる最 低生計費の試算	韓国国民基礎生活保障 事業における最低生計 費の試算	カナダのMarket Basket Measure (MBM)	EU の Reference Budgets (RBs)
保健医療費の計算法	<p>対象費目分類：⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費は、食糧事情の悪さから疾病率も高く、優良な薬品等の不足から18日の療養日数を想定。1日5円かかるものとして設定し、費用を推計。 	<p>対象費目分類：③</p> <ul style="list-style-type: none"> 面接調査から得られた歯科診療費を節約しているという実態から、月当たり2回の診療回数を可能にする水準を設定する。 	<p>対象費目分類：⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活実態調査で医療費（窓口負担や医薬品購入費、月額）を尋ね、回答者の平均額を用いた。 体重計や救急箱などの保健医療用品についても、持ち物財調査を参考する。 各調査で算定方法が異なる。 	<p>対象品目：⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> 所得下位40%以下、4人世帯の平均的な支出を価格決定 眼鏡・生理用品等の一部品目については、消費実態を参照 	<ul style="list-style-type: none"> 「⑤その他の費用」に含まれる。 	<p>対象費目分類：③</p> <ul style="list-style-type: none"> エビデンスを参照しつつ、品目候補を提示し、各地域の文化的背景を取り入れるため、フォーカスグループでの議論をもとに品目を決定する 価格については小規模な小売価格調査を各地域で行う。

	安藤による最低生計費の試算	江口らによる最低基準生活費の試算	金澤、中澤らによる最も低生計費の試算	韓国国民基礎生活保障事業における最低生計費の試算	カナダのMarket Basket Measure (MBM)	EU の Reference Budgets (RBs)
交通・通信費の計算法・調査法	<p>対象費目分類：⑧</p> <ul style="list-style-type: none"> 勤務者は交通機関で20キロメートル先まで通勤するものとして、通勤定期と別途移動にかかる費用を想定。想定した費用と消費者価格調査の支出額の中間の金額を使用。 郵便利用について、消費者価格調査の数量を参考に、はがき・切手の使用量を設定している。 	<p>対象費目分類：③</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通費は、国鉄・バスをそれぞれ月に10回の利用を想定 通勤費用は全額勤務先が負担していると想定。 	<p>対象費目分類：③、④</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活実態調査より、移動手段を決定する。 自動車を保有する場合、自動車業界で行われている調査から、何年落ちの中古自動車を何年使用するかを決定する。 中古車のwebサイトで条件に合う、車の販売価格を参照する。 駐車場代、ガソリン代などは生活実態調査を参照する。 	<p>対象費目分類：⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> 4人の標準世帯の経済と社会活動状態を仮定し、これに基づいて標準世帯が主に利用する交通手段と通信手段の品目と形態を決定した。 	<p>対象費目分類：④</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域特性を考慮して、日常的な交通手段を設定（自家用車のみ／自家用車+公共交通） 自家用車を利用する場合は、保険、整備、登録、運転免許証の更新などの費用も算入する。 その他、公共交通機関の費用を価格調査等により別途設定。 	<p>なし</p>

安藤による最低生計費の試算	江口らによる最低基準生活費の試算	金澤、中澤らによる最低基準生活費の試算	韓国国民基礎生活保障事業における最低生計費の試算	カナダのMarket Basket Measure (MBM)	EU の Reference Budgets (RBs)
<p>教育費の計算法・調査法</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象費目分類：⑦ 教科書代を算出にあたり、小学校については学年と開講科目を整理している。中学校では各学年で使用する教科書数を想定している。 その他の教育費のうち、児童の玩具類、絵本類とは消費者価格調査の支出額を利用。 教科書代、玩具類絵本類を除く品目は消費者価格調査の価格や賃価格を利用。 	<p>なし</p>	<p>なし</p>	<p>対象費目分類：⑦</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育費は、委員会での検討により、品目を規範的に設定し、実態調査及び市場調査によつて価格を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 「⑤その他の費用」に含まれる。 	<p>なし</p>

安藤による最低生計費の試算	江口らによる最低基準生活費の試算	金澤、中澤らによる最も低生計費の試算	韓国国民基礎生活保障事業における最低生計費の試算	カナダのMarket Basket Measure (MBM)	EU の Reference Budgets (RBs)
教養娯楽費の計算法・調査法	対象費目分類：⑩ • 品目・支出額について消費者価格調査を利用する。	対象費目分類：⑥ • 1世帯当たりの平均手持ち数量に、小売物価調査における標準乘じ、生活実態調査から耐久年数を勘案したうえで、費目ごとの月当たり支出金額を算出する。そのうえで、面接調査で聞き取った生活要望を使って補正。	対象費目分類：⑨、⑫ • 生活実態調査の結果から、日帰り旅行の回数、費用、品目、量、価格を1泊以上の旅行の回数、費用にもとづいて算定。その他、余暇・休日の過ごし方を調査し、その結果にもとづいて算定。	対象費目分類：⑧ • 実態調査や各種統計資料を参考し、品目、量、価格を設定。	「⑤その他の費用」に含まれる。「⑤その他の費用」なし

安藤による最低生計費の試算	江口らによる最低基準生活費の試算	金澤、中澤らによる最低基準生活費の試算	韓国国民基礎生活保障事業における最低生計費の試算	カナダのMarket Basket Measure (MBM)	EU の Reference Budgets (RBs)
上記以外の費目 対象費目分類：⑨～⑬	<p>対象費目分類：⑧</p> <ul style="list-style-type: none"> 公課負担費は所得税、市民税、町会関係費で構成。年間所得を想定の下、所得税を推計。 交際費・保険費・その他雑費は他調査を踏まえ研究者側で設定。 	<p>対象費目分類：⑧～⑯</p> <ul style="list-style-type: none"> 預貯金は1973年の総理府家計調査結果における全国勤労者世帯の所得階級第一5分位、第二5分位の貯蓄率（20.7%と24.3%）の間を取りって22%の貯蓄率を設定している。 	<p>対象品目分類：⑩⑪</p> <ul style="list-style-type: none"> 「その他の消費支出」は、①～⑨に含まれない品目にについて、品目の性格や消費実態を参考して設定。 原則7割以上との物を最低限必要な必需品と考えて算入する。 	<p>対象費目分類：⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> 「その他の消費支出」は、①～⑨に含まれない品目にについて、品目の性格や消費実態を参考して設定。 非消費支出は、租税や社会保障負担金（国民年金、健康保険など）を計算上。 	<p>なし</p> <ul style="list-style-type: none"> 参照世帯における保有率とともに、「その他支出」品目を設定。 特定年を基準に、係数（=その他の支出額／（消費+被服費））を定め、各年の「その他支出」にかかる支出額を算出する。

第3章 日本におけるマーケットバスケット方式の試算

日本では、最低生活費の試算は幾度も行われてきた。戦中・戦後期には安藤政吉らのマーケットバスケット方式による試算²、労働科学研究所（労研）の「労研方式」による試算³、笠山京らによる「エンゲル線の変曲」を利用した試算などが行われている。日本における1970年代初頭までの最低生活費の試算については、小沼（1980）⁴の中で詳しく整理されている。小沼（1980）では、以下のようにマーケットバスケット方式の持つ弱点が指摘されている。

一つには、Market Basket 方式によれば、その物量および価格を科学的な根拠に立つべきものとしていながら、飲食物費は栄養学上の理論によって一応組みうるし、やや弱いにしても燃料費については炊事その他の必要熱量の計算に基づいて、また住宅費については、住み方、住宅衛生の見地から Minimum の基準を設定できるのであるが、それ以外の費目になると多くの問題のあったことである。常識的な決め方や恣意・主観が入りがちであり、これを避けるために算定技術の芸を細かくする余り、むしろ実態を重んじようとし、かえってその理論的根拠を弱めていった。この理論の未熟さと現実との矛盾は、衛生学・生活科学その他必要諸科学の発達にまたねばならず、遺憾ながら今日まだ確信をもって理論づける段階には達していない。それでもこの方式によれば、算定はいかようにでも操作できるという感を抱かせる余地を生じてくることとなった。

一つには、このようにして、理論生計費といわれるこの方式自体が、実際には算定者の抱いている何らかの判断によって、あらかじめ定められている水準に概略を合わせて内容を組むという本質をその背後に潜ませていることである。このことはこの方式の説得力を弱めてしまう

一つには、Market Basket 方式の内容が精密さをきわめればきわめるほど、一般労働者には理解し難いものとなっていき、幹部にその闘争を一任してしまい、それだけ一般の指示が弱くなってしまうという欠陥をもっていたことである。

（小沼 1980, pp.10-11）

このようなマーケットバスケット方式への批判から「エンゲル線の変曲」を利用した試

² 安藤政吉 (1948)『最低生活費の研究』. 光生館.

³ 労働科学研究所編 (1960)『日本の生活水準』. 労働科学研究所. 労働科学集成, 第2巻.

⁴ 小沼正 (1980)『貧困—その測定と生活保護— 第2版』東京大学出版会

なお、引用個所の初出は、小沼正 (1967)「わが国戦後における最低生活費研究の系譜」『季刊社会保障研究』、3巻1号 pp. 13-25. である。

算や、「労研方式」による試算など、家計調査や実態調査などを利用して最低生活費が行われるようになった。その後も 1970 年代の江口英一らによるマーケットバスケット方式（全物量積み上げ方式）による試算や、21 世紀になってから行われた、阿部彩らによる MIS 方式による試算⁵、山田篤裕らによる主観的最低生活費を用いた試算、金澤誠一らや中澤秀一らによる江口英一らのマーケットバスケット方式を一部変更した手法を用いた試算⁶、岩田正美らによる「家計実態アプローチ」による試算など、様々な方法が現代に至るまで行われている。

これらの試算については、金澤（2019）⁷にその概要と経緯が整理されている。その中では、小沼（1980）で指摘されているような批判に対応した各試算について、労研方式に対しては「客観的な調査によるデータに基づいたとしても、最低生活費の算定には少なからず、「あるべきもの」という主観的なものが入ってくる性格を持っていることを意味しているように思われる。」（金澤 2019, p. 160）と評価し、また笠山の方法に対しても、「飲食物費のエンゲル線の変曲点では、必要なカロリーを確保できない」（同, p178）と述べている。

さらに、これらの生活実態を参照する方法による最低生活費の試算について、「低所得層の生活実態が「生活崩壊」しているとしたら、生活実態から導き出される最低生活費は、何らかの欠乏した状態を反映したものとならざるを得ない。その時代のその社会の生活実態を反映したものであるとしても、それをそのまま使用することはできない」（同, p. 179）と総括し、「何らかの理論値を積み上げることが必要となると理解される」（同, pp. 179 - 180）と結論付けている。

その一方で、江口の方式に対しては、「確かに理論生計費であるが、実態から遊離したものではなく、実態調査をもとにした実態を反映していることはいうまでもない。ただそれを補正し「理論値」を算出している点に特徴があると理解される。しかしながら、「補正」にしても、労働者の実態調査からの労働者のありのままの「声・要望」に基づいているのである」（同, p. 180）などと上述の生活実態参照型の試算への批判の流れから好意的な評価を行っている。

本章では、上述の二つの文献で行われているサーベイと批判を参考にしつつ、マーケットバスケット方式の過去の試算を中心に、上述の短所に対処したようなマーケットバスケット方式による最低生活費の試算を実際に行う場合に必要な情報、つまり、どのような水準をターゲットに、どのような方法でどのような費目を選択し、どのようにその数量と価格を設定し積み上げてきたのか、を再整理した。

⁵ 江口英一、高野史郎、松崎桑太郎. (1974) 「「現代のインフレ」による「生活崩壊」と最低基準生活費(最賃・失対賃金・生活・年金闘争の前進のために (特集))」、『賃金と社会保障』、No. 661 1974 年 11 月上旬号 pp.5-75.

⁶ 出所多数なため 4 節にて詳述

⁷ 金澤誠一. (2019). 『現代の貧困と最低生活の岩盤を求めて』. 高蔵出版.

1 安藤政吉のマーケットバスケット方式による試算

1-1 概要

安藤政吉は「最低生活費」を試算し、「最低生活費の研究」として1948年に公表した。試算方法は全物量積み上げ方式（=マーケットバスケット方式）である。戦後直後の経済的制約下における生活に必要な最低限度の物件について検討している。配給を考慮しつつ、不足分を闇市で調達することを想定している点に特徴がある。また、算出にあたって「文化國家再建と生産力の擴充の基本的要件としての労務者の生活力を最低限度に確保する」（安藤 1948、p.4）⁸ことを目的としている。

1-2 調査対象

- 6大都市居住の労務者を対象⁹とし、標準家族（夫婦に子女3人）を中心に算出している。

1-3 調査方法

- 総理庁統計局「消費者価格調査」
- 東京闇価格（闇市場における価格調査）

1-4 試算方法

大きく2通りの方法に則っている。飲食物費、住居費、被服費、水道光熱費については、配給や食糧危機、空襲による消失などの状況を考慮し、最低必要な品目を検討している¹⁰。教育費その他の第2生活費では物量算定を中心に推計している。

ここでは、特徴的な「飲食物費」「住居費」「被服費」「公課負担費」を取り上げて紹介する。それ以外の費目について、消費者価格調査の利用方法を軸に整理を行う。

(1) 飲食物費

- 労働生理学上の観点から、健康と能率と生活力を確保するために必要となるカロリーとタンパク質質量を満たすような食料配分を、昭和22年度の食料生産量、輸

⁸ 安藤政吉. (1948). 『最低生活費の研究』. 光生館.

⁹ 「本研究は主として六大都市居住労務者を対象としたものであるが、一般勤労階級の最低生活費として亦充分参考となるであらう。」（安藤、1948年、p.4）としている。

¹⁰ 「敗戦日本の經濟的諸條件の制約化に於ける生活に必要な最低限度の物件の個々について検討し、取捨接配すると共に、その量質についても調査し、場合によつてはその耐用年数をも検討し、その價格は、配給、非配給割合、公定價格、市場調査により闇價格、消費者價格等の資料を用ひ、つとめてその價格の決定に正鵠を期することにした。殊に闇の價格は事実、場所、相手により異なるので、これが資料は特に注意を拂ひ、主として購入量と支拂價格を比重計算した消費者價格を用ふる事にした。」（安藤、1948年、p.4）

入推定量、年間配給、食品市場（自由購入・闇市）の状況を踏まえ、調達できるように選定する。

➤ 品目の選定

- 労務者の栄養最低必需量の決定は、厚生省研究所国民栄養部「日本人栄養要求量標準」を基礎に、標準家族構成による栄養最低必需量を総合的に算出している。主人・妻ともに「中等労作」（安藤、1948年、p.11）を行っているとみなす。また、子どもは、第1子（11～14歳）・第2子（8～10歳）・第3子（2～4歳）を想定する。
- 必要なカロリー・タンパク質の量の算出には、「栄養要求量標準」の性別・年齢別を利用する。子どもに必要なカロリー・タンパク質は想定する年齢の平均を仮定する。また主人・妻はそれぞれ男女別の21歳～60歳のカロリー・タンパク質の平均を利用する。
- 主食類、野菜類・漬け物類、魚介肉類・乳製品類、調味料類の消費に栄養を得ると想定し、各品目の配給の不足分は非配給（闇市）によって調達すると想定している。
- タンパク質のうち25%は、動物性タンパク質で得られるような選定を行っている。

➤ 使用量の設定

- 国全体での生産量と輸入量から、1人あたり配分可能量を算出し、配給・非配給それぞれの調達手段で分配する。

(2) 住居費

➤ 空襲による焼失都市の拡大や復員引揚者の増加が住居難を引き起こしており、実態値から最低限の住居費を算出するのは適切ではないとする。保健上、経済上、生活能率上の見地から最低住居の規格を決定し、復興院の新統制令から住居形態別の家賃を算出し、住宅修繕費、家具什器費と合わせて算出している。一人の勤労者家族が一定の家に定住するものとして最低基準を定める。

➤ 住居の規格

- 居間、寝室、茶の間、子供室、書斎、客間等の内寝室を不可欠なものとし、就寝時に空室となる部屋を病人等に当てる部屋として室数の最低限を定める。また、付属室として台所と押入を必要とし、洗面所、玄関、廊下は建築設計の際に合理的に無駄のないように設計建築するものとする。
- 部屋の面積は3畳、4.5畳、6畳、8畳の4種類を原則とする。夫婦の寝室は6畳を原則とし、乳児、幼児は同室とする。また、児童、子女、老人等の寝室は同室とし、夫婦でない成人の異性は同室とはしないことを条件としたうえで、寝室の収容人数を保健的、建築学的見地から推定する。
- 就寝時に空室となる部屋に関しては、12歳以下であれば0.5、12歳以上であれば1をとる成人率から最低限必要な面積を設定している。

- 夫婦2人、子女2人、その他家族1人の標準家族を中心に子女8人までの住居形態を作成し、上記の諸条件を考慮して、幼年期（前期）と子女が成長した期間（後期）それぞれの最低畳数を算出する。その値に台所、便所、押入等の最低限の付属物を合わせて建坪を算出する。
- 家賃の設定
- 復興院の新統制令による専用住居支持価格甲地域坪当たりの金額から、標準家族の1畳当たりの家賃を算出し、各世帯別所要畳数によって家賃を算出している。ただし、畳数が大きくなるにつれて1畳当たりの家賃は減少する傾向があるため、畳数に応じて減少率、増加率を設定し、修正最低家賃を算出している。
- 家賃以外の住居費
- 家賃以外に住宅修繕費、水道費、家具及び什器、設備費が必要となり、諸調査ではその割合が13%～20%となっている。諸調査の実情から、修繕費は家賃の1割、家具什器費は1か月当たり24円21銭（家賃の46.13%）と設定している。

(3) 被服費

- 東京地方都市勤労者を中心に調査し、被服費、寝具及び付属品の新調費を使用年数で除したものに補綴費を合わせ、家族構成別に平均した費用を被服費用としている。
- 品目の選定
- 被服の種類及びその所持数は必要と思われる最低限とし、被服身廻り品、寝具及び付属品を選定している。自家製のできるものは材料費のみ計上し、使用年限は出来る限り修繕して使用することを原則とするため縫糸も計上している。
- 使用量の設定
- 衣料表によって用布量を算出している。しかし、その量は配給可能量の約3倍に達するため、この量を新たに購入することは不可能となった。配給可能量以外は闇購入、あるいは古着等によって補うこととし、さらに不足する分についてはストック品で極力充当することを想定する。
- 耐用年数の設定
- できる限り修繕して使用することを原則として設定している。
- 價格の選定
- 新調費は配給可能量を主としたため、公定価格を用い、一部については消費者価格調査等を用いる。また、自家製できるものは材料代のみ計上している。

(4) 公課負担費

- 「公課は國民の義務であり、その他の負擔費も又社會の成員として當然の支出」であるため、「負擔費は最低生活費として算出することが妥当」（安藤、1948年、p.102）としている。

- 品目の選定
 - 「所得税」「市民税」「町会関係費」の支出を想定している。
- 価格の設定
 - 年間所得を 24000 円とし、①3 万円以上勤労所得の 2 割控除 (-4800)、②（一律の）基礎控除 (-4800) を算出 (=14400)。この金額に対して、③税率「最初の 1 万円に 2 割(2000)」、④「1 万円以上 1 万 5 千円まで 2 割 5 分(1100)」を所得税の課税額(3100)としている。
 - 市民税は 5 円、町会関係費は 3 円としている。

(5) その他の費目

消費者価格調査の情報は、①費目内で積み上げる品目の選定時に利用する、②購入にあたっての数量情報として利用する、③価格情報を利用する、④支出額そのものを用いる、の 4 種類の利用がされている。

- ① 品目の選定に利用
 - 娯楽費
 - 消費者価格調査の品目である「映画入場料」「野球その他入場料」「音楽入場料」を選定している。
- ② 数量情報を利用
 - 水道光熱費（ローソク）
 - ローソクの数量は 1 ヶ月あたり 1.5 本と想定している。数量設定に当たり価格調査結果の「1 ヶ月の使用量は 2.5 本」を参考にしている。
- ③ 価格情報を利用
 - 飲食物費
 - 数量は国内生産量と輸入量から国民 1 人あたり配分可能量を算出している。
調達手段は配給・非配給と異なるが価格は消費者価格を利用している。
 - 住居費（家具什器）
 - 所持数や耐用年数は別に設定（確認）。利用できる価格として、東京価格、闇価格、消費者価格を利用している。
 - 水道光熱費（ローソク）
 - ローソクの価格は昭和 21 年 7 月から 12 月の平均価格を用い、1 円 36 銭としている。
- ④ 支出額を利用
 - 嗜好品費
 - 6 大都市の標準家族 1 ヶ月 1 世帯あたりの「菓子」「果物」「茶」「清涼飲料費」の支出額を利用。ただし、果物への支出額が調査より高かったため、2 分の 1 の額に修正している。
 - 保健衛生費

- 医薬費は、消費者価格調査の東京都の薬剤購入費をみなす。その他の保健衛生費として、「洗濯石鹼」「化粧石鹼」「脱脂綿」「ちり紙」「クリーム」は消費者価格調査の支出額を利用している。
- 教育費（学校教育費以外の教育費）
 - 「児童の玩具類絵本類」には支出額を利用。
- 教育費（成人教育費及び修養費・文房具）
 - 図書雑誌代、文房具のうち配給される鉛筆とインキ、便箋は支出額を用いられている。
- 娯楽費
 - 支出額を利用。昭和 22 年に入場料の全国的な値上げが行われた 3 割増しの金額とする。

2 藤本武らによる労研方式による試算

2-1 概要

1946年に「最低生活費はどれ位か」においてマーケットバスケット方式による試算を行った藤本武らが、それ以前に行われていたマーケットバスケット方式の問題点に対応するために考案された「労研方式」という手法で試算を行っている。本節では、労働科学研究所編（1960）¹¹『日本の生活水準』を主要参考文献としている。同書は、1952年～1958年度の厚生省の委託調査及び、厚生科学研究費の助成を受けて行われた調査をもとに一連の研究成果をとりまとめたものである。

労研方式では、「プラトー化現象」という仮説に基づき、最低生活費の水準を試算している。この仮説は、生活水準が上昇したとしても、心身の状態が無限に良好になるというわけなく、効用の傾きがある点で極端に緩くなるという仮説である。

具体的には下記の各調査の諸指標を消費単位当たり生活費によって階層分けにしたクラスごとに集計し、その変化を確認する。この変化が緩やかになる点における消費単位当たり生活費を最低限界とみなす。従って各費目にかかる費用がいくらといったような積み上げを行う方法ではなく、ましてやマーケットバスケット方式のように各品目の数量と価格の積から積み上げる方式ではない。

消費単位当たり生活費がプラトー化する水準は、各指標によって異なるため、各指標の重要性を考慮したうえで、どの生活費水準を最低生活にするかを決定する。消費単位とは一人当たりの消費の指標であり、この概念については後述する。

2-2 マーケットバスケット方式への批判

労働科学研究所編（1960）では、次のように記載されており、マーケットバスケット方式は批判されている。

理論的方法と言われるものは、主として栄養学を最低食品量の献立を作り、その価格を調査して最低飲食物費を算定することが基礎となつてゐる。これが理論的方法と言われるのも、栄養学上の理論のうえに立つて行われるためであるが、慎重に行われる場合には、この方法によつて最低飲食物費を算出することはさして困難ではない。しかし、問題は何より他の生活費部分である。

このうち、燃料については炊事の必要熱量の計算に基づいて、また住宅については、住み方、住宅衛生の見地からミニマムの基準を設定できるが、それ以外になると多くの問題があった。これまで算定された諸方法をみると、衣服についてはききとりによって最低必要量の調査を行なう方法（ロウントリー）が多く、常識的なきめ方であったし、他の生活用品になるといよいよ主観的恣意

¹¹ 労働科学研究所編. (1960) . 『日本の生活水準』. 労働科学研究所. 労働科学集成, 第2巻.

的なものが幅を占めることとなった。そして実際には現実の生活費のなかから、大体適當と思われるものを主観的にとりあげ、それを組み上げていく他はなかつたもので、理論的方法とすれば一貫せず、まことに弱氣一環といわねばならなかつた。(p. 10)

さらに、上述のマーケットバスケット方式の弱点をカバーするための方法として次の4つの方法が取り上げられている。1つ目はアメリカの労働統計局のケロッグが行った、家計調査を所得階層別に分け、品目ごとの消費量を調査し、その消費量がプラトー化するところに必要が満たされるとして計算したもの。2つ目は、ヘラー委員会の調査世帯の過半数が購入するものを標準生計費の中に組み入れるという方法。3つ目は、飲食物費のみマーケットバスケット方式で算定し、エンゲル係数を用いて総生活費を算出する方法、4つ目は、「藤本が試みたもので、着方や持ち物調査を行い、衣服は標準的な着方から最低必要量を定め、その耐久年限は品目毎の使用期間の調査から、急激に低下するところを妥当な耐久年数とみた」(p. 11)方法である。

しかしながら、これらの4つの方法にも共通な問題として、「生活水準からみて、ばらばらのものが算定される危険性」(p. 11)を指摘しており、「本来統一体であるべき生活費が、それぞれ分断されたままで算定されるために、個々の品目の決定についてかりに適切であつても、生活費全体はツギハギのものになつて実情から遊離するのである。マーケット・バスケット方式で問題になる1つは、この木を見て森を見ざる結果になり易いという点である」(p. 12)と批判を行っている。これらの批判に対応するものとして「労研方式」は開発されている。

2-3 調査方式

(1) 調査地区（調査年）

- 都市：東京都（1952年）
- 純農村：東北のM村（1953年）
- 都市近郊型農村：兵庫県加古川市付近のY村（1954年）

(2) 東京都における調査

東京都における調査で実施された調査は次の3つの調査を実施している。調査対象世帯としたのは約500世帯であり、下記の調査にすべて回答した世帯は、308世帯で、60%程度の回答率である。回答完了世帯の内訳は、生活保護世帯63、定額所得世帯116、都庁の勤労者世帯129である。

東京都における調査では、以下の3種類の調査を実施した。

- 家計調査の集計
- 生活状況調査（訪問聞き取り調査）
 - 世帯構成、学歴、職業、収入、住居の諸条件、寝方（1人1床か雑魚寝状態であるか）、被服所持数、家具什器所持数、文化的生活の内容（新聞、読書、映画関係）

- その他の調査
 - 知能検査、よみかき検査（主婦と学童）
 - 一般健康診断（全員）
 - 体格、体力検査（主婦と学童）
 - 血液、尿の検査（主婦）

(3) 農村における調査

農村においては独自の家計調査および東京都でも行った生活状況調査及びその他の調査をほぼ同様の形式で行っている。

① 家計調査

調査期間は M 村、Y 村とも 1953 年 10 月 15 日～12 月 14 日の 2 か月間であった。調査は、村内に居住する農業以外の自営業者を除いたすべての世帯から 500 世帯を任意抽出のち、一定以上の面積の耕地を経営する農家の全世帯と生活保護世帯の全世帯を対象に実施した。集計可能な回答を行った世帯数は、M 村は 350 世帯、Y 村で 434 世帯であった。

② 実態調査

調査期間は M 村 1953 年 12 月、Y 村は 1954 年 12 月である。Y 村については、家計調査の実施時期より 1 年遅いタイミングとなっている。調査対象および回答世帯は、M 村 525 世帯、Y 村 410 世帯であった。

③ 東京における調査との違い

生活状態調査では、農家の経営状況についての聞き取りを実施したほか、一般健康診断その他については、各世帯の成人男女各 1 人について、虫卵調査を実施している。

生活費水準と比較を試みた各指標について

生活費水準と比較を試みた各指標については図表 3-1 のとおりである。生活費水準と身体発達、健康状況、知能などの幅広い指標で比較している。

図表 3-1 消費単位当たり生活費水準と比較する各指標

身体ならびに栄養状態	体格	身長、体重、胸囲、上脇囲、肩幅、腰幅、胸郭径
	体力	Rohrer 指数、Kaup 指数、Vervaeck 指数、握力、肺活量、背筋力
	健康状態	ヘモグロビン量、血清たんぱく量、全血比重、既往歴、寄生虫保有（農村のみ）
	栄養状態（尿検査から）	総窒素、ビタミン B ₁ 、ビタミン B ₂ 、N ¹ —メチルニコチンアミド（MNA）
知能	—	I.Q.、読み書き能力
住・衣並びに文化的生活内容	住居の水準	● 建物の構造（木造本建築、バラック、鉄筋）

	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物の形式（独立、長屋、アパート、転用） ● 建具の使用とその状態（畳、ふすま、障子） ● 日当たりの質 ● 専用状態（台所、便所、風呂） ● 1成人当たりの寝室枚数など
家具・什器の保有	タンス、ラジオ、電気アイロン、鏡台、鍋類など
寝具・衣服の保有数	布団の枚数、背広、コート、洋傘、寝衣、革靴など
その他	入浴回数、理髪回数、教養娯楽の財・サービスの消費（新聞、雑誌、書物、映画・演劇）

(出所) 労働科学研究所編. (1960) より MURC 作成

2-4 試算に用いる生活水準の分類及び消費単位の設定について

(1) 生活水準の分類

消費単位当たり生活費水準の分類は、1000 円刻みの図表 3-2 の 10 分類としている。

図表 3-2 消費単位当たり生活費水準 9 区分 (円)

I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
1,000	2,00	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000~
~	~	~	~	~	~	~	~	~	
1,999	2,999	3,999	4,999	5,999	6,999	7,999	8,999	9,999	

(出所) 労働科学研究所編. (1960) p. 23 より MURC 作成

(2) 消費単位の設定

労研方式では、「マルティプル」¹²を用いず、「消費単位」を細かく設定して使用していることも特徴である。消費単位については、飲食物費とそれ以外の費目は別々に労研独自に算出している。また消費単位当たりの生活費は、次の式であらわされる。

$$\frac{\text{各世帯の飲食物費計}}{\text{各世帯の飲食物費消費単位}} + \frac{\text{各世帯の他の生活費}}{\text{各世帯の他の生活費の消費単位}}$$

¹² 労働科学研究所編. (1960) の中では、「マルティプル」の定義は行われていないが、本文中に「マルティプルでは単に世帯人員に関連させているだけであるから、個々の世帯の家族構成の違いに基づく生活費の相違を考慮する余地がない」(p. 22) という記載があり、世帯人員数の平方根のような等価尺度と同様の概念と解釈した。

ここでいう消費単位とは、性別、年齢、労働状況、配偶者の有無等を勘案した、一人当たりの消費の指標である。図表 3-3 から図表 3-9 が個人の属性別の消費単位とその根拠となる基準摂取熱量を示したものである。

消費単位は、労研が行った個人別摂取栄養量精密調査から算定した、「栄養消費指数」と、労研の「労働の軽重別必需熱量」をもとに、労研の社会科学研究所が行った「個人別生活費調査結果」を勘案して作成されている。飲食物費以外のその他の費用については、「個人別生活費調査結果」に基づいて算定されている。消費単位は、60 歳未満・男性軽作業・夫・都市を 100 として基準化した指標となっている。

図表 3-3 飲食物費の消費単位（都市）

年齢区分	作業区分	消費単位		基準摂取熱量 (kcal)	
		男	女	男	女
乳児	—	25	25	—	—
1~3 歳	—	50	40	—	—
4~6 歳	—	60	55	—	—
小学 1~3 年	—	65	60	—	—
小学 4~6 年	—	70	65	—	—
中学	—	90	80	—	—
60 歳未満	軽作業以下（主婦を含む）	100	80	2,600	2,300
	中等作業	115	95	3,100	2,700
	重作業	135	—	3,650	—
	激作業	150	—	4,100	—
60 歳以上	軽作業以下（主婦を含む）	85	65	—	—
	中等作業	105	80	—	—
	重作業	125	—	—	—
	激作業	140	—	—	—

(出所) 労働科学研究所編. (1960) p. 26, 序一表

図表 3-4 その他の費目（飲食物費以外）の消費単位（都市）

分類		消費単位
夫	—	100
妻	—	70
乳児	—	30
1～3 歳	—	40
4～6 歳	—	40
小学 1～3 年	—	45
小学 4～6 年	—	50
中学	—	80
高校生	—	90
大学生	—	100
男女未婚労務者（60 歳未満）	生計中心者	100
	そうでないもの	110
60 歳以上	勤務を持つもの	100
	勤務なきもの	80
	勤務なし	60
勤務を持つ妻	—	90
就労しない未婚者	—	90

(出所) 労働科学研究所編. (1960) p. 26, 序—2 表

図表 3-5 飲食物費の消費単位（農村、未成年者）

	男	女
乳児	30	30
1～3 歳	35	30
4～6 歳	50	45
小学 1～3 年	60	55
小学 4～6 年	70	65
中学生	90	70
学生	95	75

(出所) 労働科学研究所編. (1960) p. 26, 序—3 表

図表 3-6 飲食物費の消費単位（農村）

	男			女		
	50 才未満	50~60 才 未満	60 才以上	50 才未満	50~60 才 未満	60 才以上
35 才未満男子平均	100	—	—	—	—	—
極軽作業	75	70	60	65	55	50
軽作業	80	75	65	70	60	50
中等作業	95	90	—	80	70	—
農作業（主）	110	95	90	90	75	—
家事（主）	—	—	—	75	75	75
行商	90	90	—	75	75	—
他	75	70	—	70	60	—
廃疾	65	60	—	60	55	—
雇人（農）	105	90	—	90	75	—
雇人（家事）	—	—	—	70	70	—

(出所) 労働科学研究所編. (1960) p. 27, 序一5表

図表 3-7 飲食物費以外の消費単位(農村)

	男	女
既婚_35 才未満	100	40
既婚_60 才未満	110	50
既婚_60 才以上	85	55
未婚	115	130
学生	90	90
中学生	50	50
小学 4 ~6 年	40	45
小学 1 ~3 年	35	35
4 ~6 才	25	25
1 ~3 才	25	20
0 才	25	25
年雇男	40	—
その他女	—	30

(出所) 労働科学研究所編. (1960) p. 26, 序一4表

図表 3-8 農村の未成年者の摂取熱量・飲食物費（単位：kcal、円）

	男			女		
	摂取熱量	飲食物費	対 35 才 未満男子 比率	摂取熱量	飲食物費	対 35 才 未満男子 比率
乳児	900	884	29			
1～3才	850	1,135	37	630	852	28
4～6才	1,340	1,542	50	1,200	1,327	43
小学1～3年	1,820	1,802	59	1,690	1,731	57
小学4～6年	2,380	2,214	72	2,050	1,989	65
中学生	3,100	2,870	94	2,330	2,115	69
学生	3,300	2,940	96	2,550	2,287	75

(出所) 労働科学研究所編. (1960) p. 28, 序一7表

図表 3-9 成人の摂取熱量、飲食物費（農村）（単位：kcal、円）

	50 才未満			50~60 才未満			60 才以上		
	1 日 当り 摂取 熱量	1 月当 り飲食 物費	対 35 才未 満男 子比 率	1 日当 り摂取 熱量	1 月当 り飲食 物費	対 35 才未 満男 子比 率	1 日当 り摂取 熱量	1 月当 り飲食 物費	対 35 才未 満男 子比 率
男									
35 才未満男子平均	3,242	3,044	100	—	—	—	—	—	—
極軽作業	2,200	2,139	70	1,980	1,996	65	1,760	1,722	56
軽作業	2,600	2,492	81	2,340	2,315	76	2,030	1,961	64
中等作業	3,100	2,934	96	2,800	2,721	89	—	—	—
農作業（主）	3,650	3,421	112	3,000	2,898	95	3,000	2,818	92
家事（主）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
行商	2,900	2,758	90	2,900	2,810	92	—	—	—
他	2,600	2,338	76	2,340	2,109	69	—	—	—
廃疾	2,200	1,985	65	1,980	1,790	58	—	—	—
雇人（農）	3,650	3,245	106	3,000	2,670	87	—	—	—
雇人（家事）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
女									
極軽作業	2,000	1,803	59	1,800	1,616	53	1,600	1,466	48
軽作業	2,300	2,608	68	2,070	1,855	61	1,670	1,528	50
中等作業	2,700	2,422	77	2,400	2,146	69	—	—	—
農作業（主）	3,100	2,775	91	2,500	2,235	73	—	—	—
家事（主）	2,500	2,245	73	2,500	2,235	73	2,500	2,262	74
行商	2,500	2,245	73	2,500	2,235	73	—	—	—
他	2,300	2,073	68	2,070	1,870	61	—	—	—
廃疾	2,000	1,808	59	1,800	1,631	53	—	—	—
雇人（農）	3,100	2,758	90	2,500	2,228	72	—	—	—
雇人（家事）	2,500	2,228	72	2,500	2,228	72	—	—	—

(出所) 労働科学研究所編. (1960) p. 27, 序一6 表

3 江口英一らのマーケットバスケット方式による試算¹³

3-1 概要

江口英一は「最低基準生活費」を試算し、1974年に公表した。試算方法は全物量積み上げ方式（=マーケットバスケット方式）であり、後の金澤や中澤の試算方法のベースとなった方法である。この「マーケットバスケット方式」は、理論生計費であるが、実態調査を実施しその結果に対してさらに労働者の「声・要望」に基づいて補正した「理論値」を算出しているところに特徴がある。

3-2 調査対象

- 神奈川（52世帯）・東京（45世帯）の失業対策労働者（日雇労働者）¹⁴世帯

3-3 調査方法

- 失対労働者世帯への面接聴取アンケート
- 失対労働者夫婦世帯の耐久消費財手持調査
- 失対労働者世帯生活実態調査

3-4 試算方法

1世帯当たりの平均手持ち数量に、小売物価調査における標準小売品の価格を乗じ、生活実態調査から耐久年数を勘案したうえで、費目ごとの月当たり支出金額を算出する。また、面接調査で聞き取った生活要望を使って必要に応じて補正する。算出における各費目に特有の事柄は図表3-10のとおりである。

図表 3-10 算出における各費目の特殊事項

住居	<ul style="list-style-type: none">● 面接調査で出た要望から、2DKの公営二種住宅もしくは、低所得高齢者向け住宅を設定している。
飲食物費	<ul style="list-style-type: none">● 夫婦で4200カロリー以上かつ動物タンパク質130グラム確保した食事を毎日摂取できる水準を確保するように設定する。面接調査の要望で上がった品目を参考に嗜好品として日本酒、果物等が購入できるような水準を設定した。● 食生活の生活要望で上がった食品として<ul style="list-style-type: none">➢ 魚介類（マグロ、カレイ、白身の刺身）➢ 肉類（牛肉、豚肉）➢ 乳卵（牛乳、バター）

¹³ 江口英一、高野史郎、松崎栄太郎. (1974) 「「現代のインフレ」による「生活崩壊」と最低基準生活費(最賃・失対賃金・生活・年金闘争の前進のために (特集))」、『賃金と社会保障』、No. 661 1974年11月上旬号 pp.5-75.

¹⁴ 戦後の「緊急失業対策事業（1949～1995年）」に従事していた労働者のこと

	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 野菜（大根、キャベツ、ホウレンソウ、玉ねぎ、長ネギ） ➢ 乾物（のり、豆製品、 ➢ 加工食品（豆腐、納豆） ➢ 嗜好品（日本酒） ➢ 果物（リンゴ、なし、ブドウ）
被服費	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査結果で得られた実態に、面接調査の要望から、「男物、女物の外出着」の設定、「妻の衣類」、「下着」、「靴下類」などで耐用年数の短縮を行っている。
雑費	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療費については歯科診療費を節約しているという調査結果から、月当たり 2 回の診療回数を確保できるような基準を設定している。 ● 交通費は最低基準として国鉄・バスともに月 10 回の利用を設定する。また通勤費用は全額勤務先の負担とする
家具什器を中心とした耐久消費財	<ul style="list-style-type: none"> ● 実態調査では、もらいやものや、中古品を使用しているという結果だったが、1974 年 8 月時点の価格で新品かつ標準的な商品を購入すると仮定して、耐用年数も勘案し月々の消費金額を算出している
光熱・水道費	<ul style="list-style-type: none"> ● 1973 年 9 月時点の総理府家計調査結果を参考に、所得階級第一 5 分位の平均支出額を基準とし、生活実態調査と比較しつつ算定している。
預貯金	<ul style="list-style-type: none"> ● 1973 年の総理府家計調査結果における全国勤労者世帯の所得階級第一 5 分位、第二 5 分位の貯蓄率（20.7% と 24.3%）の間を取って 22% の貯蓄率を設定している。積み上げた消費支出の合計に貯蓄率 22% を乗じて預貯金を計算している。

(出所) 江口他(1974) から MURC 作成

4 金澤誠一らや中澤秀一らのマーケットバスケット方式による試算

4-1 概要

江口英一によるマーケットバスケット方式による試算ののち、日本においてその流れを汲むマーケットバスケット方式による最低生活費の試算は、佛教大学の金澤誠一名誉教授を中心として行われた調査及び静岡県立大学の中澤秀一准教授を中心として実施されたマーケットバスケット方式による最低生活費の試算が代表的なものである。これらは全国各地の労働組合評議会などの労働組合系組織と共同して独自の調査を行い、試算を行っている。

目的として「最低生計費資産調査は、①労働者が働いて、生活できる最低賃金の水準、②生活保護や年金など社会保障の水準、など多くの分野で活用できるデータを提供できる」と2020年の沖縄県で行われた調査の調査票に記されている通り、最低賃金の水準を上げる根拠となるデータを取得することが優先的な課題として掲げられていることには留意が必要である。

調査は主に生活実態調査と持ち物調査を行い、財の所有（ストック）と消費（フロー）および生活様式の把握を試みている。本節では、主に中澤が行っている調査について整理する。なお、各費目の詳細な試算方法は、2020年度に厚生労働省の委託調査として実施されたみずほ情報総研（2020）を参照されたい。

4-2 調査地域・調査年

調査地域・調査年は下表の通りであり、全国各地で、中澤が監修の調査が近年、頻繁に行われている。

図表 3-11 調査地域及び調査年¹⁵

実施研究者	調査地域（調査年もしくは公表年）
金澤誠一	京都(2006)、首都圏(2008)、東北地方(2009)、愛知県(2011)、九州(2011)
中澤秀一	静岡県(2010)、新潟県(2015)、静岡県(2015)、愛知県(2015)、北海道(2016)、東北6県(2016)、埼玉県(2016)、福岡県(2017)、東京都(北区・世田谷区・新宿区・立川市・八王子市)(2019)、岡山県(2020)、長野県(2020)、沖縄県(2020)、茨城県(2020)

（出所）MURC 作成

4-3 調査対象・サンプルサイズ・回収率

静岡県で2010年に行われた調査を例にすると、静岡県労働組合評議会、静岡自治体労働組合総連合の加入組合の組合員を中心にアンケートが配布された。配布票数は10000部で、そのうち4716部が回収されている。しかしながら、調査票が多岐にわたり、回答負

¹⁵ MURCで実施が把握できた調査であり、これ以外にも実施されている可能性はある。

担が重かったため、集計に使用可能な有効回答は 2969 部であった。

4-4 調査事項

(1) 持ち物財調査

家庭で「生活に必要なもの」について、調査項目にあげている財の保有の有無、保有数を調査している。持ち物財調査はプリコード方式で、アンケートに記載の品目について、個数を入力する調査票となっている。調査票での品目の分類は、費目カテゴリ内に電子レンジなどの具体的な品目名が列挙されている。

沖縄県で 2020 年に行われた調査の調査票¹⁶では、費目カテゴリは、設備機器、家事用耐久財、冷暖房用機器、居間・寝室用家具、応接・書斎用家具、食堂用家具、室内装飾品、寝具類、家事雑貨、家事用消耗品（1か月の消費量）、被服・履物、身の回り用品、教養娯楽用耐久財、書籍・他の刊行物、教養娯楽用品、交通用具、通信機器、理美容用品（消耗品については 1ヶ月の量）、保健医療用品器具の 18 カテゴリで計 261 品目のリストとなっている。品目リストは 2010 年に行われた静岡県調査では、20 カテゴリで計 424 品目であり、近年の調査では品目リストは整理され短くなっている。

(2) 生活実態調査（対象者（世帯）の大まかな生活実態を把握する）

静岡県で 2010 年に行われた調査のうち生活実態調査で把握した事柄を示したもののが図表 3-12 である。また、2020 年に沖縄県で行われた調査では、図表 3-12 でその他に分類される事柄や、負担に思っている消費支出、充実させたい消費支出の設問が削除されている。設問数に着目すると 2010 年静岡県調査では計 53 問だった設問も、2020 年沖縄県調査では 40 問に削減されている。

図表 3-12 生活実態調査の調査内容（2010 年の静岡県調査）

分類	内容
基本属性	性別、年齢、世帯構成、居住形態、家賃など
就業形態	雇用形態、勤続年数、企業規模、業務内容、賃金額、収入額など
日常生活について	朝食・昼食・夕食の取り方及びその費用、余暇生活、旅行、交際費、自動車・バイクの必要性、主な買い物場所、負担に思っている消費支出、充実したい消費支出など
その他	独立の予定、親からの経済的援助、仕事に対する悩みや不満、生活での困り事、困った時の相談相手、近所づきあいの程度、現在の暮らし向き

（出所）中澤氏から提供を受けた 2010 年の静岡県調査の調査票をもとに MURC 作成

(3) 価格（市場）調査

価格については、生活実態調査結果をもとに対象世帯の買い物先に行き、商品・サービスの価格を調査する。

¹⁶ 中澤氏から調査票の見本の提供を受けた。

4-5 試算方法

(1) 持ち物財調査を使用した試算

持ち物財調査で調査された品目について、保有率70%以上の品目を必需財として認定し、それに数量と価格を乗じることで必要な金額を試算する。保有量は、保有世帯のみで集計した各世帯類型での保有量の第3十分位点の値を用いる。また耐久消費財については、月ごとの支出額に按分する必要があるため耐用年数を勘案しなければならない。耐用年数は国税庁「減価償却資産の耐用年数等に関する政令」を参照し各品目で設定している。

同じ用途に使われる代替的な財については、中澤秀一が監修している調査のうち近年の調査では、必需品と判定する保有率7割という基準を下回る品目についても、使用用途が同じと考えられる品目グループ全体の保有率が7割を上回っている場合には、その品目グループから品目を1つだけ必需品として選定を行っている。選定の際には、「合意形成会議」と呼ばれる、一般の市民間でのディスカッションの場を設け、品目別の保有率リストを提示したうえで、使用用途を同じとみなすことができるかどうかを検討される。

さらに、本箱・本棚、小学生用のランドセルやヘルメットなどが、保有率が7割に達しない場合でも、当該世帯類型で当然保有していると考えられるものであれば、合意形成会議の検討を経て必需品として設定される。

(2) 生活実態調査を活用した試算

生活実態調査を活用した費目と参照した項目については、図表3-13のとおりである。

中澤秀一が監修している調査のうち近年の調査では、生活実態調査の結果を合意形成会議に提示し、生活パターンを確定させる。

図表 3-13 生活実態調査を利用した費目と参照した項目

費目	方法
食費	朝・昼・夜の取り方・費用、会食の回数・費用など
住居費	家賃・更新料など
交通費	自家用車・バイクの保有の有無及びその維持費など
教養娯楽サービス費	旅行の頻度・休日の過ごし方など
交際費	冠婚葬祭の頻度・贈答の多寡など
保健医療費（一部調査）	医療費・医薬品購入の平均月額、介護サービスの月額

(出所) みずほ情報総研(2020)を参考に MURC 作成

(3) 公的統計等の結果を利用した試算

公的統計等の結果を利用した費目は、教育費、光熱水費、保健医療費、通信費である。実態参照先は図表3-14の通りである。これらの調査票情報（個票）を使用したわけでは

なく、公表されている統計表の数値を使用して設定されている。保健医療費については、持ち物財調査及び生活実態調査から算出しているときもあれば、公的統計の統計表を参照している場合もある。

図表 3-14 公的統計等の結果を利用した費目と参照先

費目	方法
教育費	文部科学省「子供の学習費調査」（隔年調査）より算出する
光熱・水道費	各調査対象地域・世帯類型における、総務省「全国消費実態調査」の1世帯1か月間あたりの光熱・水道費を使用する（一部の調査では年収階級別の結果を使用する）
保健医療費 (一部調査)	各調査対象地域・世帯類型における、総務省「全国消費実態調査」の結果を使用する
通信費	各調査対象地域・世帯類型における、総務省「全国消費実態調査」の結果（一部の調査では年収階級別の結果を使用する。）

(出所) みずほ情報総研(2020)を参考に MURC 作成

参考文献

- 安藤政吉 (1948) 『最低生活費の研究』光生館
- 中澤秀一 (2011) 「現代版マーケットバスケット方式による貧困の測定: 一静岡県における最低生計費試算調査結果よりー (特集 貧困測定の研究 (4)).」貧困研究, 7, 75-82.
- 中澤秀一 (2017) 「2015 年静岡県最低生計費試算調査結果報告書—30 代・40 代・50 代世帯類型別の結果ー」静岡県労働研究所所報、第 32 号、13-69
- 金澤誠一. (2019). 『現代の貧困と最低生活の岩盤を求めて』. 高蔵出版.
- 金澤誠一. (2012). 『最低生計費調査とナショナルミニマム－健康で文化的な生活保障－』 本の泉社
- 三多摩地区労働組合連合協議会・東京地方労働組合評議会 (2020) 「東京都最低生計費試算調査結果 一三多摩地区在住若年単身世帯一」
- みずほ情報総研 (2020) 「令和元年度厚生労働省委託事業 国内外の「マーケットバスケット方式」による最低生活費の算出事例の収集とその算出方法の分析一式 報告書」
- 小沼正. (1980). 『貧困ーその測定と生活保護ー 第 2 版』. 東京大学出版会.
- 江口英一, 高野史郎, 松崎条太郎. (1974) 「「現代のインフレ」による「生活崩壊」と最低基準生活費(最賃・失対賃金・生活・年金闘争の前進のために (特集))」、『賃金と社会保障』、No. 661 1974 年 11 月上旬号 pp.5-75.
- 藤本武 (1946) 「最低生活費はどれ位か」『労働の科学』1 卷 5 号
- 労働科学研究所編. (1960) .『日本の生活水準』. 労働科学研究所. 労働科学集成, 第 2 卷.

第4章 韓国国民基礎生活保障事業における最低生計費調査

特に注がない限り、主にみずほ情報総研(2020)¹⁷、韓国保健社会研究院(2013)¹⁸及び、本調査研究事業において実施した韓国保健福祉部・韓国保健社会研究院へのヒアリング調査により聴取した事項に基づく。

1 最低生計費計測の目的

「最低生計費計測」とは、1999年から2014年まで、韓国の公的扶助制度である国民基礎生活保障事業における給付水準の決定のために公的に実施されたマーケットバスケット方式による最低生活費調査である。

国民基礎生活保障事業は、1999年に制定された国民基礎生活保障法に基づくが、同法において受給権、給付額の根拠として最低生計費調査によって算出された費用が用いられていた。国民基礎生活保障法制定の背景の一つに、学識者、弁護士等からなる市民団体である「参与連帯」による働きかけがあった。参与連帯は、「国民生活の最低線の確保」の必要性を主張しており、客観的な算定手順によって計測された「最低生計費」に基づく公的扶助制度の制定を求める立法請願等の方法で、同法の制定に影響を与えた。(韓国保健社会研究院 2020)¹⁹

その後、2015年の国民基礎生活保障法の改正により、マーケットバスケット方式により最低生計費調査によって算出した額ではなく、国民の中位所得を基準とするようになった。

2015年の制度変更以降も、国民基礎生活保障法第20条の2第4項の規定（「保健福祉部長官は、受給権者、受給者および次上位階層等の規模・生活実態の把握、最低生計費の計測等のために、3年ごとに実態調査を実施・公表しなければならない」）により、最低生計費調査は継続されている。計測結果は、現行制度下の給付水準の適正性を評価する指標として用いられている。

なお、日本における生活保護費に当たる扶助費は、2000年までは「保護費」という呼称であったが、人権への配慮から「給与」と呼ぶようになった。

¹⁷ みずほ情報総研. (2020). 『令和元年度厚生労働省委託事業 国内外の「マーケットバスケット方式」による最低生活費の算出事例の収集とその算出方法の分析一式 報告書』.

¹⁸ 韓国保健社会研究院. (2013). 『2013年最低生計費計測調査研究』

(한국보건사회연구원. (2013). “2013년 최저생계비 계측조사 연구”.)

¹⁹ 韓国保健社会研究院. (2020). 『国民基礎生活保障制度20年史』.

(한국보건사회연구원. (2020). “국민기초생활보장제도 20년사”.)

2 最低生計費計測の位置付けの変化

2015年の国民基礎生活保障事業法の改正は、全体的な所得や支出上昇と比べて最低生計費の上昇が緩やか（下表参照）で、最低生計費の相対的な水準が下降していたことを背景とする。計測年度によって最低生計費を一部調整したが、その効果は小さかった。

中位所得方式の導入は、相対方式への転換により、貧困層の生活水準を一定水準維持する必要があるという共通理解が形成されたことを背景とする。2015年の政権公約において、給付額の拡大が掲げられていたことも要因の一つである。

図表 4-1 最低生計費の相対的比率－平均・中位所得及び平均・中位世帯支出（4人、全世帯）

（単位：ウォン、%）

年	最低生計費		平均所得（経常）			中位所得（経常）			平均世帯支出			中位世帯支出		
	金額	上昇率1)	金額	上昇率1)	比率2)	金額	上昇率1)	比率2)	金額	上昇率1)	比率2)	金額	上昇率1)	比率2)
2003	1019411	3.0	2862612		35.6	2631363		38.7	2400767		42.5	2218466		46.0
2004	1055090	3.5	3065831	7.1	34.4	2791565	6.1	37.8	2592017	8.0	40.7	2386858	7.6	44.2
2004 (計測値)	1103235	8.2	3065831		36.0	2791565		39.5	2592017		42.6	2386858		46.2
2005	1136332	7.7	3195676	4.2	35.6	2952347	5.8	38.5	2724805	5.1	41.7	2457922	3.0	46.2
2006	1170422	3.0	3373814	5.6	34.7	3094784	4.8	37.8	2878950	5.7	40.7	2618060	6.5	44.7
2007	1205535	3.0	3588392	6.4	33.6	3258613	5.3	37.0	2998979	4.2	40.2	2708116	3.4	44.5
2007 (計測値)	1232569	5.3	3588392		34.3	3258613		37.8	2998979		41.1	2708116		45.5
2008	1265848	5.0	3790649	5.6	33.4	3384660	3.9	37.4	3143448	4.8	40.3	2843846	5.0	44.5
2009	1326609	4.8	3821177	0.8	34.7	3470821	2.5	38.2	3233410	2.9	41.0	2905632	2.2	45.7
2010	1363091	2.8	4063655	6.3	33.5	3642479	4.9	37.4	3498703	8.2	39.0	3191433	9.8	42.7
2010 (計測値)	1397488	5.3	4063655		34.4	3642479		38.4	3498703		39.9	3191433		43.8
2011	1439413	5.6	4362186	7.3	33.0	3970318	9.0	36.3	3672638	5.0	39.2	3440568	7.8	41.8

注 1)指標別前年比上昇率

2)各指標に対する最低生計費の比率 (=最低生計費／各指標の金額)

(出所) 韓国保健社会研究院 ヒアリング時提供資料

3 最低生計費調査の実施主体

3-1 韓国における最低生計費計測の変遷

最初期の最低生計費の計測は、1974年社会保障審議委員会が個人研究者と機関で実施したものである。先述のとおり、公的な計測は、1999年の保健福祉部研究事業における最低生計費計測から始まった。

事前研究として1994年に韓国保健社会研究院で最低生計費計測を実施しており、当時の結果は生活保護対象者選定基準として使われたことがある。

1994年以降、最低生計費の計測は韓国保健社会研究院のみで実施している。その理由は、最低生計費の計測には専門の研究者が必要であること、統計庁の国家承認が必要な大規模調査等が行われており、個人の研究者あるいは研究機関では実施が難しいことを理由としている。

図表 4-2 韓国における最低生計費計測

発表年度	研究者/研究機関	基準年度（計測地域）	計測方法
1974	社会保障審議委員会	1973（全国）	半物量方式
1979	ソ・サンモク	1973（全国）	半物量方式
1978	社会保障審議委員会	1978（大都市）	半物量方式
1981	ユン・ソクボム	1981（全国）	ライデン方式④
1986	チャン・ヒョンジュン	1984（都市）	半物量方式
1986	イ・ジュンヒ	1985（都市）	ライデン方式
1987	ペ・ムギ他	1987（都市）	全物量方式
1989	韓国保健社会研究院	1988（地域別）	全物量方式
1990	イ・ジョンウ他	1989（都市）	ライデン方式
1991	パク・テギュ	1989（ソウル）	ライデン方式
1991	アン・ビヨンギュン	1991（テグ）	全物量方式
1994	チャ・フンボン他	1993（チョンチョン）	全物量方式
1994	韓国保健社会研究院	1994（地域別）	全物量方式
1999	韓国保健社会研究院	1999（地域別）	全物量方式
2003	韓国労働研究院1)	2003（都市）	半物量方式
2004	韓国保健社会研究院	2004（地域別）	全物量方式
2007	韓国保健社会研究院	2007（地域別）	全物量方式
2010	韓国保健社会研究院	2010（地域別）	全物量方式
2013	韓国保健社会研究院	2013（地域別）	全物量方式
2017	韓国保健社会研究院	2017（地域別）	全物量方式
2020	韓国保健社会研究院	2020（地域別）	全物量方式
各年度	最低賃金委員会2)	各年度（全国）	全物量方式
各年度	韓国労総3)	各年度（都市）	全物量方式
各年度	民主労総3)	各年度（都市）	全物量方式

注 1)韓国労働研究院は「最低賃金審議のための生計費」と表現している。

2)最低賃金委員会は、1988年から2004年8月までの計測を「18歳未婚単身勤労者生計費」、2004年9月以降の計測を「15~29歳単身勤労者生計費」と表現している。

3)韓国労総及び民主労総は「標準生計費」と表現している。

4)「ライデン方式」は、オランダのライデン大学の研究者を中心として確立された「主観的最低生計費」の手法を指す。

(出所) 韓国保健社会研究院 (2013) 表 3-2-1 (p.95) 及びヒアリング時提供資料

また、保健福祉部による「最低生計費」の他に、最低賃金委員会および2大労働組合（韓国労総、民主労総）による生計費計測が実施されている。うち、2大労働組合によって計測される生計費は、「標準生計費」と呼ばれる。これらは、最低賃金の算出を目的として計測されているため、「National Minimum」の概念とは異なるものである。

最低賃金委員会は雇用労働部が所管する組織であり、最低賃金やその他最低賃金に関する事項の審議を行う。

3-2 韓国保健社会研究院による最低生計費計測

韓国保健社会研究院は、国民保険医療・国民年金・健康保険・社会福祉及び社会政策に関連した部門の政策課題を分析する公的研究機関である。また、主要政策課題に関する国民の意見収集と理解増進のための活動を行い、長期的、短期的な保健医療及び社会福祉分野の政策決定に資することを目的とする。

韓国保健社会研究院では1989年から最低生計費計測を実施していたが、1999年の国民基礎生活保障制度導入とともに公的な指標として利用されるようになるまでは、政策提言のための報告書として発表されるのみとなっていた。

1999年の国民基礎生活保障制度の制定には、同年の経済危機が背景にある。国民基礎生活保障事業における給付水準の決定のため、初めて公的に最低生計費計測が実施された。1999年の次に最低生計費計測が実施されたのは2004年だったが、市民団体等から、調査間隔が長いという指摘があり、次回（2007年）からは3年周期で実施することとなった。

【主な沿革】

- 1999.01.29 [政府出捐研究機関等の設立運営及び育成に関する法律]により国務調整室に移管（法律第5733号）
- 1989.12.30 保健社会部の社会保障審議委員会研究機能を統合し韓国保健社会研究院に改称（法律第4181号）
- 1981.07.01 韓国保健開発研究院と家族計画研究院を統合し韓国人口保健研究院として発足（法律第3417号）
- 1976.04.19 韓国保健開発研究院設立（法律第2857号）
- 1971.07.01 家族計画研究院設立（大統領令第5198号及び法律第2270号）

4 算出アプローチについて

4-1 中央生活保障委員会による検討

最低生計費計測は、韓国保健福祉部傘下の中央生活保障委員会が検討主体となる。中央生活保障委員会の委員は、主に各省庁の担当者と民間の学識者によって構成される。主な参加省庁は、保健福祉部、企画財政部、国土交通部、教育部、行政安全部、統計庁、雇用労働部等である。

また、前保健福祉部長官は、2017 年の調査まで中央生活保障委員会の副委員長だった。

4-2 専門委員会における各費目の検討

2015 年の制度変更まで、最低生計費の各費目の具体的検討は、中央生活保障委員会傘下の専門委員会において行われていた。専門委員会における決定を「社会的合意」とみなすことで、品目選定の正当性を担保している。

「食費」「住居費」など、費目ごとに専門委員会が分かれており、費用の計測方法（品目・量・価格の設定）について、所管省庁の担当者や有識者による検討が行われた。

2015 年以降、中央生活保障委員会には、4 つの小委員会（総括・生計給与委員会、住居委員会、教育給与委員会、中央医療審議会）が設置されている。2015 年以降の最低生計費計測は、「総括・生計給与委員会」が所管し、検討の主体となっている。（今年度、総括・生計給与委員会が、「総括」と「生計給与」の 2 つの委員会に分割された）一方、「総括・生計給与委員会」には、その他の小委員会（住居委員会、教育給与委員会、中央医療審議会）の委員長が参加するため、その他の小委員会の議論が完全に排除されるわけではない。

4-3 費目別品目数の推移

初めての公的な最低生計費計測である 1999 年最低生計費調査は、1989 年と 1994 年の実態調査結果をもとに設定した。

1999 年以降の最低生計費に含まれる各費目の品目は、専門委員会（2015 年以降は小委員会）における検討を経て、前回のリストに対し、時代状況等を反映した品目の追加・削減を行うことで決定している。品目数の推移は次の図表のとおり。

「教育費」の品目数をみると、2013 年から 2017 年にかけて大きく増加（25 品目から 45 品目に増加）している。品目数の増加の要因としては、参考書や文房具の一部品目について、小学生用の品目と中学生用の品目が別になったことが理由となる。

図表 4-3 費目別品目数推移

費目	2010	2013	2017	2020
食料品費	97	97	96	96
住居費	6	6	7	7
光熱水道費	3	3	3	3
家具什器費	79	78	80	82
被服靴費	84	84	86	88
保健医療費	5	5	6	9
教育費	23	25	45	56
教養娯楽費	17	15	17	17
交通通信費	19	19	25	21
その他消費支出	28	28	28	28
非消費支出	6	6	6	6
合計	367	366	399	413

(出所) 韓国保健社会研究院 ヒアリング時提供資料

5 各費目の算出方法（2013年最低生計費計測）について

5-1 食費

(1) 費用の定義

- 栄養学的に条件を満たしており、実際多く消費されている食料品を中心に献立を構成し、その献立を維持するための最小限の費用
- 最低食料品費 = (a)家庭食費用 + (b)外食費用
- (a)家庭食費用 = 外食がない場合の家庭食費用 - 世帯主の外食による家庭食節減費用 - 家族単位の外食による家庭食節減費用 - 学生の給食による家庭食節減費用 - 親戚訪問および修練会（合宿）による節減費用
- (b)外食費用 = 世帯主の昼食費 + 家族単位の外食費用 + 学生の給食費用

(2) 算出方法

(a)家庭食費用

● 品目の選定

『国家計調査』（2009年）を利用し、世帯の中で所得下位40%以下4人世帯の品目細分類別支出額を算定し、各品目が食料品中分類の全体支出額に占める比率を求める。その結果、支出比率が0.5%未満である品目を除き、残りの品目を選定する。

次に、『国家計調査』で選定した品目について、『国民生活実態調査（家計簿調査）』において同一の方式で算出した比率との調整を通じて品目をふるい落とす。消費実態の分析の結果、2010年度調査の品目とほぼ類似したため、2010年の品目を維持することにした。

● 購入量の設定

各品目の摂取量は、『韓国人栄養摂取基準改定版』に示されている活動強度別・年齢別・性別のカロリーと22種類の栄養勧奨量を充足できるように決定。

大部分の食料品が洗浄・加工・調理の過程で皮・骨・水分などが損失することとなり、購入量よりは摂取量が減るという点を考慮するため、食料品別の廃棄率（韓国栄養学会：食品栄養含有量資料集）を考慮して購入量を調整する。すなわち、[購入量 × (1 - 廃棄率)] が前述した栄養勧奨量を充足できるようにする。

『韓国人栄養摂取基準』で提示している五つの基礎食品群別栄養学的勧奨量から、参照世帯において必要とされる食品購入量を設定し、2012年『家計動向調査』の消費実態から価格を設定し、費用を算出した。

(b)外食費

世帯単位の外食は、世帯員の誕生日を考慮し年間で全4回（月4/12=0.33）に設定した。単価は『国民生活実態調査（深層調査）』を参照し、平均が52,000ウォン、最頻値と中央値が50,000ウォンだと分かったが、最低食料品費という点と2010年外食単価が24,000ウォンであった点を考慮し40,000ウォンを適用した。

世帯主の昼食の場合、2010 年度には標準世帯で世帯主の職業が都市地域の世帯主は賃金労働者、農漁村地域の世帯主は農漁業従事者と仮定されたが、2013 年度には（『産業・職業別雇用構造調査（2009）』、『農業展望 2012』）世帯主の職業が同一に賃金労働者と仮定されたため、都市と農村との間には差がない。世帯主の昼食回数は月 21.73 (=365/12×5/7) で設定し、世帯主の昼食費の費用は『国民生活実態調査（深層調査）』の実態の最頻値である 1 食あたり 4,000 ウォンを適用した

学生の給食費の場合、標準世帯の子供 2 名とも初等学校の 4 年生と 6 年生であるため、給食があるものとして設定した。給食回数は、授業日数を考慮し月 16.08 回 (193/12) で設定した。学生の給食費は、教育部『学生 1 人当たり給食費資料（2013.4）』を適用した。

5-2 住居費

(1) 費用の定義

- 建設交通部(現：国土交通部)が公告した最低住居基準（2011 年改正）（「最低住居基準」は住宅法および住宅法施行規則を根拠とする）を土台とし、財産のない世帯が最低住居基準を備えた住居で暮らすのに必要な最小限の費用
- 最低住居費 = 賃貸料(伝貰の転嫁賃貸料と月貰の賃貸料) + 保有費用
- 賃貸料 = 伝貰の転嫁賃貸料または月貰の賃貸料
- 保有費用 = 管理費、復旧費、引越費等

(2) 算出方法

住居費は居住地域、占有形態(持家、伝貰、月貰、その他)、住宅類型(戸建て、アパート、多世帯、その他)によって変わりうる。居住地域については、大都市、中小都市、農漁村に区分する。占有形態は、転嫁賃貸料の算定の問題を回避できる持家を除外し、伝貰と月貰に居住している賃借世帯の最低住居費を算定する。

低所得層の代表的な伝貰・月貰住宅の類型を選定するために、『国民生活実態調査(基礎調査)』の 4 人世帯のうち、所得下位 40%以下世帯を対象として実態を分析した結果、このような世帯は、大都市・中小都市・農漁村ともに持家アパートでの居住が最も多いこと、伝貰・月貰住宅についてみると、大都市では戸建て(多世帯住宅)、中小都市・農漁村はアパート居住割合が高いことが明らかになった。

一方、このような結果は 2010 年とは傾向が異なるものであり、大都市の伝貰価格の急騰に伴い、低所得層の居住住宅がアパートから戸建て(多世帯住宅)へと変化した可能性や、2013 年の実態調査では、多世帯住宅を戸建てに含んだ設問による戸建ての過大推計があった可能性を勘案し、2010 年の基準に合わせて大都市の伝貰・月貰住宅についても、アパートによることとした。

韓国保健社会研究院の最低生計費計測研究において行われた『国民生活実態調査（市場価格調査、2013 年 1 月基準）』による、最低住居基準を満たす住宅の地域別の伝貰・月貰の

平均値を用いた。

5-3 光熱・水道費

(1) 費用の定義

- 光熱・水道費の品目は生存に欠かせないものであるとし、電気と水道以外に代替財が存在する暖房・炊事燃料の場合は、自主実態調査結果により地域別使用比率が高い品目を必須品として選定
- 最低光熱・水道費 = 電気代 + 水道代 + 暖房・炊事燃料費

(2) 算出方法

● 使用量の設定

産業通商資源部・エネルギー経済研究院の1993年、1996年、1999年、2002年、2005年、2008年、2011年の『エネルギー総調査報告書』と環境部の2001～2011年『上水道統計』(各年度)を用い増加率を算出し、これを2010年最低生計費の光熱・水道費の使用量に適用し推定した。

電気使用量の場合『エネルギー総調査報告書』に基づいて農漁村は、都市と差があるものに分類し、規範的な側面で大都市、中小都市の間には大きな差異がないという前提にたって、2010年最低生計費の使用量に増加率を適用した。即ち、2004～2010年の市および郡地域の世帯当たりの使用量を基準に増加率を推定し、これを2010年最低生計費使用量に適用し推定し算出した。

上下水道の使用量は、2001～2011年（環境部）の10年間1人1日当たりの給水量および使用量を検討した結果、大きな変化がなかったので2010年最低生計費の上・下水道の使用量をそのまま適用した。ただし、その間の最低生計費の上・下水道の使用量が地域別の実態を反映できなかったという判断の下で『上水道統計』の地域別1人1日使用量の水準を反映し地域別の使用量の格差を調整した。

炊事および暖房燃料である都市ガス（LNG）の使用量は『エネルギー総調査報告書』の1992～2010年間の使用量に大きな変化がないので2010年最低生計費使用量（ 70.7 m^3 ）と同一に決めた。ただし、農漁村の場合、2010年最低生計費の計測時の暖房燃料は石油、炊事燃料はガス（LPG）に決められ都市ガス（LNG）の使用量が計測されていなかつたため、2010年計測方式により農漁村における都市ガス（LNG）の使用量を推定した。

● 価格の設定

電気料金は、全国同一体系であるため、従来最低生計費の研究では地域に関係なく同一単価を適用し電気料金を算出した。住宅用の電力が低压（相対的に高価）と高压（相対的に安価）に分け供給されており、電力の類型により単価が異なっていることにかんがみ、韓国電力公社から地域別の単価資料の提供を受け、地域別の人口数を反映した人口加重平均値を出し、これを地域別単価として活用した。ただし、適用した地域別の単価は、地域の低压・高压使用世帯の料金実態が反映された数値であって、実際に地域別の料金に反映

される単価ではない。

上下水道の料金は、自治体別にそれぞれ違う料金体系で運営されており、使用量別の基準単価や口径別料金が異なる。大都市、中小都市、農漁村に区分された地域別の上下水道料金を算出するために各地域の平均単価の人口加重平均値を出し、これに最も近い市（郡）の料金体系を適用した

都市の炊事および暖房燃料である都市ガス（LNG）単価は、大都市の場合は大都市の加重平均料金、中小都市の場合は都市ガスの普及率が最も高い京畿道、農漁村の場合は郡地域の人口がもっとも多い市の単価を適用した。

5-4 家具什器・家事用品費

（1）費用の定義

- 世帯内で世帯員が基本的な衣食住の欲求を解決するために世帯内に流入した資源を加工し、家事をするために必要な様々な物的道具の購入および維持費用

（2）算出方法

● 品目の選定

必需品を選定するために品目別の弾力性および保有率を同時に適用した。まず、『家計動向調査』（2012）の品目別弾力性を利用し弾力性が0.5以下の品目を選定。

次に『国民生活実態調査（基礎調査および深層調査）』および各種統計資料（例、『2011年家電機器の普及率および家庭用電力の消費形態の調査結果の報告書』（電力取引所、2011）の主要エネルギー利用機器保有現況）などに客観的に提示した品目別保有率および必需品認識程度などを考慮し必需品目を選定。

この際、耐久財の場合には保有現況の比率を67%（=2/3）以上、50以上～67%未満、50%（=1/2）未満に分けた後、規範的に67%以上は必需品と判断した。その他に、実態調査の保有現況、支出頻度、金額、家計支出で占めている比率などと品目の性格を参考に必需品を選定。

● 使用量の設定

基本的に2010年の最低家具什器・家事用品費の品目別の使用量および耐用年数を基準とし、『国民生活実態調査（深層調査）』及び各種統計資料を活用した。

- 世帯全体が使用できるものは、基本的に使用量を1個にした（例、冷蔵庫、洗濯機など）。
- 部屋ごとに必要なものは、本研究の住居モデル上の部屋の数である3個にした（例、電球など）。
- 世帯員の人数分だけ必要なものは、標準世帯員数である4個にした（例、布団、枕など）。
- 成人の人数分だけ必要なものは、成人の数である2個にした（例、印鑑）。
- 標準世帯の学生の数だけ必要なものは、学生数の2個にした（例、机）。

- 来客のときに必要な器の種類は、世帯員数の2～3倍にした（例、鉢）。
 - その他の品目は実態調査の代表値（最頻値、中央値、平均値）を用いた。
- 耐用年数の設定
- 耐用年数の決定に関連しては、まず法人税法の施行規則に規定された『業種別の資産の基準耐用年数および耐用年数の範囲表』、調達庁が規定した『物品耐用年数表（調達庁告示第2011-1号）』、電力取引所が発表した『2011年家電機器の普及率および家庭用電飾の消費形態の調査結果の報告書』と同様の期間、もしくは長い期間に決定した。
- 実態調査を活用し標本数を1ヶ月間の購入世帯数に分けた値よりは耐用年数を長く決定したが、これは現在使用できる物も流行の変化、消費心理（展示効果：Demonstration Effect）などにより購入するので、使用価値はこれより少し長く設定しようとしたものである。このような原則により『国民生活実態調査（深層調査）』の代表値（最頻値、中央値、平均値）を用い個別品目の耐用年数を決定した。
- 價格の設定
- 『国民生活実態調査（価格調査および深層調査）』の代表値（最頻値、中央値、平均値）を用いて決定した。
- 『国民生活実態調査（価格調査および深層調査）』の代表値を用いることができない品目は、最低生計費が低所得層の生活水準を保障するという側面から、品質が中・下の物品に対し、統計庁の消費者物価指数を適用する形で推定した値と、市場調査などの結果に基づいて決定した。

5-5 最低被服費・履物費

(1) 費用の定義

➤ 最低被服・履物費を身体保護、適正体温維持、保健衛生側面の清潔維持などの基本的な必要と労働再生産に必要な水準および最小限の世間体を保つための費用を考慮した水準

(2) 算出方法

● 品目の選定

まず、身体保護、適正体温維持、保健衛生側面の清潔維持などの基本的な必需品と判断される品目を選定（例：パンティー、冬用の内服など）した。

次に、標準世帯のなかで学生の場合、学校生活に必要な品目は必需品として選定（例：上履き）した。

次に、労働再生産に必要な品目は必需品に選定した。

また、社会文化的な品目は統計庁の『家計動向調査』（2012）の品目別の弾力性を用い弾力性が0.5以下であるか、『国民生活実態調査（深層調査）』の保有現況の比率を67%（2/3）以上、50以上～67%未満、50%（1/2）未満に区分した後、規範的に67%以上を必需品に選定した。それ以外に実態調査の保有現況、支出頻度、金額、家計支出において

占める比率などと品目の性格を参考に必需品を選定した。これらの検討は、中央生活保障委員会傘下の専門委員会において行われた。

● 使用量の設定

被服および履物の下位品目別の使用量を決定するにあたり、まず世帯員別 1 点（または着）を基本にし、下着の場合は洗濯を考慮し 2 点（着）を基本にした。洗濯量および衣服修理費は実態調査の代表値（最頻値、中央値、平均値）を利用し決定した。

● 耐用年数の設定

耐用年数は、客観的な基準を活用するために法人税法施行規則に規定された『業種別の資産の基準耐用年数および耐用年数範囲表』を参考にしこれと同一にするか、それよりも長く決定したが、それは交換価値がなくても使用価値があるためである。標準世帯のなかで、学生の場合、身体発育を考慮し決定（例：下着類）した。

その他の実態調査を活用し標本数を 1 ヶ月間購入世帯数に分けた値よりは耐用年数を長く決定した。それは、現在使用できる物も流行の変化、消費心理（Demonstration Effect）などにより購入するため使用価値はそれよりも少し長く設定できることに基づいたものである。上記原則と『国民生活実態調査（深層調査）』の代表値（最頻値、中央値、平均値）を用い被服および履物の使用量および耐用年数を決定した。

● 価格の設定

価格は『国民生活実態調査（価格調査）』および『国民生活実態調査（深層調査）』の代表値（最頻値、中央値、平均値）を用い決定した。『国民生活実態調査（価格調査）』および『国民生活実態調査（深層調査）』の代表値を利用できない品目は、中・下品を基準に統計庁の 2013 年 1 月品目別消費者の物価指数を適用し推定した値と、市場調査などの結果を反映した。

5-6 保健医療費

(1) 費用の定義

- 人の疾病予防、治療及び身体の矯正などに必要な商品及びサービスに対する支出
 - 処方の有無を問わず薬剤師及び医師から購入した薬品（医薬品）とその他医療用消耗品、疾病の予防及び治療、身体の矯正及び維持に必要な用品及び器具、外来・歯科・入院・その他医療サービスが含まれる
- 最低保健医療費=(a)保健医療サービス費+(b)医薬品費+(c)保健医療用品費+(d)未充足ニーズ
- (a)保健医療サービス費=入院診療費+外来診療費+処方せん医薬品代
 - (b)医薬品費=非処方せん医薬品代
 - (c)保健医療用品費=眼鏡+生理用ナプキン

(2) 算出方法

● 品目の選定

最低保健医療費の必需品の選定方法は他の費目とは異なり、保健医療サービス費、医薬品費、未充足ニーズは、別々のマーケットバスケットを構成せずに、低所得4人世帯の医療費の平均支出額を計測する方式で算定された。すなわち、「平均的な健康状態の4人世帯」から、医療ニーズが著しく異なる家族特性を持つ世帯を除いた後、残りの低所得4人世帯の平均的保健医療費支出額を算出した。

ただし、保健医療用品費については、別途マーケットバスケットを構成した。『家計動向調査』と『国民生活実態調査（深層調査）』の分析の結果、保健医療用品費のうち眼鏡の所得弾力性は、0.284と比較的低く、保有率は81.6%にのぼるため必需品に選定された。生理用ナプキンについては、平均的な閉経年齢（39歳）前の女性が世帯員に含まれるため、保有率や所得弾力性と関係なく規範的な側面で必需品の要件にあたる。

● 使用量・耐用年数の設定

保健医療サービス費、医薬品費、未充足ニーズは月平均費用であるため、使用量は、1単位、耐用年数は1か月に固定した。

保健医療用品費は、『国民生活実態調査（深層調査）』現資料を活用して、使用量と耐用年数を調整した。眼鏡の場合、眼鏡だけ使用する人の平均的交換周期の変化を考慮して、2010年の2年（24か月）から2013年は18か月に調整した。使用量は、2010年と同様に1つで、すなわち家族構成員のうち1人だけ眼鏡を使用すると想定している。生理用ナプキンの場合耐用年数と使用量は、2010年と同じレベルにした。したがって眼鏡については、使用量は1つ、耐用年数は18か月で、生理用ナプキンについては、使用量は20個、耐用年数は1か月に決定した。

● 價格の設定

保健医療費の医療サービス費、医薬品費と未充足ニーズは、所得下位40%以下、4人世帯の平均的な支出を価格決定する方式を採用した。平均価格を算出する前に、所得下位40%以下、4人世帯のうち世帯員の特性上、保健医療費の支出に有意な差を見せ標準世帯に含めることが適切でない世帯を抽出するために、医療需要関数を分析した。

分析の結果、4歳以下の児童と、慢性疾患者の割合が高い65歳以上の高齢者がいる世帯を分析から除くことにした。ただし、標準的世帯にも慢性疾患者が確率的に発生することがあるため、慢性疾患者がいる世帯は分析に含めることとした。

5-7 教育費

(1) 費用の定義

➤ 社会構成員としての自己を実現し、通常の社会生活を行うことができるレベルの教育に支出すべき最低限の費用

(2) 算出方法

● 品目の選定

「教材費」「補充教育費」「文房具費」で構成され、領域別必需品を選定してマーケット

バスケットを構成した。2013年最低生計費の最低教育費マーケットバスケットは、標準世帯の構成によって男女小学生児童（男児12歳、女児10歳）を中心に構成。

標準世帯構成に応じて小学生児童2人を対象に最低教育費マーケットバスケットを構成し、公的教育を原則にしながら民間教育の類型は一部反映されているが、家庭学習指導のみ最低限の範囲に含まれており、芸術・体育と教科関連の学習塾代・課外教育費などは除いた。また、生涯学習概念の拡大にもかかわらず韓国労総が反映している成人向け教育費は含まれていない。

- 使用量・耐用年数の設定

2010年計測当時の最低教育費に含まれた品目を基準とし、今回行った生活実態調査及び各種統計資料によって提示された品目別使用実態及び使用期間関連資料を反映して使用量及び耐用年数を調整した。

- 價格の設定

必需品のうち、基本的には中低価格で規格が一致する品目について、統計庁物価指数の変化を反映して価格を調整し、これを補完するために、その品目の市場価格調査及び『国民生活実態調査（深層調査）』などの結果がある場合は、これを利用して反映した。

特に、最低教育費を構成する品目別価格の場合、公平性を考慮して、どのマーケットバスケット品目にも地域価格差を考慮しなかった。

これらの原則に沿って、2010年最低生計費計測の品目別価格を基に実態調査と各種統計に記載された品目別の価格と支出金額などの資料を反映させた。

5-8 教養・娯楽費

(1) 費用の定義

➤ 健康で文化的な生活を営むための必需的な要素と現代社会を生きる社会構成員としての最小限の文化的欲求を充足するための費用

(2) 算出方法

- 品目の選定

基本的に2004年、2007年、2010年の最低生計費計測当時と同様の方式で最低教養娯楽費を計測し、標準世帯の最低教養娯楽費のマーケットバスケットの構成のために生活実態調査および各種統計資料を活用し必需品を選定・追加している。

統計庁の中分類基準に従い「書籍および印刷物」－「教養娯楽用品器具」－「教養娯楽サービス」に区分し、各領域の必需品を選定しマーケットバスケットを構成した。

- 使用量・耐用年数の設定

基本的に2010年マーケットバスケットを構成した品目別の使用量および耐久年数に基づいて国民生活実態調査および多様な統計に提示された客観的な資料を基礎に調整した。

実態変化を積極的に反映し映画観覧（成人/児童）の場合、各々年間1回から2回へと引き上げ、旅行及び文化施設の観覧の場合年間2回から四半期に1回（年間4回）に引き

上げた。また、証明写真の撮影の場合、標準世帯（4人）の構成を考慮し世帯員の対象の証明写真の撮影を5年間1回から2回に引き上げた。

● 價格の設定

必需品のなかで基本的に中低価であって、規格が一致する品目に対し統計庁の物価指数の変化を反映し価格を調整し、これを補完するために回答品目に対する市場価格調査および『国民生活実態調査（深層調査）』の結果がある場合、これを活用し反映した。

特に、最低教養娯楽費の品目別の価格の場合、公平性を考慮し地域別の価格の差を考慮しなかった。

5-9 交通・通信費

(1) 費用の定義

- 日常的な経済活動および社会交流を行うための最小限の交通手段および通信手段の費用

(2) 算出方法

● 品目の選定

基本的に2004年、2007年、2010年の最低生計費計測当時と同様の方式で、最低交通・通信費を計測している。まず4人の標準世帯の経済と社会活動状態を仮定し、これに基づいて標準世帯が主に利用する交通手段と通信手段の品目と形態を決定した。

統計庁の中分類基準に従い「交通費」「通信費」に区分され、各領域別の必需品を選定しマーケットバスケットを構成した。

● 使用量・耐用年数の設定

最低交通・通信費は基本的に2010年マーケットバスケットを構成した品目別使用量及び耐用年数をもとに、『国民生活実態調査』及び多様な統計に提示された客観的な資料を基に調整した。

使用量を調整した項目は家長の市内バス通勤費である。一週間の勤務日数、地域事情、外出頻度などを考慮して決定するが、2011年7月労働基準法改訂によって、週40時間（週5日）勤務の適用が常勤社員5人以上20人未満の事業主にまでに拡大し、2010年時の週5.5日勤務を週5日勤務に調整する必要があった。

● 價格の設定

固定電話、携帯電話及びインターネットなどの基本料金は、付加価値税とともに価格が統一されている場合これを反映した。ただし、複数の事業者が異なる価格を設定している場合、市場における主な事業者（シェア率の高い事業者）の最低価格を使用した。残る品目の価格は2010年品目別あるいは分類別の消費者物価指数を適用した。

交通費単価については、一律同じ価格を設定している。市内バスは全国一律1,092ウォン、タクシー料金は全国一律5,342ウォンを適用した。高速バス料金はソウル-大田間の一般市外高速バス料金の9,600ウォンを適用した。

5-10 その他の消費支出

(1) 費用の定義

- 前述のマーケットバスケットを構成した食品、医療、住居、教育などの主な項目以外にその社会を支援するために最低限の品位を守りながら社会に参加するために必要な支出水準
- したがって最低その他の消費支出のマーケットバスケットは衛生的な最低限の生活を営むための部分と、社会の構成員として最低限の品位と体面を維持するための部分などで構成される。

(2) 算出方法

● 品目の選定

統計庁『家計動向調査』資料の品目別弾力性と実態調査の保有現況、支出頻度、金額、家計支出に占める比重などと、品目の性格を参考にして必需品を決める。

● 使用量・耐用年数の設定

実態調査を参照し、意識と実態に変化がない場合 2010 年水準（を維持することを原則としているが、現実と比べて使用量と耐用年数が以前の研究で著しく少なく見積もられている場合は、実態調査及び既存の研究の範囲内で現実に適した調整を行うことを原則にした。

いくつかの品目は、加法的な方法で使用量及び耐用年数を求めることができる。しかし加法的な方法で決めるのが難しい品目については、『国民生活実態調査』の標本数を 1 か月あたりの購入世帯数で割った値段を参考にした。この場合一般的な調査結果より耐用年数を長く設定して、使用量も統一した方式を適用した。

慶弔費などの雑費は『国民生活実態調査』の代表値（最頻値、中央値、平均値）を参照して、一般的な場合は実態調査の代表値より耐用年数を少なくした。

● 価格の設定

品目別価格は、中級（下級）品を基準にし、消費者物価指数の品目別指数を適用して算定した。慶弔費などの雑費と同様に、統計庁資料に掲載されていない品目については『国民生活実態調査』の結果と専門家の意見を参考に、価格を決めた。

5-11 非消費支出

(1) 費用の定義

- 法律によって強制的に納付しなければならない税金と社会保障負担金など、家計の維持と経済・社会・文化活動などの消費に必要な支出（消費支出）以外の支出

(2) 算出方法

● 品目の選定

必須として納付しなければならない最小限の租税の種類と社会保障負担金を把握し、非

消費支出に含まれるべき項目を設定した。まず、租税には勤労所得税（所得分地方所得税を含む）、均等分住民税（地方教育税を含む）、財産税（地方教育税を含む）を含む。社会保障負担金には、国民年金、健康保険、雇用保険を含む。

● 價格の設定

均等分住民税は、地域（大都市、中小都市、農村）によって差が存在したが、その他の国民年金、健康保険、雇用保険の場合は、全国世帯主の経済活動の状態を賃金労働者に設定し、住宅の種類について、アパートの伝貰に基準をおいたので、地域差を置かなかつた。

所得は最低賃金を基準として、それぞれの適用料率に基づいて各項目の價格が決定された。

第5章 カナダの貧困線の策定における MBM

以下、特に注がない限り、Heisz(2019)²⁰、Djidel et al(2019a)²¹、Djidel et al(2019b)²²及びDjidel et al(2020)²³に基づく。

1 MBM の目的

1-1 MBM の概要

MBM (Market Basket Measure) は 1997 年から 1999 年にかけて、連邦、州、準州のソーシャルサービス担当局の職員からなるワーキンググループによって策定された。MBM は、「控えめで基礎的な生活水準 (a modest, basic standard of living)」という考え方のもと、参照世帯において最低限必要とされる商品及びサービスによって構成されたバスケットから費用を算出する。

なお、貧困削減法 (Poverty Reduction Act) に基づき、定期的に MBM の方法論を見直すことが定められている。2008～2010 年の「第 1 回包括的レビュー」を踏まえて「2008 年 MBM」が作成され、現在は、2018～2020 年の「第 2 回包括的レビュー」の結果に基づいて、「2018 年 MBM」の検討がなされている。

また、「カナダ第 1 次貧困削減戦略 (Opportunity for All – Canada's First Poverty Reduction Strategy)」において定められた貧困削減目標の指標の一つとなっている。
(Employment and Social Development Canada 2018)²⁴

参照世帯は、25～49 歳の男性 1 名と女性 1 名、子ども 2 名（9 歳の女の子 1 名、13 歳の男の子 1 名）からなる。

1-2 カナダ第 1 次貧困削減戦略との関係について

「カナダ第 1 次貧困削減戦略」は、2018 年 8 月にカナダ雇用・社会開発省により発表された。本戦略において、貧困削減に向けた政府の役割として以下の項目が挙げられている。

²⁰ Heisz, A. (2019). "An update on the Market Basket Measure comprehensive review", Income Research Paper Series, Statistics Canada.

²¹ Djidel, S., Gustaitis, B., Heisz, A., Lam, K., and McDermott, S. (2019a). "Towards an update of the Market Basket", Income Research Paper Series, Statistics Canada.

²² Djidel, S., Gustaitis, B., Heisz, A., Lam, K., and McDermott, S. (2019b). "Defining disposable income in the Market Basket Measure", Income Research Paper Series, Statistics Canada.

²³ Djidel, S., Gustaitis, B., Heisz, A., Lam, K., Marchand, I., and McDermott, S. (2020). "Report on the second comprehensive review of the Market Basket Measure", Market Basket Measure 2018-base, Statistics Canada.

²⁴ Employment and Social Development Canada. (2018). "Opportunity for All – Canada's First Poverty Reduction Strategy"

図表 5-1 カナダ第1次貧困削減戦略より抜粋

- カナダの公式の貧困線として MBM を確立
- 2015 年を基準とした貧困削減目標の導入
 - 貧困率を 2020 年までに 20% 削減（2015 年比）
 - 貧困率を 2030 年までに 30% 削減（2015 年比）
- 貧困に関する全国諮問会議の創設
- 貧困を測定し、政策決定のための情報を得るためのデータを開発・改良するために、継続的な資金調達を含む「データ及び測定計画（A Data and Measurement Plan）」を策定する。

(出所) Employment and Social Development Canada. (2018),

MBM に基づく貧困線によって計測した 2015 年の貧困率（約 12%）を 2020 年までに 10%、2030 年までに 6% まで削減することを目標とする。上記の目標に向けた貧困削減施策として、新たな児童給付金制度や労働者給付金制度が設けられた。

現在の MBM は、全州 50 の地域の貧困線を定めている。うち 19 地域は都市型 MBM 地域と呼ばれる地域で、その他 31 地域は州および人口集積地域からなる。

MBM が貧困を測定する公式指標として定められている一方で、カナダ統計局は、後述する低所得指標（Low Income Measure; LIM）を用いた相対的な低所得層の把握を継続している。LIM は、税引き後・再分配後の所得が、中央値の 50% 以下の世帯割合を示す指標であり、主に国際比較の際に用いられている。

貧困削減目標の進捗状況は、MBM に基づく貧困線²⁵およびその他の関連指標によって管理され、ウェブサイト上で公表されている。

1-3 公的扶助制度との関係について

雇用・社会開発省によって算定された各地域の MBM は、州政府や自治体の貧困削減に関連する計画等において、計画の進捗状況を把握するための指標として用いられている。

カナダにおける公的扶助制度の設計は、州・準州が責任を持つが、MBM を用いて公的扶助の受給資格や支給額の基準を設定している事例は少ない。例えば、オンタリオ州においては、州政府の貧困削減計画の進捗状況を管理する指標として用いられている。

(Ontario 2020)²⁶

²⁵ Statistics Canada. "Table 11-10-0066-01 Market Basket Measure (MBM) thresholds for the reference family by Market Basket Measure region, component and base year", modified: 2021-03-26.

<https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=1110006601>

²⁶ Ontario, (2020). "Building a Strong Foundation for Success: Reducing Poverty in Ontario (2020-2025)".

図表 5-2 オンタリオ州貧困削減計画（2020-2025）「第9章 進捗状況の追跡」より抜粋

この戦略には、進捗状況を管理するための政府横断的な指標が含まれている。目標の進捗状況やさまざまな指標の状況について、毎年公開レポートが発行される。各指標のレポートには、情報が入手可能で、この戦略において優先度の高いグループに関する詳細が含まれている。

貧困の状況は、家族が基本的な生活水準に必要な商品やサービスを購入するために必要な可処分所得として貧困ラインを設定するマーケットバスケットメジャー(MBM)によって測定する。 MBM は、商品やサービスの価格設定の地域差も考慮して、住宅、食費や衣類などの生活費を計測している。

優先度の高いグループの貧困率を含む全体的な貧困率に加えて、可能な場合、戦略は極度の貧困率 (MBM 閾値の 75%未満の収入) を測定する。

(出所) Building a Strong Foundation for Success: Reducing Poverty in Ontario (2020-2025), 9 tracking progress

1-4 (参考) その他の低所得指標について

カナダ統計局は、MBM の他に LICO (Low income cut-off) 及び LIM (Low income measure) の 2 種類の公的な低所得指標を設けている。各指標の考え方を整理すると以下のようになる。(Aldridge 2017)²⁷

図表 5-3 低所得指標の比較

指標	LICO (Low income cut-off)	LIM (Low income measure)	MBM (Market Basket measure)
考え方	衣食住の必需品に平均的な家族よりもはるかに大きな割合を割くことになる所得の閾値	社会の典型的な水準を大きく下回る所得の閾値 特に国際比較を行うために一般的に用いられる指標	控えめで基本的な生活水準を表す商品やサービスの「バスケット」の費用と結び付けられた所得の閾値
策定期	1960 年代	1990 年代初頭	1990 年代後半
算出根拠	必需品（食料、住居、衣類）に係る支出額が、所得の 20%以上を占めると予想される世帯所得	調整済み世帯所得中央値の 50%	必需品とされる商品やサービスを購入するために必要な世帯所得

(出所) Aldridge(2017)を参照し、作成

<https://www.ontario.ca/page/building-strong-foundation-success-reducing-poverty-ontario-2020-2025>

²⁷ Aldridge, H. (2017). "How do we measure poverty?"

<https://maytree.com/wp-content/uploads/How do we measure poverty May2017.pdf>

2 MBM の改訂（包括的レビューについて）

2-1 レビューの目的

カナダ統計局及びカナダ雇用・社会開発省の主導のもと、基準年 MBM の改訂を目的として、「包括的レビュー」が実施される。2018 年から 2020 年にかけて、「2008 年 MBM」を更新するために「第 2 回包括的レビュー」が実施されている。今回のレビューを踏まえて、「2018 年 MBM」が定められた。

2-2 レビューの方法

レビューの過程で、市民や NGO、学識者等との対話の機会が設けられた。

(1) 貧困を経験している人々との対話

全州・準州で 21 のフォーカスグループと計 188 回の 1 対 1 インタビューを実施。

低所得あるいは貧困状態にある人々が、MBM のバスケットに含まれる財・サービスについて必要と考えているものを調査した。

(2) 2008 年 MBM に関するアンケート調査

カナダ統計局がウェブサイト上でアンケート調査を実施した。まず、回答者の家族形態や居住地域に関する 2008 年 MBM の閾値が「高すぎるか、低すぎるか、あるいはほぼ正しいのか」尋ねた。次に、ICT や公共交通機関の重要性など、2008 年 MBM 策定当時とは状況が異なる可能性のある事項に関する質問が提示された。

(3) MBM の方法論に関するワークショップ

州・準州の担当者、学識者、NGO の代表者等によるワークショップを実施し、「基本的な」生活水準と「控えめな」生活水準の概念に関する議論がなされた他、MBM を算出する統計的手法等についても話し合われた。

2-3 「今後の研究課題」として提示されている事項

「第 2 回包括的レビュー」のレポートでは、MBM に関する今後の検討課題として以下の事項が挙げられている。

- 通信費を「その他の支出」に含めるのではなく、一つの項目として独立させるべきか検討する。
- 養育費は可処分所得からの直接控除として MBM では扱っている。この方法では、家族のニーズは、利用可能な資源を反映した所得指標と比較されているが、養育費をバスケット項目として扱うべきか検討する。
- 生活コストが高い北部の州では方法論から変える必要があるか検討する。
- 家族構成を検討する。現在は平方根を利用して、世帯人員に応じた MBM を計算している。小規模世帯や単独世帯に最適な MBM が得られるかが不明なため、同じ世帯人員でも構成が異なる家族や、世帯員の年齢によって細かく設定するべきかを検討する。
- その他の支出項目については継続的に検証する必要がある。
- MBM の策定方法を更新することで、貧困線の指標としての連続性が失われる可能性があるため、長期的な視点のもと貧困指標を策定する必要がある。

3 各費目の算出方法について

3-1 食費

- 品目の選定

カナダ保健省が策定した栄養基準を満たすフードバスケット（National Nutritious Food Basket; NNFB）²⁸に基づいて品目を選定する。

第2回包括的レビューによって更新された「2018年MBM」では、2019年に改訂された²⁹フードバスケットの品目及び数量をMBMの参照世帯に当てはめることで、品目及び購入量が決定された。

図表 5-4 (参考) 2019年NNFBの改訂プロセス

- 「エビデンスのレビュー」、「一般市民の意見聴取、関係者との協議」を通じて2019年NNFBの改訂が行われた。

① エビデンスのレビュー^{30 31}

2013年から2018年にかけて、食品や栄養素と健康状態に関する科学的根拠を確認するとともに、国民の食習慣や健康状態についてリサーチした

② 一般市民の意見聴取、関係者との協議

一般市民、医療関係者、政策立案者を対象として、健康的な食事に関する考え方や、食事に関する政策のあり方に関する意見を把握するため、オンライン調査を実施した。

【実施スケジュール】

- 1) 2016年秋 関係者コンサルテーション
- 2) 2017年春 関係者オンラインディスカッション
- 3) 2017年夏 関係者との第2回協議
- 4) 2018年春夏 市民、ヘルスケア関係者との会議

<参考>2016年秋のコンサルテーションの対象者・協議事項
(対象)

一般市民：14,297

専門家：5,096

団体：461

(質問項目)

²⁸ Government of Canada. "National nutritious food basket", modified: 2020-02-24.

<https://www.canada.ca/en/health-canada/services/food-nutrition/food-nutrition-surveillance/national-nutritious-food-basket.html>

²⁹ Government of Canada. "Revision process for Canada's food guide", modified: 2021-02-09.

<https://www.canada.ca/en/health-canada/services/canada-food-guide/about/revision-process.html>

³⁰ Health Canada. (2016). "Evidence Review for Dietary Guidance: Summary of Results and Implications for Canada's Food Guide". エラー! ハイパーリンクの参照に誤りがあります。

³¹ Health Canada. (2019). "Food, Nutrients and Health: Interim Evidence Update 2018". エラー! ハイパーリンクの参照に誤りがあります。

- ・ 健康的な食事を推奨することへの主な関心
- ・ 健康的な食事の勧め方
- ・ 仕事別推奨食の種類
- ・ 食材の量を伝えるための便利な方法
- ・ 健康的な食事の推奨を人々のさまざまなグループに合わせた調整
- ・ 食品加工度による健康食推奨の有用性
- ・ 糖質の摂取抑制を促すアプローチの有用性

③ 「食事ガイド」のレビュー

—健康を促進し、肥満や栄養関連の慢性疾患のリスクを軽減するための食品の選択に

について、エビデンスに基づいた情報を集約したガイドライン

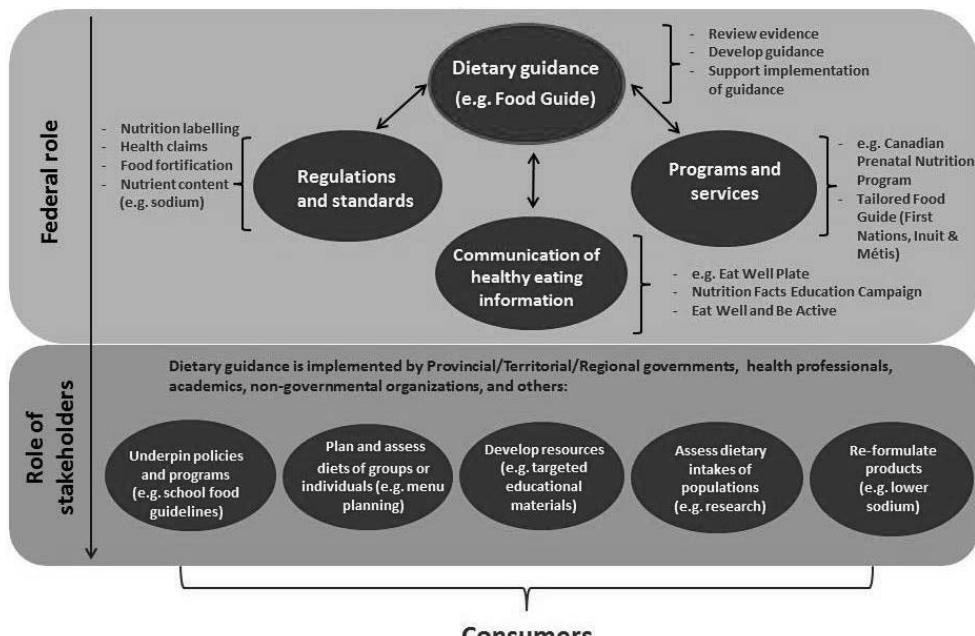
—以下の流れでレビューを実施する。

適切または過剰となる栄養基準や食品と健康の関係に関する科学的根拠の見直し

カナダの人口の特徴、摂食行動を含む消費の現在のパターン、食品の選択が行われる環境

関係者や消費者における現行のガイダンスの認知度、理解度、受容度を評価

「食事ガイド（Dietary guidance）」レビューの全体像



● 價格の設定

食品の価格は、カナダ統計局がカナダ全土の 38 都市で収集したデータに基づいて設定する。2018 年 MBMにおいては、一部食品については、暫定的な価格を設定している。今後、統計局による見直しを経て、価格の修正の必要性について検討がなされる。

被服費と同様、各年の価格は各地域の消費者物価指数の変動を踏まえて更新される。

3-2 被服費

● 品目の選定

品目は、ウィニペグ社会計画審議会（Social Planning Council）と非営利団体である Winnipeg Harvest（現 Manitoba Harvest）によって検討された「2012年版 受入れ可能な生活水準（Acceptable Living Level; ALL）」の品目リスト³²に基づいて選定される。

● ALL における品目の選定者

貧困層 8 名（下表）から成る「ALL 2012 Low-Income Consultants」の討議によって、決定されている。

図表 5-5 「ALL 2012 Low-Income Consultants」のプロフィール

“E.B.” lives in Charleswood with his wife and three young children. He works full-time and uses his local food bank because his household income does not cover the cost of all his family's living expenses.

“C.C.” is a single mother living in St. James. She is the mother of two adult and two teenage children. Her two teenage children have been diagnosed with ADD/ADHD and require a special diet. Her daughter and grandchild often stay over during the week and on weekends. She is also a foster mother who provides emergency care for teenagers. Recently, C.C. was forced to leave her job due to a disability.

“F.C.” is a single woman living in downtown Winnipeg with her son and his children. Her son is on social assistance and she often helps him. She enjoys working with and caring for children, especially her grandchildren.

“M.G.” is a single woman living in Transcona. She enjoys volunteering at her local food bank. M.G. has diabetes and has experienced two strokes.

“R.P.” worked in retail for several years, which she loved. She lives in St. Vital in the same apartment building as her daughter. She helps her daughter as much as she can.

“B.R.” is a single woman living in St. James. She has four adult children. She is actively looking for employment, but is finding it difficult, due to her age.

“M.R.” is a single woman living in downtown Winnipeg. Before M.R. was on Employment and Income Assistance, she had a stable job and earned a decent salary. She was forced to quit her job, due to stressors in her life. She is working towards getting visitation rights and/or custody of her two children.

32 Winnipeg Harvest and the Social Planning Council of Winnipeg. (2012). “A More Inclusive and Generous Canada: The 2012 Acceptable Living Level”.

http://www.pubmanitoba.ca/v1/nfat/pdf/nfat_wpgharvest_2012_report.pdf

"H.T." is a single man living in Transcona. His wife died 10 years ago. He stays active by donating his time at his local food bank and doing yard work.

(出所) Winnipeg Harvest and the Social Planning Council of Winnipeg. (2012).

● 被服費の対象品目の考え方

全ての新しい衣類の購入を前提としている。

中古品やリサイクルショップの利用は、衣類の適切性 (adequacy) や品質を保障していない。地域社会での受け入れ可能な健康上の基準では、中古の下着や靴のような品目を満たしていない。

衣類の価格については、低所得者が利用できる少なくとも 3 店舗の平均価格を元に決定する。

子供用の靴 1 足は、学校・保育のみで利用する想定とする。

大人が仕事や特別な場面で着るより高価で正式な服装について規定を設ける。

● 対象品目一覧

図表 5-6 4人家族（夫・妻、子ども 2 人（10 歳男、7 歳女））の対象品目（数／年）

	子ども 7 歳女	子ども 10 歳男	大人 男性	大人 女性
ランニングシューズ	4	4	0.5	0.5
靴 (Dress Shoes)	1	1	0.33	0.33
サンダル	1	1	0.5	0.5
冬用ブーツ	1	1	0.33	0.33
革ブーツ	1	1	0.33	0.33
靴下	20	20	5	5
下着 (underwear)	12	12	10	10
ブラジャー	-	-	-	3
長下着 (Long Underwear)	3	3	1	1
ズボン	6	6	2	2
ズボン (フォーマル)	-	-	2	2
下着 (shorts)	5	5	2	2
Tシャツ、シャツ	5	5	3	3
シャツ (フォーマル)	-	-	2	2
セーター	4	4	2	2
パジャマ	4	4	1	1
水着	1	1	0.5	0.5
冬用ジャケット	1	1	0.25	0.25
雨具	1	1	0.25	0.25
雑物 (miscellaneous)	1	1	1	1
財布	-	-	0.25	0.25
小銭入れ	-	-	0.25	0.25

	子ども 7歳女	子ども 10歳男	大人 男性	大人 女性
ベルト	0.25	0.25	0.25	0.25
スカーフ／トーク／ミトン	0.25	-	-	-
スカーフ等	-	0.25	0.25	0.25
帽子	0.25	0.25	0.25	0.25
ストッキング	-	-	-	0.25
スリップ	-	-	-	1
バスローブ	-	-	1	1
ジーンズ	1	1	1	1
ブラウス	-	-	-	1
傘	0.25	0.25	0.25	0.25

(出所) Winnipeg Harvest and the Social Planning Council of Winnipeg. (2012)

3人世帯（親（女）、子ども：4歳女、15歳男）、単身世帯（男性）、学生単身世帯（女性）、の各世帯類型についても同様に設定している。なお、いずれも、当該文献では、品目毎の数量の他に、単価及び、年間費用を示している。

● 價格の設定

各州の代表的な都市のアウトレットを対象に、バスケット内の各品目について各都市の最低価格の3つの観測値の平均値を算出する。さらに、年による価格変動の影響を抑えるために3年間の平均値を算出する。

上記の方法によって2018年MBMの各品目の価格が設定されるが、今後のMBMの更新に当たっては、各州の消費者物価指数を用いて各品目の価格を調整する。

3-3 住居費

カナダ抵当住宅公社（Canada Mortgage and Housing Corporation; CMHC）によって定められた、全国占有基準（National Occupancy Standard; NOS）に基づいて、参考世帯において必要とされる居住水準が設定されている。

参考世帯（夫婦と子ども2人。子どもは9歳の女の子と13歳の男の子）においては、3室の寝室を備えていることが住居の要件となる。

図表 5-7 全国占有基準の概要³³

全国占有基準は、世帯の人員と構成に応じて最低限必要とされる寝室の数を定めている。以下の条件により、世帯が必要とする寝室の数が導出される。

³³ Statistics Canada. "Housing suitability of private household". Derivation, modified: 2019-04-03.

<https://www23.statcan.gc.ca/imdb/p3Var.pl?Function=DEC&Id=100731>

- 夫婦（内縁関係含む）の場合は、年齢を問わず、配偶者または内縁関係のパートナーと寝室を共有する
- あらゆる年齢のひとり親は、独立した寝室を持っている
- 18歳以上の世帯員は独立した寝室を持っている。ただし、夫婦（内縁関係含む）として生活している場合を除く。
- 同性の18歳未満の世帯員は寝室を共有する。ただし、ひとり親と、夫婦（内縁関係含む）の一方として住んでいる場合は除く。
- 異性の5歳未満の世帯員は、必要な寝室の数が減る場合は、寝室を共有する。この状況は、18歳未満の男性と女性の数がどちらも奇数で、うち5歳未満の女性と男性が少なくとも1人ずついる世帯でのみ発生する。

（出所）Statistics Canada. "Housing suitability of private household". Derivation,

● 價格の設定

各MBM地域の住居費の算出においては、2016年国勢調査(2016 Census)³⁴を用いて、3室の寝室を備えた賃貸住宅に住む所得第2・十分位世帯の家賃支出の中央値を参照する。この費用には、備え付けの家電や保険料も含まれている。

家賃支出の年次更新は、消費者物価指数の全品目の値を参照して行う。（家賃の指数のみを参照するわけではない）

3-4 交通費

● 品目の選定

他の費用と同様に大人2名、こども2名の4人家族を参考世帯としてコストを設定する。

地域特性を考慮して、日常的な交通手段として自家用車等を主に利用するのか、あるいは公共交通と自家用車を併用するのかを設定する。人口3万人以上の都市と、19の特定の都市については、公共交通機関と自家用車の費用を加重平均して必要な費用を算出する。都市の中心部においても自家用車が広く利用されている現状を反映した（2008年版MBMまでは、公共交通機関の利用のみを想定していた）。なお、その他の地域（農村部等）については、自家用車のみの費用を計上する。

通勤パターンに関する国勢調査のデータから加重平均を計算するためのウェイトを求める。大都市であるモントリオール、オタワ、ハミルトン、トロント、バンクーバーでは、公共交通機関へのウェイトは40%以上であった。一方小規模な都市部では、ウェイトは30%に近いことが多い。

● 價格の設定

³⁴ Statistics Canada. "2016census long-form", modified: 2020-12-08.

https://www.statcan.gc.ca/eng/statistical-programs/document/3901_D18_T1_V1

まず、公共交通機関については、おとな2名とこども1名の月々の定期券代と年間12回のタクシーの往復運賃（12 round trip）を算入する。

自家用車に係る費用については、8年落ちの中古のコンパクトカーと年間1200リットルのガソリンを購入することを想定する。また、2008年版MBMは5年落ちの中古車と1500リットルのガソリンの消費を想定していたが、技術革新による自動車の長寿命化と低燃費化を反映した。ガソリンの算出基礎は、年間走行距離は、15,000kmと仮定する。また100kmあたり8リットルのガソリンを消費すると仮定（すなわち燃費を12.5km/Lと仮定）する。中古車は5年間で償却し、融資期間は36か月、金利は、消費者ローンの金利で借り入れるものとする。さらに、保険、整備、登録、運転免許証の更新などの費用も参入する。また、車両価格は5種類のコンパクトカーの平均を利用する。

3-5 その他の支出

● 算出方法

一部の家庭では必需品とみなされても、他の家庭ではそうでないものもあるという考え方から、各品目について支出額を算出するのではなく、「食費」及び「被服費」に対する比率を基準として費用を算出する。

$$\text{その他の支出} = [\text{係数}] \times 3\text{年間平均} \times (\text{食費} + \text{被服費})$$

$$[\text{係数}] = \text{その他の商品・サービスに係る支出の平均値} / (\text{食費} + \text{被服費})$$

支出の計算はすべて、家計消費調査（Statistics Canada's Survey of Household Spending）の税抜き前所得の第2・十分位までの参考世帯（父母2人、子供2人、通年）を基準とする

● 係数の設定

係数の値は、毎年更新されるように制度設計されていたが、2009年以降75.4%の水準で固定されている。最新のMBMでは、必需費用として携帯電話サービスの費用が純増しているとの分析結果から、「2008年ベースのその他の支出+携帯電話サービスの費用」の水準となるように係数を定めるとしている。

また、第1回包括的レビューにおいては、「その他の支出」に含む品目の要件として以下が示されている。

- 少なくとも7州の参考世帯の70%がその品目に支出していること。またその基準を超えている州について、各州人口の合計が全人口の7割を超えてること。
- その費目が社会的・経済的包摂と生活の質の向上に実質的に寄与するものであることとHRSDC（Human Resources and Skills Development Canada）が判断すること

4 可処分所得

MBM を貧困線と定義し、政策の KPI として活用していく上で、MBM の比較対象とすることは、Canadian Income Survey (CIS) のデータと税務情報から計算された可処分所得 (disposable income) である。

MBM と適切な比較を行うために、独自の可処分所得が定義されており、第 1 回包括的レビュー及び、第 2 回包括的レビューにおいても議論のテーマとなっている。そこで本節では MBM についての可処分所得の定義とその計算方法について記述する。

4-1 総所得から控除する項目

可処分所得は、税引き前所得から、以下に列挙したものを差し引いたものに、後述する MFA (Mortgage Free Advantage) と呼ばれる数値を足したものである。

- 所得税 (Income tax) : 所得、キャピタルゲイン、RRSP (カナダの個人年金) の引き出しなどに係る連邦及び州の税金
- カナダ年金制度、ケベック年金制度の年金保険料 (CPP/QPP contributions)
- 雇用保険料 (Employment Insurance (EI) contributions)
- 企業年金の保険料 (Registered Pension Plan (RPP) contributions)
- 労働組合や同業者組合への加入費
- 以前の配偶者・パートナーへの月々の支払：離婚時の裁判や契約により定められた、元配偶者・パートナーへの月々の生活費・養育費等の支出 (Child/spousal support payments)
- 保護者が働きに出るために必要な保育費用
- 医療費の自己負担分
- 公的健康保険の保険料.

(1) 第 2 回包括的レビューで提案されている 2018 年ベースの MBM の方法

可処分所得を算出するにあたり税引き前所得から控除する項目について、第 2 回包括レビューにおいて、キャピタルゲインへの課税の扱いと、医療費の扱いについて提案が行われている。

キャピタルゲインへの課税については、これを税引き前所得から控除することをやめることが提案されている。2008 年ベースの MBM では、キャピタルゲインやキャピタルロスは、可処分所得の対象に含まれないが、キャピタルゲインへの課税額は総所得から控除されている。つまり、大きなキャピタルゲインを得た世帯が、キャピタルゲインへの課税を控除することで、可処分所得が MBM の水準を下回り、貧困世帯とみなされる場合がある。キャピタルゲインへの課税を、税引き前所得から控除しないことで、この現象が起きることを防ぐ。これまでキャピタルゲインへの課税額は税務情報から直接把握することはできないので、推定する必要があることには留意が必要である。

医療費については、より新しい家計支出調査のデータ（2017 SHS: Survey of Household Spending）を使用することが提案されている。医療費の控除方法は、2008年ベースのMBMでは税務申告の情報から、医療費を計算する方法を基本としている。税務申告において医療費控除を申告していない場合や、可処分所得の計算に使用しているCISの回答者について税務情報が紐づいていない場合は、SHSにおける医療費の1997年、1998年、1999年の州レベルの平均を医療費 CPI（季節調整なし）で調整したもので代入している。この代入で使用するSHSのデータを、2017年実施のSHSのデータに更新することが提案されている。

4-2 可処分所得の計算時に加算する項目

住居費（Shelter cost）はMBMを構成する要素であるが、実際の住居費は、居住形態（持ち家か賃貸かなど）によって大きく異なる。またMBMにおける住居費は、2018年のMBMでは、賃貸住宅を前提として計算してされている。このため、居住形態が賃貸住宅ではない世帯の可処分所得とMBMの水準を比較するために、可処分所得の計算において居住形態を考慮する必要がある。第1回包括的レビューの結果、2008年ベースのMBMから可処分所得への住居費の調整が行われ、第2回包括的レビューでは、2018年ベースのMBMで、その調整の範囲を拡大することが提案されている。

(1) 2008年ベースのMBMでの方法

2008年ベースのMBMでは、MFA（Mortgage Free Advantage）と呼ばれる項目を加算することで、住宅を所有しているがローンの支払いがない世帯について、住居費への支出が少なくなるために、賃貸住宅に住んでいる世帯や、持ち家だがローンを支払っている世帯よりも実質的な可処分所得が多くなることを考慮するために、可処分所得に本来住居費に係る費用を加えることで調整を試みる。なお、2008年ベースのMBMでは、住居費は居住形態を区別していない中央値を使用する。ここで、ローンの支払いがない持ち家世帯については、固定資産税と光熱水費を住居費として考えている。ローンの支払いのない持ち家世帯では、MBMの水準とこの住居費との差をMFAとして可処分所得に加算していた。

(2) 第2回包括的レビューで提案されている2018年ベースのMBMの方法

2018年ベースのMBMの方法では、住宅ローンを支払っている持ち家世帯と、賃貸住宅に補助金をもらいながら住んでいる世帯へ、MFAの概念を拡張することが提案されている。この拡張された概念は居住形態調整（Tenure Type Adjustment: TTA）と呼ばれる。各居住類型に応じて後述の要素を住居費として計算し、MBMの住居費の水準との差額をTTAとして可処分所得に加算する。

① 住宅ローンのない持ち家世帯の住居費

住居費として固定資産税、水道光熱費、共益費、家電の費用、住宅保険料を考える。

② 住宅ローンのある住宅所有者の住居費の見積もり

住居費として固定資産税、水道光熱費、共益費、家電の費用、住宅保険料、ローンに係る利息の支払いを計上する。ただし、ローン元本分の月々の支払いは住居費に含まれない。なお、利息の支払いについては、ローン残高が多いほど利息が高くなることを考慮して計算する。

③ 補助金付き住宅居住者の住居費の見積もり

住居費は、家賃（自己負担分）、公共料金、家電、適切な保険から構成される。なお、2016 年の国勢調査によると全世帯の約 4%が補助金付き住宅に居住している。

第6章 EU での Reference Budgets (パイロットプロジェクト)

ここでは、Goedemé et al (2015)³⁵を元に、EU での Reference Budget (参照予算、以下 RBs) について整理する。

1 Reference Budgets の目的

RBs とは、財やサービスのバスケットから構成され実際の価格を用いた一定の生活水準を代表する参考予算であり、十分な社会参加に必要な最低限 (the minimum for adequate social participation) の金銭的資源に対応したものである。RBs は①国家、EU 内での専門家、関係者のネットワーク構築、②RBs についての参加国際比較可能な理論的枠組み、共通の計測手法の開発、③可能な限り多くの参加国 (26 カ国) 首都での比較可能な食料バスケットの開発と、いくつかの参加国 (8 カ国) 首都での他のバスケットの開発を目的としている。

なお、EU における当該パイロットプロジェクトが実施された背景としては、EU 社会政策は欧州全体の生活水準の引き上げを目標としており (Council of Europe 2013; European Commission 2014)、各国間で一致、整合する最低基準 (それ以下には誰も陥るべきではない水準) を定義するにあたって必要となるニーズに基づく社会保護水準の作成が提案されていることがある。(Deeming, 2017)

³⁵ Goedemé, T., Storms, B., & Van den Bosch, K. (2015). "Pilot project for the development of a common methodology on reference budgets in Europe: The development of a methodology for comparable reference budgets in Europe - Final report of the pilot project" European Union

2 Reference Budgets で用いられる用語

2-1 Reference Budgets 作成時のフォーカスグループにおける用語の言い換え

RBs の作成にあたり、市民参加型の議論を行うフォーカスグループ（Focus Group）を各都市で設置・実施している。フォーカスグループにおける議論の際には、下図表の左側の一般的な用語は使用せず、右側の用語を使用している。

図表 6-1 Reference Budgets で用いられる用語

使用しない用語	代わりに使用する用語
Basic needs 基礎的需要	Human needs ヒューマンニーズ
Full participation 完全な社会参加	Adequate participation 十分な社会参加
Model family モデル家庭	Family type/ reference household 家族類型、参照世帯
Poverty line 貧困線	A minimum for adequate social participation 十分な社会参加に必要な最低限
Wants or preferences ウォンツ、プリファレンス	Needs ニーズ

(出所) Goedemé et al (2015) より作成

2-2 重要な概念の定義

RBs における重要な概念とその定義を下図表に整理した。

図表 6-2 Reference Budgets で用いられる重要な概念の定義

Adequate social participation 十分な社会参加	The ability of people to adequately play the various social roles one should be able to play as a member of a particular society. 特定の社会の一員として果たすべき様々な社会的役割を十分に果たすことができる。
Human needs ヒューマンニーズ	By building on the Theory of Human Need (Doyal and Gough 1991), we identify health and autonomy as universal needs that need to be fulfilled in order to be able to adequately participate in society. ヒューマンニーズの理論 (Doyal and Gough 1991) によって定義された概念で、健康と自律性を、社会への十分な参加を可能にするために満たされる必要がある普遍的なニーズとしてみなしていること。

Intermediate needs 中級ニーズ	<p>Universal human needs can be translated into ‘intermediate needs’ or ‘satisfier characteristics’. In this project we will make use of the following non-exhaustive list of intermediate needs: nutritious food, adequate housing, suitable clothing, adequate personal care & health care, sufficient rest and leisure, security, a safe childhood, mobility, maintaining social relations and lifelong learning. These needs are used as a tool for developing the corresponding baskets of goods and services that together reflect the targeted living standard.</p> <p>普遍的なヒューマンニーズは、中級ニーズや、充足している人の特性としてとらえることができる。このプロジェクトでは、栄養価の高い食料、適切な住居、適切な衣服、適切なパーソナルケアとヘルスケア、十分な休息と余暇、安全、安全な子ども時代、移動性、社会的なつながりの維持、生涯学習などといった中級ニーズのリストを使う。これらのニーズは、目標とする生活標準に沿った、財とサービスのバスケットを考察する手段として使われる。</p>
Reference budgets 参照予算	<p>Illustrative priced baskets of goods and services that represent a targeted living standard.</p> <p>目標となる生活水準を財とサービスのバスケット（価格付き）で表したもの。</p>
Social inclusion 社会包摂	<p>Social inclusion is both a process and the result of a process that starts from human dignity and that aims at adequate participation by improving societal institutions and empowering vulnerable citizens (Storms 2012).</p> <p>社会包摂は、人間の尊厳から出発し、社会制度の改善と脆弱な市民に対するエンパワーメントによって適切な参加を目指すプロセスであり、その結果でもある。</p>
Social position 社会的立場	<p>The place that people take in formal or informal social networks. We focus on social positions defined in broad terms (e.g. being a mother, being an employee, being a citizen,...) which society recognises as those that its members should be able to take at the minimum and at least those that are necessary to fulfil essential societal functions (e.g. reproduction, education, social cohesion).</p> <p>フォーマルまたはインフォーマルな社会的なネットワークの中で人々がとる立場のこと。本プロジェクトでは、社会全体がその成員が社会的機能を満たすために必要最小限持っている立場のこと。</p>
Social role 社会的役割	<p>The expected, socially recognised, pattern of behaviour of an individual who occupies a given social position. It serves as a strategy for coping with recurrent situations and dealing with the roles of others. The term, borrowed from theatrical usage, emphasizes the distinction between the actor and the part. A role remains relatively stable even though different people occupy the position. Role expectations include both actions and</p>

	<p>qualities: a teacher may be expected not only to deliver lectures, assign homework, and prepare examinations but also to be dedicated, concerned, honest, and responsible.</p> <p>所与の社会的地位を占める個人の行動の期待された、社会的に認識された、行動パターン。再発の状況に対処し、他の人の役割を扱うための戦略として機能する。演劇用語からきているこの用語は、俳優と役の違いを強調するのと同じように、だれが担っても役割は比較的安定したままであることを示す。役割の期待は行動と資質の両方が含まれている。教師は、講義を提供し、宿題を出し、試験を準備するだけでなく、献身的で、気遣いがあり、正直であり、責任感があることが期待される。</p>
Society 社会	<p>A human society can be seen as a network of interrelationships connecting individuals together in a particular territory, while making them subject to a common system of political authority and dominant cultural expectations. It is important to recognize that society in this sense is not a fixed social entity. In fact, systems of political authority and cultural expectations may be multi-layered, with some forms being worldwide, some European, some 'national' and others being rather regional or local. At the same time, societies can be plural, that is, they can be deeply divided along cultural, religious, ethnic or other lines (Nagata 2001).</p> <p>人間社会は、政治的権威と支配的な文化的期待という共通のシステム対象しながら、特定の領域で個人を結びつけた相互関係のネットワークと見ることができる。この意味での社会は固定的な社会的実体ではないことを認識することが重要である。実際、政治的権威と文化的期待のシステムは多層的であり、あるものは世界的なもの、あるものは欧州的なもの、あるものは「国家的な」もの、そしてあるものはむしろ地域的なものや地域的なものである。同時に、社会は多元的なものである可能性がある。つまり、文化的、宗教的、民族的、その他の境界によって深く分断されている可能性がある（例：Nagata、2001）。</p>
Targeted living standard 目標となる生活 水準	<p>The targeted living standard in this project can be described as the minimum financial resources needed to participate adequately in society.</p> <p>本プロジェクトにおいて目標とする生活水準とは、社会に十分に参加するために必要な最低限の金銭的資源と表現することができる。</p>

Wants, needs & preferences ウォンツ、ニーズ、プリファレンス	<p>Needs differ from wants and preferences because of the subjective character of the latter two. Needs are what all people should be able to have for adequate participation in society. Preferences and wants express the subjective and personal wishes of a person. In contrast with needs, they are not existential. When wants and preferences are not met, adequate social participation is not necessarily threatened, while the reverse is true if needs are not met (Doyal and Gough 1991).</p> <p>ウォンツやプリファレンスの主観的な特徴がニーズとの違いを生んでいる。ニーズとは、すべての人々が社会に十分に参加する上で持つことができるべきものである。ウォンツやプリファレンスは、人の主観的で、個人的な願いを表現する。ニーズとは対照的に、それらは実存的ではない。ウォンツやプリファレンスが満たされないとき、十分な社会参加は必ずしも脅かされないが、逆にニーズが満たされなければ社会参加は必ず脅かされる。(Doyal and Gough 1991)。</p>
--	---

(出所)Goedemé et al (2015)より作成

3 算出アプローチ（手順）について

欧洲において国を超えて比較可能な RBs を構築するために、(1) 準備、(2) オリエンテーション、(3) 議論、(4) 審議と価格設定、(5) 仲裁、(6) 普及と議論の 6 つのフェーズからなる手順が提案されている。

3-1 フェーズ 1：準備

フェーズ 1 は、「専門家と利害関係者のネットワークの構築」、「ハンドブックの作成」、「商品・サービスの詳細リスト、数量、品質、価格、寿命を収集するための基本データファイルの作成」の 3 つから構成される。

(1) 専門家と利害関係者のネットワーク構築

調整チームや国の研究チームは、RBs の構築に必要な専門知識を頼りにできるように、国内外の幅広い専門家や研究者との連携を図る必要がある。また、RBs に関心を持ち得る国内外の利害関係者とネットワークを構築することも重要である。RBs は適切な社会参加の要件とコストに関するコンセンサスを構築するための手段であるため、政策立案者が悪用しないようにすることは重要である。同時に、RBs は複雑な面が多くあるため、正しく普及させる必要がある。これらの目標を達成するために、利害関係者を最初から巻き込み、EU レベル（調整グループ）、参加国レベル（フォーカスグループ）のグループを組成する。

(2) ハンドブックの作成、基本データファイルの作成

ハンドブックは、すべての RBs が同じ目標生活水準を参照することを保証し、RBs に関連する最新情報と各国の RBs 構築に当たっての共通の基準と手順を記載したものである。これには、RBs が対象とする様々なバスケット品目の価格設定に関する原則とガイドラインが含まれる。ハンドブックと基本データファイルはすべての国で共通であり、各国の RBs を構築するため、現地の文脈に合わせて調整される。なお、このハンドブックは、特にプロセスの第 2 フェーズ（「オリエンテーション」）で得られる情報を元に、改善される可能性がある。

ハンドブックに加えて、透明性を確保し、各国間での比較が容易となるような方法で RBs を構築するために、基準化されたエクセルシートが準備される（目的別消費分類、The Classification of Individual Consumption by Purpose (COICOP) に沿って作成）。

3-2 フェーズ 2：オリエンテーション

フェーズ 2 では、各チームは、理論的な枠組みを検証と概念整理を行い、必要な基本情報を収集することで RBs 開発の基礎を築く。当該フェーズの調査の大部分は、3 つのフォーカスグループでのディスカッションを実施し、十分に情報を得た市民の意見に関する新たなデータの収集に取り組む。特に、各チームは、以下の質問に関するエビデンスを

探求する。

- 問 1. すべての人が果し得るべき社会的役割はいかれか。
- 問 2. 問 1 にかかる役割に最小限関連している活動は何か。
- 問 3. 問 1 にかかる役割を必要最小限果たし、問 2 の活動を行うことができるためには、どのようなニーズが満たされなければならないか。
- 問 4. 問 3 のニーズを満たすためには、どのような大まかなカテゴリの財・サービスが必要か。
- 問 5. 上記の社会的役割を十分に果たし、上記の活動（例：ヘルスケア、教育、交通機関など）を行うために、人々はどの程度まで公共によって提供される財・サービスに依存でき、また依存するべきか。品質やアクセスのしやすさ、コスト（例：インフォーマルな支払い）において、考慮すべき点はあるか。
- 問 6. 社会的な役割を十分に果たすために、人々はどの程度、また、どのような財において中古品（衣類、耐久財など）に頼るべきか。また、財・サービスのインフォーマルな交換（食品、育児など）に依存すべきか。
- 問 7. 社会的な役割を十分に果たすために、人々はどの程度、またどのような財において「自家消費のための生産」（特に食料）に頼るべきか、また、どのような財において依存すべきか。
- 問 8. どのような財・サービスにおいて、人々は市場で最も安いものに頼ることができ、また、頼るべきか。また、どのような類型の財・サービスにおいて、より多くの選択が可能となるべきか（例えば、ブランド品を商品やサービスのリストに含めるなど）。様々な財・サービスの適切な提供者・店舗はどのようなところか。

最初の 4 つの設問は次の 2 点を目的としている。(1) 理論的枠組みを検証し、各国の文脈に応じた受容性 (acceptability) を検証すること、(2) 特定の社会に適切に参加することは何を意味するのかを血肉化する（納得性を高める）ことである。国際的な宣言や条約に基づいて、EU 加盟国の人々が取るべき最低限の社会的役割がリスト化され、それがハンドブックに記載されているが、国によっては、公式・非公式な制度であることから、上記リストを拡大すべき場合もある。そのため、各チームでは、関連する国・地域のガイドラインや法律を確認し、さらに各国での 3 つのフォーカスグループで議論を通じて検証することになる。各国で、社会的役割と関連活動の最終的な（国別の）リストは、財・サービスのリストを特定し、なぜ特定の財・サービスが必要なのかを議論するのに役立った。

RBs を構築するために特定される財・サービスのリストは、Doyal and Gough (1991) 「人間の必要性の理論」に由来するニーズに関するリストに従って整理されている。人間は社会的な生き物であり、社会参加のための手段、具体的には、親であること、市民であること、または隣人であることなど、果たすべき社会的役割を適切に実行するための手段が必要になる。Doyal and Gough (1991) では、それぞれの行為者が「身体的な健康」と

「個人的な自律性」という2つの普遍的な基本的ニーズを持っていると示唆している。より具体的には、10の中間的ニーズ（十分な栄養と衣服から安全な幼少期、重要な人間関係まで）が特定されており、これらは最低限のレベルで満たさなければならない。

問5～8は、RBsの算出に向けて、体系的な指針と各国間の差異の理由の文書化が目的となっている。各国チームは、実際の消費パターンとそれに関連する意見、また、公的に提供されている財・サービスの利用可能性、質、利用可能性に関するエビデンスをまず収集することが必要となる。具体的には、既存の調査結果、他の定量的・定性的研究のレビュー、公的ガイドラインや規制などを活用する。次に、3つのフォーカスグループにおいて規範的判断について議論し、各国ではRBs算出のためにどの選択肢が最も適しているかの指針を得ることになる。これらの質問の中にはエビデンスが存在しないものもあり、フォーカスグループの議論者が唯一の情報源となることもある。

3-3 フェーズ3：RBs案の検討

フェーズ3では、十分な社会参加のために必要な最低限のものを反映した完全な財・サービスのリストの作成に焦点を当て、リストに盛り込むべき項目と除外すべき項目について慎重な議論を行う。各国チームは、前フェーズまでのフォーカスグループによる議論やその成果に基づいてRBsの第一次案を作成する。

財・サービスのリストを作成するに当たっては、背景情報を含めた議論の内容の詳細を（透明性高く）文書化することが不可欠となる。例えば、すべての「選択」が明確に文書化され、動機付けされていることが不可欠であり、有効な代替案が適している場合には、その代替案が示されていなければならない。財・サービスのリスト作成では、規範的な側面を考慮しつつ、リストが完全で受け入れ可能なものであるために、市民の協議、相互作用を通じて作成されるべきである。その際、「専門家の知識」と「専門家の意見」を明確に区別することは重要である。「専門家の知識」は、体系的な観察や実験によって得られた知識であり、再現性や検証可能性があり、個人的な判断にあまり依存しないもの（例えば、科学文献に引用されている知見やサンプル調査の推定値など）である。「専門家の意見」は、特定の分野での長期的な経験から得られた知識であり、個人的なものであり、第三者による再確認や複製が容易ではないものである。例えば、ソーシャルワーカー、建築家（断熱材の要件やエネルギー消費量に関連したものなど）、その他多くの専門家の固有の知識が挙げられる。

本フェーズの成果は以下の通りである。

- 各国でのRBs第一次案及び関連する代替案。財・サービス等のリストは、比較可能な標準化された形式（ファイル）で記録する。
- バスケット内の財・サービスにかかる品質、寿命、提供者を含むリストに関する論点整理。
- 各国でのニーズに関する状況を詳細に記載したハンドブックの改訂版。

3-4 フェーズ 4：審議と価格設定

(1) 審議

フェーズ 4 では、各国チームが前フェーズでの成果をすべてまとめ、(EU 全体の) 調整チームに送付する。ドメイン・コーディネーター（商品やサービスの特定のバスケットを担当する調整研究者）は、各国の RBs 一次案とその案の根拠となるエビデンスを確認する。その際、ドメイン・コーディネーターは、以下の点に特に注意を払う。

- 文書の完全性、案とデータファイルとの整合性。
- 子どものいる世帯と、いない世帯の RBs の不整合の可能性。
- 事実に基づく証拠が利用可能な場合の意見に基づく選択肢。
- 国間の説明不可な相違点。

ドメイン・コーディネーターは、RBs の各国間の差異が、制度的、文化的、気候的、物理的な文脈に基づくか、あるいは、財・サービスの利用可能性や質の差異に基づくかを、文書によって明確に説明されているかを確認する。また、ドメイン・コーディネーターは、各別チームに質問したり、より適切な文書の必要性を指摘したりすることがある。これらの質問や指摘に基づいて、各別チームでは追加の証拠を収集し RBs 案を改良する。当該フェーズの成果物は以下の通り。

- 異なるモデル世帯間、及び各別間で整合的な RBs を作成するため、設計が不十分な点のリストと、それに対する修正提案。
- 追加的なエビデンスの提案。

(2) 価格設定

ドメイン・コーディネーターによる審議が行われている間に、各別チームは、財・サービスのリストに記載されている全品目の価格調査を実施する。実施に当たっては、フェーズ 2 で合意された原則に従って行われるべきである（例えば、店舗の種類、中古品の量、公共と民間の提供者のバランスなどに関するもの）。すべての財・サービスが同時点で価格付けされていることは、各別間での比較可能性、RBs の一貫性上重要となる。当該プロセスでの成果は、価格付けされた全品目のリストである。

3-5 フェーズ 5：仲裁

調整チームからの質問、提案に基づき、各別チームは RBs 最終版を作成する。これまでと同様に、様々な可能性のある代替案が存在する場合には、それらを文書化し、RBs の最終コストへの影響を見積もる。最終的な各別報告書に基づいて、調整チームは比較報告書を作成する。当該フェーズの成果物は以下の通り。

- RBs に含まれる財・サービスの詳細な最終価格のリスト（エクセルファイル）。
- 最終国別報告書。報告書では、各別の状況、RBs 設定のための選択肢を記載し、激しい議論になった事項や合意に至らなかった事項について明確に記載する。

- 各国の報告書の結果をまとめた比較報告書。

3-6 フェーズ 6：普及と議論

RBs の構築の重要な最終フェーズは、結果をすべての関係者に適切に周知し、必要最低限の社会参加に必要な最小資源について、国民の適切な議論を喚起することである。フェーズ 1 で設定された国内外の利害関係者ネットワークや関連メディアを活用して、積極的な普及戦略によって行われるべきである。以下の点には、特に留意が必要である。

- RBs 算出の目的、基本となる方法論の説明。
- RBs に含まれるリストの内容とリストの中身に関する論点の説明。
- RBs をどのように利用することができ、また、どのように利用・解釈されるべきではないかについて、特に基本となる前提条件に特に注意を払い説明。特に、例示的な特徴を説明し、規範的な解釈をすべきでないことを明確にする。
- 政策の結論。

4 フォーカスグループ（Focus Group）について

4-1 フォーカスグループの構成

各国で1グループ当たりのメンバーが最低6～8人（そのため、8～10人を募集）となるように、独立の3つのフォーカスグループを組成する。フォーカスグループに母集団の代表性を確保することはできず、また必要ともしないが、それでも、男女、雇用形態、社会経済状況のバランスを取るよう努めることを目指している。

社会経済状況については、活動状況、教育水準、所得の代理指標としての住宅コストの負担の3つの指標によって定義されており、リクルートの際のアンケートから把握している。ただし、当初、社会経済状況については、厳密な定義・形式は定めていなかったため、国によって違いが生じている可能性がある。なお、フォーカスグループのメンバー選定において社会経済状況のバランスを取るのは、提案された食料品バスケットの妥当性や完全性、及び当該プロジェクトでのRBsの根本となる前提を評価する際に、様々な意見を収集するためである。

フォーカスグループの数が限定されていることや議論の話題が広範囲にわたることから、フォーカスグループは様々な基準世帯別には組成されてはいない。また、参加者は30～50歳の現役世代とし、様々な家庭状況が混在するよう確保し、できれば子どもを持つ大人の割合が多くなるようにした。その結果、ほとんどの国のチームでは、少なくとも5～6名の参加者を集めることに成功した。各国チームは異なる背景を持つ人々を集めたが、それでも一人親世帯の割合は低くなっている点は注目に値する。これは時間の不足やフォーカスグループでの議論の時間を子育てに当てる選択をしていることによると考えられる。また、子どもがない世帯については、独身者の方が夫婦よりも一般的には参加者が多く、全体的に女性の方が男性よりも参加者が多くなっている。

社会経済状況については、社会経済的な背景が低い参加者がほとんどない国がいくつかみられ、社会経済的背景が中～高位のみで構成される国もある。社会経済的な背景が低い参加者が不足しているのは、リクルート（採用）の最終段階での拒否が大きな理由となっている。なお、リクルートを専業とする部署を設けている国のチームではバランス良く構成者を見つけるまでの問題はほとんど生じていない。

その他の留意点として、フォーカスグループの数が限られていることから、少数派の民族や移民が首都の中で大きな構成比を占める場合でも、そうした人たちをメンバーに確保することは困難であった。そのため、フォーカスグループの議論は、まずは文化的に多数派のパターンを捉えることになっている。また、首都とそれ以外の地域では相違点が大きいことは留意しなければいけない。

4-2 フォーカスグループでの議論

フォーカスグループでの議論時間は2時間半から3時間であり、一部長時間となったケースもみられるが、ほとんどは（最終部分を浅く進めるなどして）時間内に納められている。フォーカスグループの雰囲気は積極的で、多くのメンバーが興味を持ち議論にも活発

に参加していた。全体には、最初の理論的枠組み部分に対しては、概略的で理解できないとの印象が持たれていたが、後半の食料品バスケットや購買パターンの検討部分では認識が深まり具体的な議論が喚起された。

全体として、フォーカスグループ内での衝突は報告されておらず、議論すべき点で相応のコンセンサスに至っている。異なる背景の参加者による顕著な違いは報告されていないが、社会経済状況の違い（低と中高）や、子どもの有無によって、特定の話題で異なる視点が示されている。

フォーカスグループでは、自分自身の世帯ではなく、仮想的な基準世帯での適切な予算について議論するため、「公共の視点」が重要になる。参加者は自身の経験や意見に従うことは容易ではあるが、基準世帯の状況に基づいて判断することが求められるため、モデレーターが、基準世帯の状況に焦点を当てるよう参加者に定期的に注意を促すことが鍵となる。いくつかの国では、非常に不安定な経済社的状況にある参加者にとっては、参照世帯の状況が自身の状況とかけ離れており、参照世帯に焦点を当てることが非常に困難であった。特に、豊かでない国では、健康的な食事や休日の話題に関して、そうした問題がしばしば表面化することになった。

多くのフォーカスグループの分析を通じて、個人的な視点から考えずに最低限必要な「量」について合意することは困難であることが分かった。特に、健康を維持するために最低限必要な様々な食料品の量を判断することが困難であることが示された。この背景としては、人々は日々の食料品を何グラム消費しているか知らないことがほとんどで、また、実際に消費している食料品は、好みや、日々の活動量、家計予算の制約、健康状態、家族の規模、食料品を準備・保存する個々人の許容量など多くの要素に依存していることが挙げられる。

食料品バスケット作成後に、各国の栄養士が食料品バスケットを基礎にしたメニューの実例を開発しているが、これは好みについての議論を誘発し、食料品の量を具体化するための大きな支えにはならないことが多い。フォーカスグループの参加者は、健康的なメニューがどういったものなのか、また、食料品バスケットからどのようなメニューが実現可能かを理解していないように見える。多くの国では、メニューの提示が必要性よりもむしろ嗜好に関する議論を喚起している。フォーカスグループに対して日々のメニューを提示することが手助けの手段になっているのかどうか疑問であり、議論を導く他の方法を考えなければならないのではないかと課題が指摘される。むしろ、すべてのモデレーターがメニューを利用する目的を十分理解しているわけではないかもしれません、モデレーターを訓練し、メニューを示す目的の枠組を正すことにもっと配慮すべきかもしれない。

一方で、フォーカスグループでの議論から、特定の社会における文化的、社会的、制度的な文脈やそれが人々の最低限のニーズにどのように影響しているかについての有益な情報を得ることができた。そのため、フォーカスグループでの議論は、バスケットについての一般的な受容性や完全性を確認し、また、財やサービスのリストに何を含め、何を含めないかに関する論点を集める上で、有益な方法になり得るとの考えを強めることになっ

た。国際比較に関しては、フォーカスグループにおいて特定の物量を議論するのは、他の情報がまったく得られない場合に限り有効だと思われる。

調理器具に関するフォーカスグループの参加者は、各国チームが作成したリストについて、明確な議論に基づいて、何を追加し、何を除外するのかについては容易に判断を行っていた。食に関するその他の機能についてはリストの提示はなかったが、一般的に食の機能の重要性やそれらの機能を満たすためにどのような財やサービスが必要かについて、はフォーカスグループの参加者が大まかなカテゴリを特定することは問題なくできていたがその一方で重要な財やサービスの正確な品質や量についてまで合意に至ることは困難であった。

5 食料品バスケット (Food Basket)

5-1 食料品バスケットの意義と検討の対象、留意点

食料品は、人体の成長や修復にとって本質的なものであり、人体にエネルギーを供給し病気を防ぐ。身体的な必要性に加えて、個人の社会的、文化的、感情的、宗教的な生活にとっても、食料品は重要な役割を果たしている。このプロジェクトでは、EU26か国首都での比較可能な食料品バスケットの構築に当たって、食料品の身体的な機能とその他の機能を区別した。さらに、食料品バスケットに含まれる要素として調理器具にも注意を払っている。

この演習はEU加盟国全体で同一水準の適切な食料品バスケットを構築するため、必要最低限な資源（コスト）を同定することを目的としている。ただし、食料品の身体的機能に限定しても、以下の二つの面から非常に困難な作業となる。第一に食料品の利用可能性、品質、価格、食習慣が加盟国間で大きく異なる。さらに入々が直面する経済的、地理的、気候的な環境によって需要が変わりうる。このことは、EU加盟国すべてに単一の食料品バスケットを提案し、それがいずれの国においても同水準の適切性を示すと想定することは現実的ではないことを意味している。

そのため、上記の状況を踏まえて、適切な栄養を摂取するのに必要な最低限の資源を示す比較可能な食料品バスケットを開発するための手法を考え出すことが、当該プロジェクトの課題となっている。

5-2 検討の手順

(1) 健康面の機能に限定した食料品バスケットの開発（すべての国）

まず、食料品について、人々が健康的な栄養の消費を可能とすべき予算と、身体的な健康以外の食料品の機能にかかる予算を区別している。前者には、食料品を準備、利用、提供、保存する際に必要となる食器・器具を含んでいる。その上で、すべての加盟国（算出対象国）では、前者の健康面での機能に限定した食料品バスケットの開発を行った。健康的な食事摂取を可能とし、各国間で比較可能なバスケットの構築のために、以下の想定・制約を置いている。

- 家庭が健康的でおいしい多種類の食事が可能となる食材を手に入れられること。
- すべての食事が家庭で準備され、食されること。
- すべての食料品が最も経済的な方法で、手に入れられ、準備され、消費されること。
 - 家庭は食品の価格について十分な情報を得ており、アクセス可能な最も経済的小売店への公共交通機関を利用した購買が可能となること。
 - ただし、すべての食材を最も安価なスーパーマーケットで購入することは想定していない。
- 食料品バスケットは背景・特徴が異なる市民にとって健康維持ができるものとして受け入れられるものであること

(2) 各国のチームによる算出手順（5つの標準ステップ・マイルストーン）

各国のチームが行った手順は、以下の標準化された5つのステップまたはマイルストーンで構成されていた。

1. 国の専門家は、国 の食品ベースの食事ガイドライン（National Food-Based Dietary Guidelines）の科学的根拠（DRV）、健康ニーズ、自国の健康教育のモデルについて明確に説明する。
2. 国のチームが栄養士と協力して、国 の食品ベースの食事ガイドラインに基づいて、仮想的な世帯における必要な食事量を標準化されたエクセルファイルにリストアップする。食品ベースの食事ガイドラインで一定量の身体活動が推奨されている場合には、その旨も記載する。さらに、国 の専門家と栄養士は、健康的なメニューを準備、消費、提供、保存するために必要な厨房機器のリストも作成する。
3. 3つの異なるフォーカスグループが各国の首都で開催される。フォーカスグループが標準化された方法で実施され、分析されたことを確認するために、いくつかのフォーカスグループ研修と指導文書が調整チームによって組織・作成される。各国のパートナーは、様々な社会経済的立場の人々を募集し、目標とする生活水準、食料品バスケット、許容可能な購買パターンについて、事前に定義されたトピックリストに沿って議論し、結果は国別報告書で参照できる分析テンプレートに従って分析される。
4. 食料品バスケットは、フォーカスグループで提示された議論と入手可能な補完的な調査情報に基づいて、実現可能性と受容可能性の機能において適応させなければならない。適応が国際的に比較可能な方法で行われることを確実にするために、フォーカスグループの議論の結果に応じて食料品バスケットをどのように適応させるべきか、また、食料品のその他の機能を考慮して他の財やサービスをどのように追加すべきかについての詳細な情報がパートナーに提供される。
5. 食料品バスケットの実現可能な最小コストを見積もることである。ここでも、可能な限り国を超えて比較可能な方法で整理するために、いくつかの仮定がなされる。
 - 第一に、食料予算は、人々がすべての不可欠な食料品を入手するために必要な最低限の資源を示すものでなければならない。
 - 第二に、人々は、店や商品の選択において、最低限の許容可能な自由を持つべきである。
 - 第三に、他の購買パターンが一般的でない限り、市場価格が用いられるが、販売価格は用いられない。
 - 第四に、異なる世帯類型に合わせて規模の経済が組み込まれるべきである。
 - 第五に、調理器具に関しては、国 の専門家は、フォーカスグループやすべての国で議論されている購入パターンを考慮に入れるべきである。合理的な理由がない限り、調理機器の耐用年数は国を超えて一定に保たれている。

(3) 食料品バスケットの価格決定について

すべての国で2015年3月から4月の間に食料品バスケットの価格を決定する。価格情報は、各国チームが実施する小規模価格調査に基づいて収集される。食料品を購入する小売店は、(1) 低価格で品質の良い食品を幅広く提供している、(2) 市街地に広く分布している、(3) 公共交通機関でのアクセスが良い、という条件を満たしている必要がある。

出来合いの食料品価格については、適切な商品の最低価格を選ばなければならない。生鮮食品や多種多様な商品を含む食品カテゴリについては、各国のチームは、事前に定義された特定の価格設定手順に従わなければならず、関連製品の入手可能な範囲を考慮した加重価格として見積もる。この手順は、十分なバリエーションを持つ健康的なメニューを準備するための最小コストを特定するという二重の目的を達成することを目的としている。

5-3 食料品バスケットの算出・検討の結果について

算出した食料品バスケットの結果については大きくは以下の4点について議論している。

1. 各国の健康的な食の促進に向けての戦略（食事ガイドラインの相違点と類似点）
2. 各国の食料品バスケットの中身（食料品量）について
3. 各国のフォーカスグループで食料品バスケットの受け入れ可能性
 - 健康的な食事としての食料品バスケットについて
 - 食料品バスケットの前提条件について
 - 健康的な食料品バスケットの適切性について
 - 調理器具について
 - 食料品と調理器具の購入について
 - 身体的活動について
 - 食（food）のその他の機能について
 - 調理の意味・楽しみ：Gastronomic meaning(pleasure)
 - 感情的機能：Emotional function
 - 宗教的機能：Religious function
 - 社会的機能：Social function
 - 歓待の創造での食の役割：The role of food in the creation of hospitality
 - 娯楽的機能：Leisure function
 - コミュニケーションでの食の役割：The role of food in communication
 - 交換手段としての食：Food as a means of exchange／等
4. 健康的な食事（dietary）の最低コスト
 - 健康的な食事におけるバスケットの相違について
 - 調理器具リストの相違について
 - 身体的活動の相違について
 - 食（food）のその他の機能について

- 持ち帰り、外食の予算
- 家庭への人の招待
- 休暇や外出での食事
- お祝いや誕生日での食事
- 公的に提供される学校での昼食について
- 各国での家族構成員増加のコストについて

6 住居バスケット (Housing Basket)

6-1 費用の概要

住居バスケットでは、世帯 4 類型（単身者、ひとり親+子ども 2 人、夫婦、夫婦+子ども 2 人）について、代表的な家計調査（the Study of Income and Living Conditions; EU-SILC）を用いて費用を算出する。具体的には、ヘドニック回帰（30 パーセンタイルでの分位点回帰）による回帰係数をもとに特定の条件を満たす住居の家賃と家賃以外の住居関連コストの予測値を算出する。

一般的に健康・衛生のために必要性が認識されている住居について、可能な限り国を超えて比較可能な RBs を作成するため、満たすべき住宅の最低限の品質は、EU で一般的に合意された指標、各国ガイドライン、常識等から選定する。また、同程度の品質の住宅であっても価格帯は多様であり、最低要件を満たす住宅を最低価格で入手できるケースは限られているため、市場に相応な数の住宅が供給されていることが期待できる価格として、その要件を満たす住宅に対して 30% の世帯が実際に支払っている価格を利用する。

データの制約上、対象地域を首都に限定できないため、基準となる都市が位置する地域（ウィーン、ブリュッセル、ソフィア、アテネ、マドリード、ヘルシンキ、ブダペスト、ローマ、ルクセンブルク）の人口密度の高い地域と、オランダの全人口（都市化に関する詳細な情報がないため）を対象とする。

6-2 算定方法

住居バスケットの作成は、(1) 「許容可能な住宅」の要件の設定、(2) 要件を満たす住宅の費用の算出の手順で行う。

(1) 許容可能な住宅の要件の設定

① 欧州及び国際的ガイドラインのレビュー

許容可能な住宅を定義するに当たって、適切な住宅に対する権利に言及している以下のガイドライン等をレビューし、参考にする。

- 世界人権宣言（1948）第 25 条
- 経済・社会・文化的権利に関する国際規約（1966）第 11 条
- WHO「住宅の健康原則（Health Principles of Housing）」
- 欧州評議会「改正欧州社会憲章」第 31 条
- 欧州評議会「人権と基本的自由の保護のための欧州条約」
- EU（2009）「欧州連合基本的権利憲章」第 34 条
- 社会的保護委員会（Social Protection Committee）
 - 過密状態の指標
 - 品質指標、コンテキスト指標、困窮度を表す項目

② 本プロジェクトにおける要件の定義

「許容可能な住宅」の要件は EU-SILC2012 のデータに存在する変数によっても制約される。上記で参照した EU で一般的に合意された指標や各国ガイドライン、常識等に基づいて適切な住宅の要件を定義する。まず、以下の特徴を持つ住宅は適切な住宅とはいえないため、今回の試算では考慮しない。

- 湿気の問題がある
- 室内に水洗トイレや風呂・シャワーがない
- 家を十分に温かく保つ能力がない
- 適切な電気設備がない
- 適切な配管・水道設備がない

上記の特徴を持つ住宅を除いた上で、住居の特徴について追加の過程を課す。なお、家具付き物件と家具なし物件がデータ上区別できないため家賃算出の際には平均化して利用している。

- 部屋数
 - 夫婦または単身者：2 部屋
 - 夫婦または一人親+子ども 1 人：3 部屋
 - 夫婦または一人親+子ども 2 人：4 部屋
- 住居の広さ
 - 単身者：寝室 1 部屋 38 m^2
 - 夫婦：寝室 1 部屋 47 m^2
 - 一人親+子ども 2 人：寝室 3 部屋 64 m^2
 - 夫婦+子ども 2 人：寝室 3 部屋 73 m^2
- 集中暖房の設備を備えた住居
 - いくつかの国では、家賃やその他住居関連コストは暖房設備に強く影響される。
- アパートまたは 10 戸以上の集合住宅
 - 民間の賃貸で最も一般的なタイプの住居である。
- 6 年の契約年数
 - 現在の契約が何年継続しているかは賃料水準に影響する。なお、オランダとフィンランドの試算ではこの変数が利用できない。
- 世帯の最年長は 40~49 歳
 - 高齢者やリタイア後は現役時代より暖房費が多く必要になると想定される。
- 対象世帯はウィーン、ブリュッセル、ソフィア、アテネ、マドリード、ブダペスト、ヘルシンキ、ローマ、ルクセンブルク、オランダに在住

(2) 費用の算出

適切な住宅の定義家賃の算出に当たっては、民間の賃貸、公営の賃貸を分けた上で、世

帯単位の分位点回帰を国別に実施する。同程度の水準の住宅であっても価格帯は多様であるため、市場に相応な数の住宅が供給されていることが期待できる価格として、30パーセンタイルでの分位点回帰の回帰係数を利用する。なお、対数線形モデルを採用した理由は、家賃への影響が絶対的なものではなく比例的なものだと仮定したためである。推定に利用する変数は以下の通り。

- 従属変数
 - 家賃（自然対数値）
- 独立変数
 - 部屋の広さ（自然対数値）
 - 部屋数（自然対数値）
 - 現在の契約経過期間（自然対数値）
 - 集中暖房設備があれば1をとる指示変数
 - 地域が基準地域であれば1をとる指示変数
 - 人口密度が高い地域であれば1をとる指示変数

推定された回帰係数と上記で設定した許容可能な住宅の要件から賃料を予測し、住居バスケットを構築する。また、その他の住宅関連費についても同様に分位点回帰により算出する。その他の住宅費には、住宅ローンの金利や住宅にかかる税金、保険、維持費、修繕費、水道光熱費が含まれる。なお、ほとんどの国でその他の住宅関連費は150ユーロ／月程度であり、大きな差はなかった。

(3) 留意点

本プロジェクトで試算した住居費バスケットには、リフォーム、装飾、清掃、メンテナンス等にかかる費用は含まれていない。また、感度分析として、対数線形モデルの代わりに線形モデルを採用しても結果は大きく異ならなかった。

7 医療バスケット (Health Care Basket)

7-1 費用の定義

(1) 仮定

医療バスケットの作成にあたり、世帯の構成員全員が一般的に健康であり、家族の中に特別な健康上の問題や障害を抱えている人はおらず、すべての家族が健康な社会経済的状況で生活していると仮定する。これは、病気や障害の種類が非常に多く、関連する費用がそれらの程度や性質、期間、担当医師、社会的・身体的性質によって大きく異なり、計算が困難となるためである。また、医療バスケットは医療に関連する費用のみをカバーし、人々がヘルスケアの情報を十分に得ていることを前提にする。

(2) 医療バスケットが果たす機能

ヘルスケアバスケットが果たすべき機能は、①病気のケア、②怪我のケア、③疾病予防、④避妊、⑤医療制度へのアクセスの5つである。ただし、医療制度へのアクセスとは、病院へ行くなどの物理的な意味を持たない。

(3) 医療バスケットの構築

健康政策とヘルスケアの提供については、加盟国が主な責任を負っているため、医療予算を策定する際には、各国の制度設定、勧告、ガイドラインの確認から始める。さらに、必要に応じ、欧州のガイドラインや科学的根拠（欧州諸国全体で同じように考慮される様々な製品やサービスの種類と量を示すための利用可能な文献）に基づいて補完する。

（EU側から）提案された根拠は、各国の保健専門家との協議の中で、その地域の文脈に慎重に適応される。適応は各国での推奨事項（例：スクリーニングや予防接種）に沿って行われ、異なる状況や習慣（例：地域の気象条件のために日焼け止めローションを少なめにするなど）といった証拠に基づいて行われる。

(4) EU 各国のバスケット算出

基本的なガイドラインに則りつつも、健康とヘルスケアに関する国独自のガイドラインや勧告、要件、特に疾病予防に関連した要件が異なる場合のみ逸脱が可能である。健康の専門家と相談して、明確な正当性があれば、さらなる逸脱を提案することができる。

7-2 算定方法

(1) 病気のケア

発熱、上気道感染症、下痢、胃もたれ、頭痛などの急性疾患を想定しているが、この種の疾患に関する疫学的数据が不足しているため、バスケット作成は困難である。そのため、日常的によく見られるいくつかの疾患について、可能な限り具体的な推奨事項を使用し、算定を行う。

① 品目の選定

- 抗生物質の必要性について
 - コクランレビュー³⁶や多くの国の公式ガイドラインによると、妊娠していない女性や子どもの急性尿路感染症では抗生物質による治療が望ましいとされている。しかし、尿路感染症は簡単に予防できるので、一般的に健康であり、十分なパーソナルケアを受けている人は尿路感染症に遭遇しないと仮定している。その他の状態については、抗生物質は一般的に必要なため、耐性化を防ぐために使用すべきではないとする。痛みや発熱の症状を和らげるためには、イブプロフェンやパラセタモールのような薬で通常は十分とする。
- 体温計の必要性について
 - 体温測定は病気のモニタリングに重要であるため、体温計を計上する。
- 下痢への処方について
 - 下痢や脱水症状の場合に備え、経口補水液をバスケットに追加する。成人の場合には不快で社会的な影響があるため、慰安剤としてロペラミドを含む製品（イモディウムなど）を追加している。
- シラミ治療について
 - シラミの治療のために、シラミ対策ローション、シラミ用のくし及びウェットコーム法を適用するためのコンディショナーを想定している。
- ダニ除去について
 - ダニ除去剤をバスケットに追加する。
- 虫除けについて
 - 虫が多い国では、虫除けを追加している。

② 使用量・耐用年数の設定

各国内で他の数量がより適切であるという客観的な指摘がない限り、同じ使用量を設定する。

③ 価格の設定

医療バスケットの価格設定は、現行（2015年）の規則、及び各国の公式・非公式規則に準拠して行われている。薬の価格は、アクセス可能なお店で最も安い価格を用いる。e-shoppingで薬を買うのが一般的な習慣である場合や、お店で買った薬の価格と大きな違いがない場合、オンラインでの価格収集も可能とする。配送料や管理費は、避けられない場合にのみ考慮され（例：集荷場所での配送を選択するなど）、売買の交渉や非公式な慣行が慣習としてある場合は、これを考慮に入れるが、実際には適用されなかった。また医療

³⁶コクランレビューとは、国際NPOであるコクランが作成した、医療や医療政策において重要な研究のシステムティックレビューである。

サービス（開業医や歯科医など）の消費にかかる費用は、診療報酬控除後の患者の費用に限定されている。

(2) けがのケア

外傷による医療費は、医師の診察に伴う費用、入院や治療に伴う費用、セルフケアに伴う費用（在宅薬）に分けられる。しかし、外傷の種類や治療費が多様化しており、入院費の予算化は非常に困難であるため、入院費の予算化は行わないことを提案している。さらに、重症外傷の発生率は低すぎるため、基本的なバスケットに含めないとしている。さらに救急箱（救急箱については後述）として、防水性のある非滅菌の抗アレルギー貼付剤、滅菌された個別包装の貼付剤、小さな傷を閉じるための滅菌ストリップ、捻挫のような傷のための包帯、伸縮性のある包帯、包帯クリップ、コールドパックを含める。軽度のやけど用の軟膏や消毒薬も含む。また、ステンレスピンセット 1 対、ステンレスハサミ 1 対の同梱を想定している。

① 品目の選定

私生活における家庭内・余暇の事故の費用を、医師の診察料と救急箱の使用分に限定する。

② 使用量・耐用年数の設定

外傷の発生率に関する明確な情報がないため、すべての国で、大人と中等学校の子どもは 10 年に 1 回、小学生の子どもは 5 年に 1 回の受診を必要とする事故を想定している。

③ 価格の設定

病気のケア ((1) (3)) と同様の方法で設定している。

(3) 疾病予防

予防接種、検診、歯科検診、ビタミン D 摂取（サプリメント）、その他で構成されている。

① 品目の選定

● 予防接種について

➤ 欧州疾病予防管理センター（ECDC）は、それぞれの予防接種について「ガイドンス文書」を発行しているものの、実際の推奨と実施は加盟国の責任で行われている。予防接種プログラムには、特に、優先的に予防可能なワクチン（例えば、麻疹、おたふくかぜ、風疹、ジフテリア、破傷風、ポリオ、血友病性インフルエンザ b 型、B 型肝炎）、ヒトパピローマウイルスに対する予防接種、リスクグループのための季節性インフルエンザに対する予防接種などが含まれている。この

バスケットでは、各国の関連する公的機関によって公式に推奨されている予防接種に対して、家計の費用負担を考慮する。

- 検診について

- 2003年に欧州理事会は、組織的なスクリーニングプログラムの実施に関する欧州加盟国への勧告を発表した。勧告では、25歳から64歳までの女性を対象に、3年または5年間隔で子宮頸部前がん病変の検診を、50歳から69歳までの女性を対象に、2年または3年間隔で乳がん検診を、50歳から74歳までの男女を対象に、1年または2年間隔で大腸がん検診を実施することが挙げられている。リスクの高い対象者における前立腺がんまたは肺がんのスクリーニングが、特に死亡率の低下につながるかどうかを確認するために、無作為化比較試験が進行中である。早期に発見されれば少なくともある程度の予防と治癒が可能なメラノーマに関しては、そのような早期の症例を発見するための施設の利用可能性や、日光浴の危険性について国民を教育するための各国のアプローチは、欧州では比較的近距離で大きく異なっている。予防接種の場合と同様に、各国の公的機関が公式に推奨しているスクリーニングの費用を医療費として賄う。

- 予防歯科検診について

- 最適な再診間隔に関する推奨事項は国によって異なるが、多くの先進国では6ヶ月ごとの歯科検診が伝統的に提唱されてきた。しかし、歯科検診の最適な頻度に関する科学的根拠は不足しているため、各国の公的機関が推奨する間隔での検診費用をカバーする。

- ビタミンDについて

- いくつかの国では、国のガイドラインでは、子ども及び/または成人にビタミンDの補給を推奨している。しかし、システムティックレビューやメタアナリシスでは、ビタミンサプリメントが健康な人にとって価値のあるものであるというエビデンスは得られていない。ビタミンD補給の有用性についてはまだ議論の余地があることに留意すべきとしている。バスケットの他の部分と同様に、ビタミンサプリメントは各国の公的機関が明示的に推奨している場合、その国に含まれている。

- その他の予防方法について

- 疾病予防には、上記で推奨されている以上のものが含まれる。一般的には、健康的なライフスタイル（例：食事、身体活動、適切な衣服など）や健康的な生活環境（例：家の中に湿気がないなど）などの必要なものが含まれるが、健康的な食事の費用はフードバスケットでカバーされ、身体活動の費用はレジャーバスケットでカバーされる。同様に、先に述べたように、休息や余暇、社会活動への参加、安全保障、十分な住居など、その他の要因も健康を促進する。これらは、重要な範囲でそれぞれのバスケットでカバーされる。さらに、適切な個人の衛生管理や体のケアは、病気の予防に役立つが、個人的なケアにかかる費用も別のバス

ケットでカバーされる。

- 他のバスケットではカバーされない、その他の予防方法について
 - サングラス
 - サングラスによって紫外線からどの程度保護されるかについての科学的根拠は乏しい。しかし、サングラスは各国で広く使われているため、予算に含める。
 - 日焼け止めクリーム
 - 日焼け止めクリームは皮膚がんに対する保護効果がある。日当たりの良い環境では、日焼け止め剤の塗布（防護服や日陰を求めるなどの他の手段との組み合わせ）は、多くの保健当局によって推奨されている。

② 使用量・耐用年数の設定

日焼け止めクリームの使用量について、使用量や再塗布のタイミングについての科学的根拠はない。そこで、家族全員の保護係数が 15 以上の日焼け止め化粧水を含めることを提案し、使用量は成人 250ml/年、小中学生の子ども 500ml/年とした。日焼け止めの保護効果は数ヶ月で低下するので、余った分は 1 年後に捨てなければならないことを考慮する。

③ 価格の設定

病気のケア ((1) ③) と同様の方法で設定している。

(4) 避妊

子どもを望むかどうか、いつ、どのくらいの頻度で産むかを自由に決め、性感染症(STI) から身を守るために避妊薬を使用することの重要性は明らかであるため、医療予算には、避妊に関する費用も含まれている。

① 品目の選定

完璧で普遍的に受け入れられている避妊薬は存在しない。WHO によれば、男性用ラテックスコンドームは、HIV やその他の性感染症の性感染を減らすために利用可能な唯一の最も効率的な技術であるため、「コンドームは、無料または低価格で容易に入手でき、その使用に対する社会的・個人的な障害を克服するのに役立つ方法で促進されなければならない」とされている。このような立場から、成人男性用、成人女性用、思春期（中等教育段階の子ども）用のコンドームをバスケットに含む。

② 使用量・耐用年数の設定

コンドームを何個使用するかは性交渉の頻度に関する情報が正確に入手できないため、想定は困難としている。成人 1 人当たり年間 30 個のコンドームの仕様を想定してい

る。

③ 価格の設定

病気のケア ((1) (3)) と同様の方法で設定している。

(5) 救急箱

① 品目の選定

医療予算に関連するいくつかの原則や知見は文献に見られるが、具体的な項目をまとめにあたって、文献から得られる指針は限られている。そこで、正当化できる範囲内の具体的な項目のリストを作成。このリストは、各国のチームによって慎重に評価され、現地の状況に合わせて調整され、価格が決定されている。より具体的な国や推奨事項がある場合、推奨事項が文献の最新の段階で明らかに矛盾していない限り、救急箱を構成するための主要な情報源としている。

② 使用量・耐用年数の設定

すべての国で、他の数量がより適切であるという客観的な指示がない限り同じ数量とする。

● マダニ駆除剤

- マダニに咬まれた場合に備え、5年間で1家族につき1回のマダニ駆除剤が含まれている。虫除けや虫刺され薬は、対象国で一般的なものであれば含まれている。

● 紙製のハンカチ

- 健康な人でも風邪をひくことがあるため、紙製のハンカチも予算に含まれている。健康な人は1日1枚で済み、風邪の場合を1日3回必要であるとする。1年間で風邪にかかる期間を5日として必要量を求めている。

● 紋創膏など

- 小さなケガや小さな傷に備えて、防水性の抗アレルギー性の貼り付け紋創膏（滅菌処理されていないもの）を用意する。一人当たり年間10枚の紋創膏を用意する。

- 小学校の子どもに対しては、年間20枚のプラスターを用意する。

- 減菌済みの個別包装された紋創膏も用意する。一人当たり年間2枚の紋創膏を用意し、小学校の子どもの場合のみ一人当たり年間4枚の紋創膏を用意する。

- 小さな傷を閉じるための滅菌ストリップを、1家族あたり年間5~10本入り1箱を用意する。

● その他

- ステンレス製のピンセット、ステンレス製のハサミも救急箱に含める。防腐剤も1家族1年につき1本は予算に含む。

- 捻挫のようなケガには、包帯を1人1年につき2枚、弹性包帯も1家族1年につき1枚用意する。包帯クリップは10年に1家族につき1箱（5～10個）を予算を入れる。また、10年間で1家族につき1回のコールドパックの使用を想定する。
- 軽度のやけどに備え、軟膏を含む。

③価格の設定

病気のケア ((1) ③) と同様の方法で設定している。

8 パーソナルケアバスケット (Personal Care Basket)

8-1 パーソナルケアバスケットの概要

パーソナルケアとは、COICOP（目的別家計消費分類）の大分類「その他」下の中分類項目「パーソナルケア」で定義されている財・サービスのことで、理美容院費やかみそり、ドライヤー、化粧品などの理美容品、トイレットペーパーやハンドソープ、生理用品などの衛生用品などが該当する。本節では、このパーソナルケアについてのバスケットを構築するための原則および、そこで使用されたエビデンスとその適用方法について説明している。

十分に個人の衛生が確保されることは、社会に十分に参加するために、衣食住と同様に満たされなければならない本質的な中級ニーズの一つである。その理由は以下の2点が考えられる。第一に、個人とその周囲の環境を感染性微生物から守るために公衆衛生的な観点から重要である。第二に、個人の衛生環境を保つことは、心理的、社会的に重要である。衛生が保たれていることは、自己価値、自己尊重の感覚を植え付け、他者から尊重されるための要件であることが多い。

パーソナルケアバスケットは、アムステルダム（オランダ）、アテネ（ギリシャ）、ブダペスト（ハンガリー）、ブリュッセル（ベルギー）、ヘルシンキ（フィンランド）、マドリード（スペイン）、ローマ（イタリア）、ウィーン（オーストリア）で算出されている。

8-2 基本原則

適切なパーソナルケアに関する欧州や国内のガイドラインはほとんど存在しない。当該バスケットの作成に当たって、パーソナルケアが果たすべき一般的な機能について考察し、文献を検討し、パーソナルケアを実現するための具体的な商品やサービスのリストを開発するための指針となりうるいくつかの原則を開発する。身体の部位ごとに清潔を保つために必要なものが変わるために、①手指、②口腔、③身体、④女性の生理、⑤髭剃り、⑥ヘアケアそれぞれについて考える必要がある。加えて、風呂トイレ用品や、化粧品・香水の使用なども考慮に入る。なお、簡単化のためアレルギーや障害を持たない人のパーソナルケアについて考える。

(1) 手指衛生（石鹼・タオル・爪ブラシ）について

- 石鹼
 - 石鹼を使用した良好な個人の手の衛生は、ウイルス性胃腸炎のリスクをほぼ半減させることができることが確認されている（Curtis and Cairncross 2003）。
 - 液体石鹼は、グラム陰性菌汚染リスクの観点から固形石鹼よりも好ましい（Reybrouck 2000）。
 - 皮膚がひび割れのような良質の石鹼を使用するべきである。（Universitaire Huisartsen Groepspraktijk 2007）。
 - 真菌感染症を防ぐために中性が好ましい。

- タオル
 - 手を洗った後は、手を乾かす必要がある。衛生上の理由から、使用するタオルは定期的に交換する必要がある。タオルは、水分、熱、ふけの組み合わせのため、微生物の温床となるため、ペーパータオルを使用することが望ましいが、ペーパータオルは高価であり、環境的にあまり好ましくない。
 - 感染のリスクが低い「健康な」家庭では、頻繁に洗濯できるリネンタオルが良い選択である。
 - ここで温度（°C：ただし 55°C以上）と洗濯時間（分）の積が 250 以上となる洗濯を「安全な洗濯」と定義する。60°Cで 50 分は、この基準を満たし、ほとんどの細菌を殺菌できる。
 - 綿または綿と合成材料（ポリアミド、ナイロン、ポリエステル、ポリアクリル二トリル）を混合したタオルが良い（Reybrouck et al 2000）。
- 爪ブラシ他
 - 爪は毎日きれいにしてブラッシングし、汚れやホコリが溜まりにくくすることが推奨される。（Curtis and Cairncross 2003）。
 - さらに、国によっては（特に冬が寒い国では）ハンドクリームを、肌を潤すために使要することがのぞましい。

(2) 身体衛生について

- 石鹼
 - 上記の中性の液体石鹼は体のすべての部分に使用することができる。
 - シャワージェルやその他の高価な香料入りの石鹼は、健康の観点からは不要であり、皮膚の細菌フローラがアンバランスになる可能性があるため、避けた方が良い（Universitaire Huisartsen Groepspraktijk 2007）。
 - 手とそれ以外の部分には同じ石鹼を使用することができるが、2本を別々の場所に置くと便利であるため、2本分の予算を計上する。手洗いは非常に重要であるため、行動の障壁となりうるものを取り除き、便利なアクセスを提供することは理にかなっている（Bloomfield, Aiello, Cookson, O'Boyle, and Larson 2007）。
- タオル
 - 一部の国では、柔らかい洗顔用・洗体用タオルの使用は非常に一般的である。しかし、頻繁に使用することは、潜在的な刺激性の影響のため、（女性の）性器の衛生上好ましくない。（University of Iowa Hospitals and Clinics 2015）
 - タオルは、手指以外の他の部位にも使用することができる。足を洗うときには、真菌感染を防ぐために、その後の乾燥が重要である。そのため、十分な数のタオルを見積もる必要がある。
- 爪ブラシ他
 - 足の爪についても定期的に清掃し、ブラッシングする必要がある。

- デオドラント剤や制汗剤は、身体の衛生のために不可欠ではない。よく身体を洗うことでのほとんどの臭いは抑えることができる。
- 乳がんの原因や、接触性皮膚炎につながる可能性があることが示唆されているため、一部の専門家はデオドラント剤の使用に否定的である。(Devos and Constandt 2002; 173 McGrath and Batten 2003)。ただ、乳がんとデオドラント剤の使用との関連性に関するエビデンスは決定的でないという論文もある。(Namer, Luporsi, Gligorov, Lokiec, and Spielmann 2008)。
- 他方で、デオドラント剤と制汗剤は、一生懸命働いたり、スポーツをしたりした後の不快な臭いをおさえ、社会的受容に対して役に立つため、パーソナルケアバケットに含めることを支持する意見もある。

(3) ヘアケアについて

- シャンプー
 - シャンプーは頭皮を洗ったり、髪の毛を美しくしたりするために使用する。
 - 良いシャンプーは、油脂やホコリを除去するため、洗浄剤が含まれている。最も重要な成分は、ラウリル硫酸塩、アミン酸化物、カチオン性ポリマー、加水分解動物性タンパク質である。ほかの添加物は主に柔らかさ、光沢、ボリュームを改善し、スタイリング・乾燥・櫛通りを容易にし、静電気を減少させる (Draelos 2010)。
 - しかし、これらの化学物質の使い過ぎは、刺激の原因となる可能性がある。DEAとTEAをベースにしたシャンプーは、発がん性の特性に基づいて、EU連合では化粧品への使用が制限されている。(Russ 2009; Westervelt and Codrea-Rado 2015)。
 - 髪は少なくとも週に一度は洗う必要があるが、最適な洗髪頻度は皮脂や汗の分泌量に強く依存する。エビデンスは限定的だが、週に3回の洗髪が妥当な頻度として提案されている。洗髪ごとに大量のシャンプーを使用する必要はなく、原則として、3mlで十分である。しかし、実際にはそれ以上の量が使用されている (Bremmer, Prud'homme de Lodder, and van Veen 2002)。
- 理髪用品・サービス（櫛、ブラシ、ドライヤー、ヘアピン、理美容サービス）
 - 他人に受け入れられて気分が良くなるためには、髪の毛の形を整えることが一般的に重要と考えられている。整髪に使用する財・サービスは多岐にわたるため、十分な社会参加のための最低限の予算に何を含めるべきかについては、文化的な違いがあり、現地の文脈を十分に考慮に入れることが重要である。ここでは、一般的に最低限の予算として考慮されている例をいくつか挙げる。
 1. 髪の毛の形を整えるための道具として櫛やブラシ
髪の毛を清潔に保つことができれば、世帯全員が同じ櫛とブラシを使うことができる。一泊の修学旅行やユースキャンプなどで、子どもが自分のブラシ

や櫛を必要とする場合がある。ドライヤーは髪の毛の形やスタイルをよりよくコントロールできるので、社会的にも必要と言えることが多い。

2. ヘアピンやヘアリボンなど、日中に髪の毛の形を保つための道具

3. 定期的に美容院や理容室に行くこと

一部の人々は、散髪をすることとは別に、染髪等を行うことは、自尊心のために重要である。このことを考慮するために（国の文脈で関連性があると考えられる場合）、美容院への訪問回数を、厳密に必要と考えられる回数（短い髪の場合は6週間に1回、長い髪の場合は10週間に1回が必要であるとする）と比較して、多少増やし、もし染髪などを行いたい場合は、美容院への訪問頻度を少なくし、染髪に予算を使うことを想定する。

(4) 口腔衛生について

口腔内の健康はQOLの重要な決定要因である。口腔疾患は、毎年何百万人もの学校や仕事の時間が失われる原因となる。さらに、これらの疾患の心理的影響は、生活の質を著しく低下させる可能性がある。(Petersen 2003)。EUでは、伝統的な口腔疾患の全体的な負担と経済的コストは大きい。虫歯と歯周病は、学齢期の子どもの60-90%と成人の大多数に影響を与えている。全部が自分の歯の人は、欧州の成人の半数以下(41%)である。

(TNS opinion and Social 2010)。さらに、伝統的な歯科治療のコストは上昇している。平均して、公衆衛生費の5~10%が口腔保健に費やされており、そのコストは過去10年間で倍増している。口腔疾患は治療にかかる費用が4番目に高い疾患群となっている

(European Platform for Better Oral Health 2012)。同時に、口腔疾患は日常的な口腔衛生習慣によって簡単に予防することができる。歯磨き、フロス、洗口は、歯周病、歯垢、虫歯との戦いにおいて重要なツールとなる。

- 歯ブラシ

➤ 良い歯ブラシは年齢に応じたものを使うべきである。歯ブラシには手磨き用のものと電動歯ブラシがあり、形、大きさ、硬さについて様々な種類がある。しかしながら、どのような種類がいいかについては、臨床的なエビデンスはほとんどない。ヘッドは大きすぎてはダメで、理想的なサイズは2.5cm~1cmで、毛の長さは10~12mm。ナイロン毛のものは、天然毛のものと比較して、製造上の最終的な仕上げが良く、(中空の)天然毛よりも衛生的である。ブラシの植え方については、どの植え方が優れているかについての科学的数据はほとんどない。また、硬い歯ブラシは歯茎を傷つけ、エナメル質を過度に消耗させる。そのため、適度な硬さのブラシがよい。

- 歯磨き用マグ

➤ 歯磨き用のマグカップを予算に加える。歯ブラシの衛生的な保管や、歯磨き後にうがいをして余分な歯磨き粉を取り除くことに使用する。

- 歯磨き粉

- 齒磨き粉は、再石灰化を促進し、エナメル質の脱灰を防ぐフッ素が含まれていることが重要である。6歳未満の子どもは歯磨き粉のかなりの部分を飲み込んでしまうことが多いので、低フッ化物の特別な歯磨き粉を使用する必要がある。(2歳未満の子どもは最大 500~1000ppm、2~6歳の子どもは 1000~1450ppm)。フッ素の過剰摂取はフッ素症、歯の変色（白い斑点から深い茶色の汚れまで）につながる可能性があり有害である (Walsh et al. 2010)。6歳からは、フッ化物含有量 1450ppm の定期的な歯磨きが推奨されている。
- フロス
 - フロスは、歯ブラシでは掃除できない場所の歯垢や食べ残しを除去する。毎日のフロスの使用が、欧州口腔保健プラットフォーム (European Platform for Better Oral Health) によって推奨されている。
- マウスウォッシュ他（マウスウォッシュ、キシリトールガム、爪楊枝）
 - 抗菌効果があるため、質の高い洗口剤（例：クロルヘキシジン入り）を予算に加える。さらに、いくつかの研究では、唾液の流れを健全にすることで虫歯予防効果が示唆されているため、キシリトールチューインガムを追加する。(Rethman et al. 2011)。キシリトール含有製品の小児及び青年の虫歯への影響に関するコクランレビューでは、最近、キシリトールを含むフッ化物歯磨き粉は、フッ化物のみの歯磨き粉よりも小児の永久歯の虫歯予防に効果的である可能性があり、そのような歯磨き粉に関連した副作用はないことを示唆している論文がいくつかあるが、質の高い研究の数が限られており、確固たる結論を出すには不十分であると結論付けている (Riley et al. 2015)
 - 爪楊枝は、食べカスを除去し、歯間清掃を促進するために（特に、より大きな歯間にに対して）有用である。

(5) 女性の生理衛生について

生理用ナプキンやタンポンは、一般的に生理中に分泌物を吸収するための衛生的な道具として使用される。生理用ナプキンにはタンポンよりも安価であるという利点がある。一方、衛生的に包装されたタンポンは、持ち運びに便利で、スポーツや水泳での自由度を高める。嫌な臭いを防ぐほか、服の外から見えないため、タイトな服や水着を着るときは、タンポンが好ましい選択肢となる。またタンポンが実質的に膿炎や尿路感染症の発生率に影響を与えるという決定的な証拠はない。(Howard et al. 2011) 1980 年代の研究では、高吸収性タンポンには中毒性ショック症候群 (TSS) を引き起こしていることがわかり、これは、タンポンの組成と使用方法指示の変更につながった。アプリケーターは、手がよく洗われている場合、通常は必要ない。

生理用ナプキンとタンポンの両方とも、無処理で、香料などを使用していないものであるべきである。（例：McKinley Health Center 2005）。初潮と呼ばれる初月経の時期は、乳房の発育、成長期、陰毛の発生後におこる。また、一定の体重に達することにも関連す

る。初潮年齢は、主に遺伝性であり、平均的には 15 歳の手前が多い。体格がしっかりしている女子は、より早く初潮を迎える傾向がある。地域間での比較を行いやすいように、12 歳以上の女の子の予算にはナプキンとタンポンの両方を含めている。1 ヶ月に必要なナプキンやタンポンの量は、定期的な交換の必要性や月経の長さに関係している。ナプキンやタンポンは微生物の微生物環境を作り出すので、感染症を防ぐためには定期的な交換が重要となる。生理用ナプキンは 4~6 時間ごとに交換すべき。タンポンは、TSS のリスクが高まるため、低出血の場合でも 3~4 時間ごとに交換すべき。(例 : McKinley Health Center 2005)。また平均的な月経期間は 4 日から 7 日である (Grégoire 1997)。

(6) 髭剃り・剃毛について

12 歳以上のすべての男性及び思春期の男性は、文化的な観点から、髭剃り用品を計上する。伝統的なカミソリ、シェービングブラシ、シェービングフォームを使った髭剃りは最も安価で十分な結果が得られるが、この方法はほとんどの国では珍しく、間違った方法で行うと危険である。最も安価な代替手段は、交換可能な刃とシェービングフォームを備えた安全カミソリだが、これははるかに高価である。電気シェービングは、通常は 2 番目に安い代替手段で、一般的なシェービング方法であるため、バスケットにはこれを計上する。アフターシェーブローションは、皮膚炎のリスクがあるため、避けた方が良く、冷たい水で顔を洗い、清潔なタオルで乾かすだけでよい。

また、女性と 12 歳以上の思春期の女子のために、文化的な背景から、取り外し可能な刃を備えたカミソリも含みうる。これは、四肢、顔、デリケートゾーンなど、どこでも使用できるという利点がある。(Shapiro and Lui 2006)。またシャワーやお風呂でのシェービングは、シェービングの仕上がりという点とシェービングフォームを使用するよりも経済的という点で推奨される。

(7) トイレ用品

トイレットペーパーの使用は衛生的であり、欧州では一般的な習慣となっている。データが限られているため、一人当たりのトイレットペーパーの最低量を推定することは困難であり、また、使用するトイレットペーパーの質にも左右される。いくつかの国での経験から、フォーカスグループの参加者は、含まれるべきトイレットペーパーの量について不必要に長い議論をする可能性がある。

ある調査では、アメリカ人は 1 回で平均 8.6 枚、1 日に 57 枚使用しており、オランダ人は 1 回に 8.5 枚使用しているという。これは、月に 1700 枚の紙を使用していることになる。この量が適切でないという根拠がなければ、すべての国で約 400 枚のロールが約 4 本含まれていることとする。さらに、衛生的な理由から、ロールホルダー、トイレのゴミ箱、トイレブラシは、文化的な期待に応じて予算に計上される。

(8) 風呂用品・設備

上記のツール以外にも、一般的な慣行に従って、また十分な社会参加のために不可欠と考えられる風呂用品をバスケットに含めるべきで、例えば、バスルームマットやシャワーカーテンなどがそれにあたる。衛生的な観点から、リネンバスケット（汚れた衣類を洗濯するまで保管するためのもの）やタオルラック（使用後のタオルを乾かすためのもの）も必要である。また、身だしなみを整えるための鏡も必須。賃貸の場合は、風呂用品や身の回りのものを収納するためのバスルーム家具も必要になるかもしれない。比較しやすいように、世帯の大きさに応じたサイズのオープンシェルフを予算として計上する。

休息とレジャーのバスケットが宿泊付きの休暇を予測している場合、文化的慣習に従って、予算に洗面用具入れ（トイレタリーバッグ）を追加することを検討してもよい。このようなトイレタリーバッグは、介護用品の保管にも使用することができる。「子どもの安全」のバスケットに子どものための修学旅行及び/または青少年キャンプが含まれている場合、子ども一人一人のために別の洗面用具入れを予算に追加することも考える。

(9) 化粧品と香水

パーソナルケアバスケットは、香水や化粧品のための予算を包含することも許容する。贅沢品とみなされがちだが、社会に参加する上で通常使用するものであり、就職の面接や特定の仕事（例えば、販売、ケータリングなど）では、メイクアップが必要不可欠な場合もある。

どの製品が不可欠なのかを定義するのは難しく、これについての意見は多岐にわたる。必要最小限として、マスカラ、口紅、アイシャドウ、アイブロウペンシル、アイライナー、ファンデーション、ブラッシャー、マニキュア、マニキュアリムーバー、メイク用ブラシなどを予算に加える。メイク落としには、コットンパッド、水、石鹼の使用を想定する。また、化粧鏡も予算に入れる。使用期限について、目元用化粧品の使用期限は他の製品に比べて短いことに留意する（2014年食品医薬品局）。消費者が使用中に繰り返し微生物にさらされ、目の感染症のリスクがあるため、マスカラを購入後3ヶ月後に交換することを推奨する業界の専門家もいる。また、皮膚炎を避けるために、すべての化粧品は低刺激性でなければならない。

8-3 各国の独自のパーソナルケアバスケットの設定

各国は最新のエビデンスに矛盾しない限り、国や地域のより詳細な公的ガイドラインや規制に沿って、これを逸脱することができるようとする。国際的なガイドラインや文献から策定できる箇所は多くなく、文化に依存する箇所が多い。そのため、フォローアッププロジェクトでは、各国のチームが開発した品目リストが、各国の市民の間で受容され得るのかを評価することが非常に重要である。この評価は市民との議論の中で行われるべきである。

価格設定は、各国チームが実施した小規模な価格調査に頼っているため、消費額は考慮

されていない。その理由は、国を越えた比較可能性や各國の小売業者間の比較可能性を妨げ、消費者の選択を制限し、将来的に予算を再現する能力を低下させるからである。より優れた価格データが入手可能であれば、割引なども考慮に入れることは可能であろう。

財の使用年数については、ベルギーのRBsを参考にしている。ベルギーのRBsでは、様々な国で先行して開発されたRBsで使われている使用年数を、専門家の助言、フォーカスグループでの議論と同程度に参考にした。また、代替的な寿命がより適切であることが客観的に示された場合にのみ異なる期間の設定を認めた。シャンプーや石鹼などのパーソナルケア用品の多くは、個人に割り当てられるが、個人的に使用するためだけに購入するものではない。家族が経済的に予算を管理していることを前提としているので、これらのアイテムのために選択されるパッケージの性質は、家族の規模や構成に依存する。

8-4 改善方法

パーソナルケアバスケットは、(1) 市民との綿密な協議を行うこと（当初の方法論で想定していた通りに行うべきで、さらに可能であればメンバーが代表性を持っていることが望ましい）と、(2) このバスケットのいくつかの側面を、例えば家計調査で記録されるような、家計の実費に基づいてカバーするのが良いかどうかを検討することによってさらに改善することができる。

規範的予算（normative budget）ではパーソナルケア全体のコストは限定的である。項目を一つ一つ特定された予算は、対象となる項目の明確であるという点やパーソナルケア予算がどのレベルまで許容されるのかが明確であるという点で利点がある。一方で、特に化粧品や香水などの特定の品目や美容院代などでは、恣意的に見えないような規範的予算を構築することは難しく、所得や消費分布の一定のパーセンタイルにある家計の実支出を使うほうが、より効率的でロバストなバスケットの構築法であるかもしれない。この方法を採用した場合には、RBs全体のコストへの影響は限定的となる蓋然性が高い一方で、地域の文脈への感度を確保することを可能にし、さらに恣意的な選択を必要とするものを、①家計調査のどの項目がパーソナルケアに直接関連していると考えられるかと、②パーソナルケアのための支出分布をどのパーセンタイルに基準を置くかについての2点だけにする効果がある。この方法の欠点としては、様々な国では家計データに含まれているパーソナルケア商品やサービスの数が限られていることや、実費からスタートしているため、必須とは言えない項目が含まれている可能性があることが挙げられる。また、この場合の国をまたいだ違いの多くが、十分な社会参加のために必要とされるものが違うというよりも、予算の制約の影響で違っているかもしれない。しかし、この分野のガイドラインがないことや、参考予算の総コストへの影響が限定的であることを考えると、フォローアッププロジェクトで検討する価値のあるアプローチであると思われる。

8-5 パーソナルケアに関する参考文献

- Bloomfield, S. F., Aiello, A. E., Cookson, B., O'Boyle, C., & Larson, E. L. (2007). The effectiveness of hand hygiene procedures including handwashing and alcohol-based hand sanitizers in reducing the risks of infections in home and community settings. *American Journal of Infection Control*, 35(Suppl 1), S1-61.
- Bremmer, H. J., Prud'homme de Lodder, L. C. H., & van Veen, M. P. (2002). Factsheet cosmetica. Ten behoeve van de schatting van de risico's voor de consument.
- Curtis, V., & Cairncross, S. (2003). Effect of washing hands with soap on diarrhea risk in the community: a systematic review. *Lancet Infectious Diseases*, 3(5), 275-281.
- Devos, S. A., & Constandt, L. (2002). Contact dermatitis from a dry stick deodorant. *Contact Dermatitis*, 47(3), 170-171.
- Draelos, Z. D. (2010). Essentials of Hair Care often Neglected: Hair Cleansing. *International Journal of Trichology*, 2(1), 24-29.
- European Platform for Better Oral Health. (2012). About oral health. from <http://www.oralhealthplatform.eu/>
- Food and Drugs Administration. (2014). Cosmetics safety Q&A: Shelf life. Retrieved November 6th 2014, 2014, from <http://www.fda.gov/Cosmetics/ResourcesForYou/Consumers/ucm1240208.htm>
- Goedemé, T., Storms, B., & Van den Bosch, K. (2015). Pilot project for the development of a common methodology on reference budgets in Europe: Proposal for a method for comparable reference budgets in Europe. Brussels: European Commission.
- Grégoire, L. (1997). *Anatomie en fysiologie van de mens*. Leiden: Spruyt, Van Mantgem & De Does.
- Howard, C., Rose, C. L., Trouton, K., Stamm, H., Marentette, D., Kirkpatrick, N., . . . Julie Paget, J. (2011). FLOW (finding lasting options for women): Multicentre randomized controlled trial comparing tampons with menstrual cups *Can Fam Physician June 2011*, 57, e208-e215.
- McGrath, K. G., & Batten, M. (2003). Prevention. from www.breastcancercare.org
- McKinley Health Center. (2005). Health information. Guidelines for vulvar skin care. from www.mckinley.uiuc.edu
- Namer, M., Luporsi, E., Gligorov, J., Lokiec, F., & Spielmann, M. (2008). [The use of deodorants/antiperspirants does not constitute a risk factor for breast cancer]. *Bulletin du cancer*, 95(9), 871-880.
- Petersen, P. E. (2003). The world oral health report 2003: continuous improvement of oral health in the 21st century. The approach of the WHO Global Oral Health program. Retrieved from: http://www.pfcac.org/documents/Oral_Health.pdf

- Rethman, M. P., Beltran-Aguilar, E. D., Billings, R. J., Burne, R. A., Clark, M., Donly, K. J., . . . Amer Dent Assoc Council Sci, A. (2011). Nonfluoride caries-preventive agents Executive summary of evidence-based clinical recommendations. *Journal of the American Dental Association*, 142(9), 1065-1071.
- Reybrouck, G., Schuermans, A., & Van de Putte, M. (2000). *Ziekenhuishygiëne*. Leuven: Acco.
- Russ, K. (2009). A Review of the Evidence: Health Effects of Personal Care Products. *Nursing for Women's Health*, 13, 392–401.
- Shapiro, J., & Lui, H. (2006). Treatments for unwanted facial hair. *Skin Therapy Lett*, 10(10), 1-4.
- Riley, P., Moore, D., Ahmed, F., Sharif, M.O., Worthington, H.V. (2015). Xylitol-containing products for preventing dental caries in children and adults. *Cochrane Database of Systematic Reviews*, Issue 3. Art. No.: CD010743. DOI: 10.1002/14651858.CD010743.pub2.
- TNS opinion & Social. (2010). Oral Health Special Eurobarometer 330 / Wave 72.3.
- Universitaire Huisartsen Groepspraktijk. (2007). De genitale hygiëne bij de vrouw. from <http://www.ugpleuven.be/info-sex-vrouw.php>
- University of Iowa Hospitals & Clinics. (2015). Vulvar Skin Care Guidelines: <http://www.uihealthcare.org/vulvar-skin-care-guidelines/> (last accessed February 2015).
- Walsh, T., Worthington, H. V., Glenny, A. M., Appelbe, P., Marinho, V. C. C., & Shi, X. (2010). Fluoride toothpastes of different concentrations for preventing dental caries in children and adolescents. *Cochrane Database of Systematic Reviews*(1). doi: 10.1002/14651858.CD007868.pub2
- Westervelt, A., & Codrea-Rado, A. (2015). What's in your shampoo? *The guardian*. Retrieved from <http://www.theguardian.com/lifeandstyle/ng-interactive/2015/feb/10/shampoo-ingredients-label-chemicals-interactive>

9（参考）EUにおけるReference Budgetsの利用状況等について

ここでは、EU（各国など）におけるReference Budgets（RBs）算出について、定義や目的、対象とする生活水準、利用方法、課題について整理する³⁷。

9-1 RBsの定義について

Reference Budgets（RBs）とは、広義には、「一定条件の生活水準を表す財・サービスを価格付けし集めたもの（バスケット）」(priced baskets of goods and services that represent a given living standard" (Bradshaw1993)³⁸と定義される。様々な living standards の水準や幅広い目的を企図して開発・利用されてきた／いる。

RBsは、budget standardの類義語であり、budget standard（BS）は、人々の行動や金銭の利用の規範を示すものだが、ここではそういった規範の意図はなく、BSよりもRBsを好んで使う。

規範的な含意を避けるために、本プロジェクトではRBsを用いると決定した。

RBsの設計には3つのステップから構成される。1st：対象とする生活水準の定義、2nd：対象とする生活水準を反映する財・サービスのバスケット構成の決定、3rd：各バスケットの財・サービスを世帯が支出するに当たっての価格付け。

RBsの概念、貧困の閾値（poverty thresholds）と、政治的基準（political standards）の違い(Veit-Wilson 1998)³⁹についてみると、An empirical poverty thresholdは、貧困と非貧困を区別する資源の水準であり、たとえば、ECの定義に貧困の定義に沿えば、"the minimum required economic resources that are necessary to avoid exclusion from the minimum acceptable way of life in the society in which one lives"となる。ニーズや環境、社会的文脈によっても変わりうる。

RBsは限定された数の特定条件下で定義される「モデル世帯」について構築される。そのため、モデル世帯の生活条件（living conditions）は、実際の世帯の生活条件とは多くの点で異なり、モデル世帯での情報が貧困計測するに当たっての所得分布に直結しない。

本レポートでは、政治的基準の定義は、「特定の状況や時期における人々の一定所得水準の適切性にかかる政治的な要件」(political criterion of the adequacy of certain income levels for people in particular situations and a particular time)であり、最低賃金、社会給付、社会扶助の適切性などが対象となる(e.g. the adequacy of minimum wages, social benefits, or social assistance)"。政治的な予算基準（Political budget standards）は、RBsを基本にすることもできるが、他の基準から構築されることもある。また、RBsを明示的に参照する場合

³⁷ 主に、以下の資料を整理している。Berenice Storm et al. (2014) "Pilot project for the development of a common methodology on reference budgets in Europe"

³⁸ Bradshaw, J. (1993). *Budget Standards for the United Kingdom*. Aldershot, Avebury.

³⁹ Veit-Wilson, J. (1998). *Setting adequacy standards. how governments define minimum incomes*. Bristol, The Policy Press.

でも、元となる RBs 自体の適切性ではなく、しばしば政治的な考慮の影響を受ける。

9-2 構築目的、対象とする生活水準、利用状況

(1) RBs 構築の目的

下図表は過去 40 年間に利用、もしくは構築された EU での RBs65 件の目的を整理したものである。大きくはマクロレベルでの目的（統計的目標、一般的な政策目的）、個人の状況への対応目的がある。

EU での RBs のおよそ 3 分の 2 超が、生活水準の適切性診断の一般的な目的として構築されている。半数超は社会給付の適切性診断、4 分の 1 は一般的な賃金もしくは最低賃金の水準診断を目的としている。

貧困に関しては、半数が貧困の範囲、約 3 分 1 が相対的貧困線の有効性診断を目的としている。また、約 4 分 1 は等価尺度作成の為としている。

個人や世帯レベルでの利用に関して、11 の RBs は社会扶助の追加所得支援を目的としている。そのほか、負債や資産などに金銭管理に関する相談、情報提供を目的としているものもある。

図表 6-3 EU における RBs の構築目的

Purposes	N of responses	% of RBs
To assess an adequate standard of living	46	70,8
To assess the adequacy of social benefits	38	58,5
To measure the extent of poverty	35	53,8
To assess the validity of relative income poverty thresholds	22	33,8
To generate equivalence scales	14	21,5
To provide a benchmark for assessing the adequacy of wage	16	24,6
For debt counselling	12	18,5
For financial education	13	20
To determine additional income support	11	16,9
To examine the changes in the CPI	7	10,8
For budget counselling	7	10,8
To assess the minimum cost of living	4	6,2
To present alternative credits scores	6	9,2
To assess rent norms	2	3,1
Others	5	7,7
	238	

Source: Own data

Note: N= 65, missing= 0

(出所) Berenice Storm et al. (2014) Table4 p24

(2) RBs の対象生活水準

ほぼ半数が、「社会の中で十分な社会参加が可能となる最低生活水準」('a minimum living standard that enables full social participation in society') としている。ただし、社会参加について十分な定義を記載しているものは一件を除いてない (BE2008 : 'the ability of people to adequately fulfil their various social roles. It implies elements of belonging as well as

contributing to society' (Storms and Van den Bosch 2009a⁴⁰, Storms and Van den Bosch 2009b⁴¹)。

多くのグループでは低所得基準と関連している。これらのケースは上述の十分な社会参加を伴う最低基準より以前の時期に構築されたものである。

16 の RBs は生存レベルよりもわずかに高い水準としているが、これらの内 8 つは EU の新しいメンバー国によるものである。

図表 6-4 EU における RBs の対象生活水準

	N	% of RBs
Minimum for full social participation	27	42,9
Minimum for physical needs and limited social participation	16	25,4
Minimum for physical needs	13	20,6
Various consumption patterns	4	6,3
Average consumption pattern	2	3,2
Higher living standard	1	1,6
Total	63	

Source: Own data

Note: N= 63, missing= 2

(出所) Berenice Storm et al. (2014) Table5 p25

(3) 目的に照らした利用状況

実際に利用された RBs のケースについて（利用されなかった、構築中のものを除く）みると、適切な生活水準の診断、適切な社会給付の診断に用いられている。その中で、リトアニアでは、1997 年までの社会扶助の受給資格基準に用いられている。また、チェコ (1950)、スロバキア (1997) では、社会扶助やその他の最低給付の給付資格の診断に当たっての閾値として RBs が主に利用されている。

9-3 利点・課題

情報源が 1 つでは頑健な RBs としては不十分であり、より多くの情報源が必要となる。各情報源の強みと弱みを整理したものが下表となる。

これらの情報源の強みを利用していくつかの国で採用されている方法が 3 つある。

- ✓ low cost budget methodology' (Bradshaw 1993)

⁴⁰ Storms, B. and K. Van den Bosch, Eds. (2009a). Wat heeft een gezin minimaal nodig? Een budgetstandaard voor Vlaanderen. Leuven / Den Haag, Acco.

⁴¹ Storms, B. and K. Van den Bosch (2009b). What income do families need for social participation at the minimum? A budget standard for Flanders. Antwerpen, UA/Centrum voor Sociaal Beleid Herman Deleeck.

- ✓ MIS methodology' (Bradshaw, Middleton et al. 2008)⁴²
- ✓ Theory of Human Needs – inspired approach as originally implemented in Belgium (Storms and Van den Bosch 2009a, Van Thielen, Deflandre et al. 2010⁴³).

これら3つのアプローチでは、いずれも統計調査データ、フォーカスグループでの議論、専門家の知見が情報源として用いられているが、それぞれ情報源の配分が異なっている。

また、これら3つのアプローチはいずれも、「コンセンサス（合意形成）に基づく」とされている。いずれも、目標とする生活水準を達成する上での最低限必要とされる財・サービスについて、社会での「合意を得る」形式を観察しようとしている。

EUでの比較分析において、それぞれの情報源の適切な割合を導くのは時期尚早であるが、頑健で価値の高いRBsの結果を得るために、情報源を複合し、各情報源の強みを最大限活かすことが重要なことは明らかである。

図表 6-5 EUにおけるRBsの利用状況

	purpose	successful use	successful use as % of original purpose
To assess an adequate standard of living	23	17	73,9
To assess the adequacy of social benefits	20	18	75,0
To measure the extent of poverty	17	13	64,7
To assess the validity of relative income poverty thresholds	8	10	87,5
To generate equivalence scales	6	7	100,0
To examine changes in the Consumer Price Index	3	3	66,7
To present credit scores	6	5	83,3
For debt counselling	11	10	81,8
For financial education	11	11	90,9
To determine additional income support by Social Welfare Offices	11	9	81,8
To provide a benchmark for assessing the adequacy of wages	11	8	63,6
For budget counselling	4	3	50,0
To assess the minimum costs of living	3	3	66,7
To assess rent norms	2	3	100,0
For tax payment		2	
Others	5	5	80,0
	141	127	

Source: Own data

Note: N= 38, missing= 0 (purpose); N= 34, missing= 4 (successful use)

(出所) Berenice Storm et al. (2014) Table13 p37

⁴² Bradshaw, J., et al. (2008). A minimum income standard for Britain. What people think, Loughborough University: Joseph Rowntree Foundation.

⁴³ Van Thielen, L., et al. (2010). Minibudget. Wat hebben gezinnen nodig om menswaardig te leven in België? Onderzoek gefinancierd door Federaal Wetenschapsbeleid in opdracht van de POD MI. Geel, Katholieke Hogeschool Kempen: 458.

図表 6-6 EU における RBs 構築に当たっての情報基礎についての強みと弱み

Source	Strengths	Weaknesses
Survey data	<ul style="list-style-type: none"> • Representativeness • High number of respondents can consulted in a cost-effective way • Possible to estimate statistical reliability • Easy to compute sensitivity tests 	<ul style="list-style-type: none"> • Risk of circularity • Risk that in opinion surveys questions are not formulated unambiguously • 'Consensus by coincidence' (but sensitivity checks are easy) • Well-informed discussion / opinion unfeasible • Difficult to measure reasons why some items should (not) be included
Focus group discussions	<ul style="list-style-type: none"> • Experientially-grounded knowledge otherwise not available during <i>informed</i> group discussion • Well-informed check of acceptability, with room for contextualisation • Possibility to focus on arguments and reasons why something is important or not 	<ul style="list-style-type: none"> • Representativeness very expensive in time and money: random sample not feasible or desired • Robustness: important role for moderator and setup of discussion; composition of focus groups is crucial • Robustness: a 'reliable' estimate not possible in the statistical sense; only limited 'sample size' feasible • High speed interaction: it is not always possible to discuss thoroughly all relevant items of RBs • Popular beliefs vs. scientific observation
Official guidelines and regulations	<ul style="list-style-type: none"> • Show 'official' consensus • Maximise responsiveness to policy interventions • Possibility to show private cost / benefits of governmental goals 	<ul style="list-style-type: none"> • May be lacking or dated • May be influenced by other concerns (budgetary, strategic, feasibility, ...) • Extra care is needed to avoid manipulation • No consistent updating mechanism
Scientific literature	<ul style="list-style-type: none"> • Strong foundation through years of systematic observation and discussion 	<ul style="list-style-type: none"> • Not always conclusive • Does not cover all areas of life • May be somewhat detached from real living conditions
Personal expert knowledge	<ul style="list-style-type: none"> • Possible to have informed discussion • Possible to focus on arguments and reasons why something is important or not 	<ul style="list-style-type: none"> • Robustness • May lack credibility and acceptability

(出所) Berenice Storm et al. (2014) Table15 p55

9-4 各国の専門家の指摘、文献での意見

各国の専門家や文献での指摘として最も多いのが、RBs の利用に関するものである。第 1 に、RBs が「貧困にある人々はどのようにお金を使うべきか」を規範的にとらえて、個々の

環境に応じた調整をせずに誤使用されるリスクである。

第2に、RBsを貧困の計測や適切な社会給付の診断の上限基準として盲目的に利用される危険性であり、個人の置かれている状況や構造の条件を無視されてしまうことである。

対象となる生活水準に必要となる資源が、何らかの実在する消費パターンと同等であり、一方で、関連する人々の持つ経済資源によってそうした消費が制約を受ける場合には、循環性のリスクが重要となる。循環性のリスクは、特にRBsを世帯の消費データのみから構築する場合には深刻である。

RBsが社会給付の水準の診断のため基準として利用される場合、特に、RBsの水準が最低賃金に近い、あるいは超えていると、算出された水準が機能しづらいというリスクがある（生活水準を上げていくことにつながりにくい）。

RBsを構築する際の恣意的な判断が避けられないことも不利な点である。具体的には、二ードの基準が、専門家の個人的な判断や実際の低所得層の消費パターンと独立になっていないように見えることや、専門家が満足できるだけの財の量や質、価格を判断する際に参照する理論的・手法的な基準が十分でない状況にあることが挙げられている。

最後には、RBsを構築することが非常に複雑であることが挙げられている。

10 (参考) RBs 構築の考え方について

ここでは、Deeming(2017)等をもとに、RBs 構築の考え方を整理する⁴⁴。

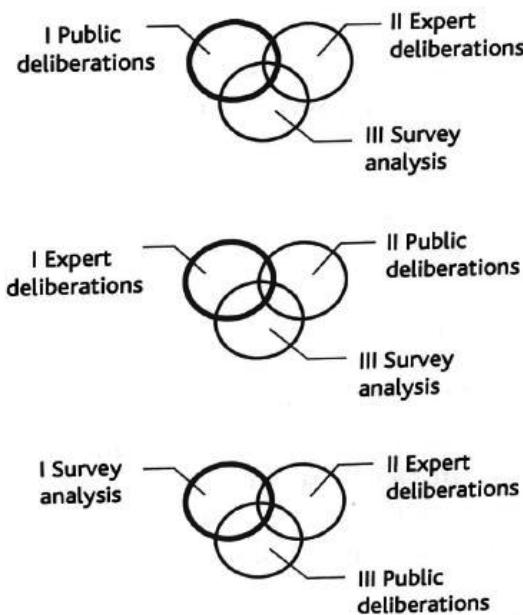
10-1 3つのタイプとその特徴

MIS や RBs 構築に当たっては、大きく 3つの情報源に分類される。

- (1) public-led: フォーカスグループでの議論など、市民によるフォーラムでの討議を通じるもの
- (2) expert-led: 人々のニーズ、健康、福祉に関する研究によるエビデンスや知見を基礎にし、主に専門家による討議を通じるもの
- (3) survey-led: 社会調査の結果を利用した消費や支出の実証的な観察による社会科学的な分析を通じるもの

MIS や RBs の構築では、これら 3つの情報源についてその出発点、重視点、最終的な決定プロセスで用いるもので違いが生じている。

図表 6-7 Minimum Income Standards、及び Reference Budget の手法について



(出所) Deeming(2020)⁴⁵ Figure1 p36

⁴⁴ Deeming, Christopher. 2017. "Defining Minimum Income (and Living) Standards in Europe: Methodological Issues and Policy Debates." *Social Policy and Society* 16 (1). Cambridge University Press: 33–48.

⁴⁵ Deeming, Christopher. 2020. "Minimum Income Standards and Reference Budgets: Past, Present, Future?" In *Minimum Income Standards and Reference Budgets: International and Comparative Policy Perspectives*, edited by Christopher Deeming, 333–44. Policy Press.

また、各情報源 (citizen-led は、public-led と同じ) の特徴としては、以下のように整理されている。

図表 6-8 RBs に関する方法、原理、政策視点のまとめと比較

	Expert-led	Citizen-led	Survey-led
Who is 'expert'	Scientist/Social Scientist	Citizen	Social Scientist
Key values/ emphasis Standards	Human needs	Social participation	Social inclusion
	Scientific consensus, human needs standard	Public consensus, publicly acceptable social standard	Statistical consensus, adequate social standard
Validity	Scientific, situated in knowledge and understanding of human needs	Participatory or deliberative democratic, situated in public understandings and the reported experience of citizens	Scientific, situated in knowledge and understanding of social necessity
Reliability	High, measure is likely to be consistent across populations but may change across time (with new knowledge)	Low, measure is not designed to be consistent out of context the local context in which it was generated	High, measure is likely to be consistent and comparable across populations and time
Generalisability	Aims to produce highly generalisable standards across country contexts, strength in cross-national comparability	Aims to produce relative standards grounded in local and national contexts, methods are generalisable but standards from one contexts should not be imposed on another	Aims to produce relative but highly generalisable cross-national comparative standards
Strengths	Measuring, monitoring and ensuring a consistent minimum income standard or protection floor in Europe	Monitoring and shaping national minimum income protection floors in European country contexts.	Measuring and monitoring European living standards and inequality levels across time

(出所) Deeming (2017)

10-2 EU 政策における RBs の位置づけ

EU では欧州全体の生活水準の引き上げを目標としており (Council of Europe 2013; European Commission 2014)、各国間で一致、整合する最低基準（それ以下には誰も陥いるべきではない水準）を定義するにあたって必要となるニーズに基づく社会保護水準の作成が提案されている。

たとえば、貧困率が高い国ではニーズに基づく生活水準の統計的計測を進めることができない。一方で、既に社会全体での生活水準の高さを享受している国では、ニーズに基づく基準のみでは十分ではなく、合意形成による RBs の調査が主となる。それ故に、欧州社会政策を進めるに当たってガイドとなる異なる手法それぞれに強みがある。

多くの政治家が、以前は、MIP (Minimum Income Protection) や GMI (Guaranteed Minimum Income) のスキームに関わることは、市場の効率性を歪め、金銭的誘因を弱めることを恐れていたが、Europ2020 strategy により、社会政策の優先度が第一となり政治家の姿勢に変化が生じている。社会を構成する家族や個人が社会的に受け入れられる最低限の生活水準を定義しなければならなくなり、研究者、政治家、政策担当者がそれぞれの役割を果たさなければならなくなってきた。

11（参考）イギリスにおけるMISの水準について

本節では、Bradshaw(2020)⁴⁶のイギリスの MIS の水準と社会給付水準等との関係性について記載されている部分を和訳の上引用し、さらに Bradshaw (2020) で引用されている Hirsh et al. (2016) の概要をまとめた。

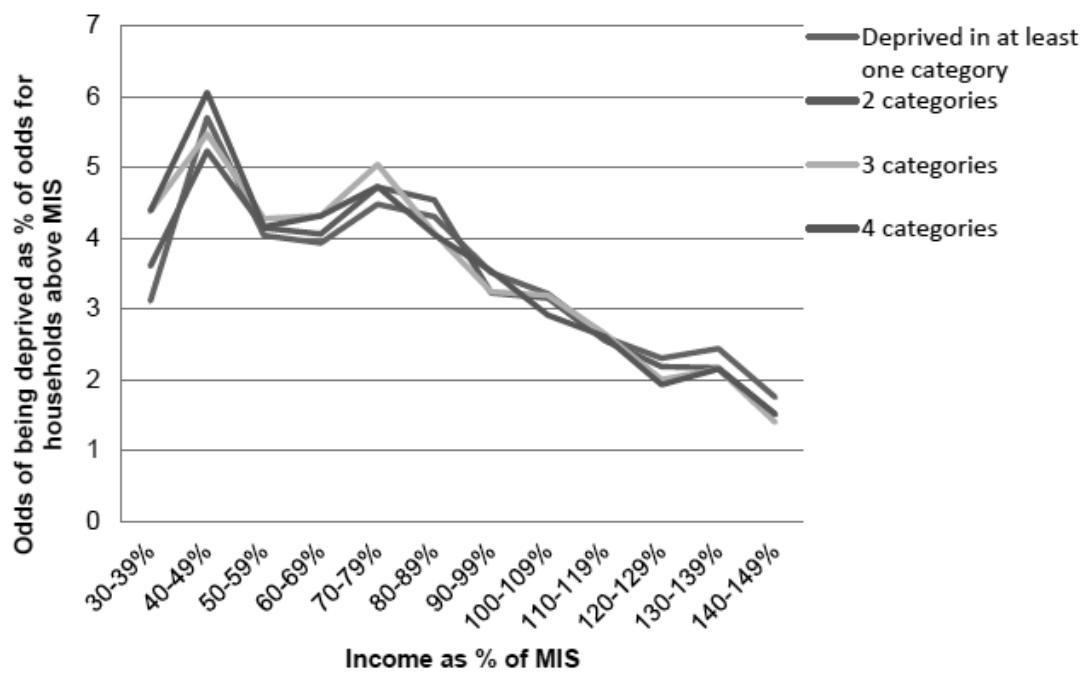
MIS の水準は（年金受給者を除き）社会給付水準を大きく上回り、（年金受給者を除いた）貧困基準である可処分所得の中央値の 60%を大きく上回り、最低賃金の子どもがいる夫婦世帯の純所得をも上回っている。これは、MIS 構築チームが、MIS を貧困や剥奪の基準ではなく、社会参加のための適正最低生計費基準（minimum adequacy standard）となるように意図的に設計しているためである。適正基準としての MIS は深刻なりソース不足を示すものとしては利用できない、といった批判に応えるため、MIS 構築チームは、「MIS の 75%の水準を下回る人々は、MIS の 75%の水準を上回っている人々に比べて、必需品が不足する危険性が 3 倍高い」(Hirsh et al. 2016: 44) ことを示している。この標準的な MIS の 75%という基準は、MIS 構築チームが提案する実用的な貧困や剥奪の基準を構成するものであり、最低給付水準を依然超えているが、住宅費を控除前の可処分所得の中央値の 60%と控除後の可処分所得の中央値の 60%の間の収入レベルが必要であることを示すことができる（年金受給者を除く）。(Bradshaw (2020), 36)

Hirsh et al. (2016)⁴⁷では、MIS に対する世帯の所得の割合と、剥奪など各種の貧困に関する指標の関係を分析している。下図表は、横軸に MIS に対する世帯の所得の割合を取り、縦軸には MIS より高い水準の所得世帯に対する当該世帯での剥奪の可能性の倍率をとってグラフにしたものである。こうした分析結果から、MIS より所得水準が低くなると、剥奪等の危険性が高まるが、MIS のおよそ 4 分の 3 を下回ると、危険性の増加は明らかではないとしている。そして、こうした結果を元に、MIS の 75%の世帯所得で生活している人の数を貧困指標として提案している。なお、Hirsh et al. (2016) は、MIS に対する所得の比率として低所得の閾値を定義することに焦点を当て、まず、低所得と（貧困などの）否定的なアウトカム（negative outcome）との関連を示し、その上で、新しい指標を提唱することを目的としている。

図表 6-9 MIS を超える所得に対する剥奪の可能性の倍率（MIS に対する所得比率階層別）

⁴⁶ Jonathan, B. (2020), "From normative budget standards to consensual minimum income standards in the UK", Deeming, C."Minimum Income Standards and Reference Budget" Policy Press2020, p.36.

⁴⁷ Hirsch, D., Padley, M. and Valdez, L. (2016) *A Poverty Indicator based on a Minimum Income Standard*, CRSP Working Paper 656, Loughborough: CRSP.



(出所) Hishe et al. (2016) Figure9, p32

12 (参考) ベルギーにおける RBs と各種最低給付水準の関係

Penne et al. (2019)⁴⁸では、ベルギーでの世帯類型別のRBs算出額を人々のニーズを基本とした指標として用い、社会扶助(social assistance)、最低失業給付(minimum unemployment benefit)、最低賃金(minimum wage)といった社会保護(social protection)の適切さを診断している。なお、RBsは十分な社会参加に必要な最低限(the minimum for adequate social participation)の水準と定義されている。

下図表は2017年時点のベルギーでの費目別のRBsの積み上げ額と、各種社会保護の水準を世帯類型ごとに整理したものである。この結果からは、社会扶助、及び最低失業給付は、十分な社会参加可能を前提とするRBsの水準に達していないこと、特に、2人親で子どもの年齢が高い場合には、これらの給付水準はRBsの65%程度と低いことなどを指摘している。

また、これらの社会保護水準の対RBs比率について2017年の状況を2008年と比較しており、そこでは、世帯類型によって変化の方向が異なることを指摘している。例えば、この期間に最も大きな改善がみられたのが、ひとり親世帯での最低賃金水準であるとしている。

図表 6-10 ベルギーにおけるRBsの水準と各種の最低社会保護水準(2017年)

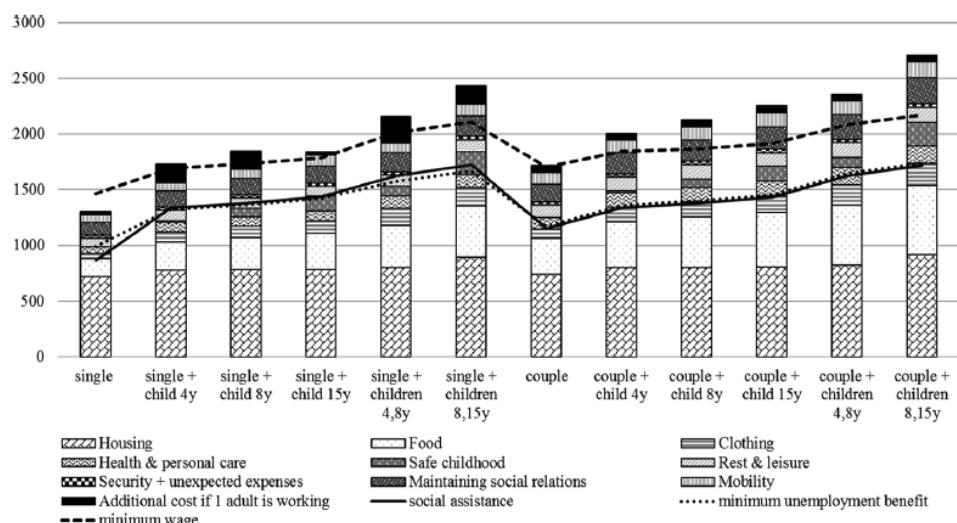


Fig. 1 The adequacy of minimum income schemes for families who rent their dwelling at the private tenant market, EUR/month, Belgium (Flanders), 2017. Source: Reference budgets 2017 (CEBUD), net minimum incomes are simulated using HHoT 2017 (Euromod H1.0+)

(出所) Penne et al. (2019) Fig.1

⁴⁸ Penne, T., Cornelis, I. & Storms, B., (2020), "All we need is.... Reference Budgets as an EU Policy Indicator to Assess the Adequacy of Minimum Income Protection" *Soc Indic Res* 147, pp991–1013.

図表 6-11 ベルギーにおける各種の最低社会保護水準の対 RBs 比（2008 年、2017 年）

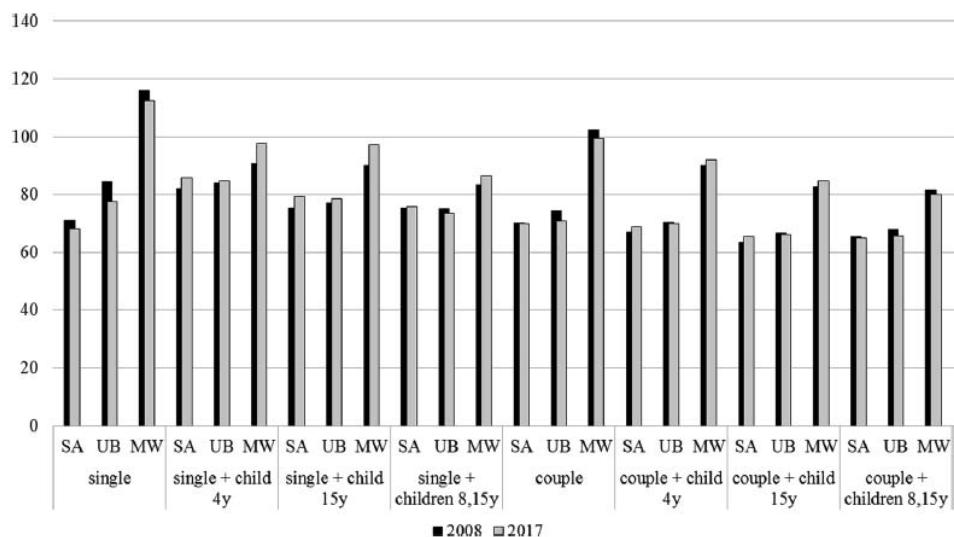


Fig. 2 The evolution of the adequacy of minimum income protection expressed as % of the reference budgets (private tenants), 2008–2017. SA social assistance, UB minimum unemployment benefit, MW minimum wage. Source: Reference budgets 2008 and 2017 (CEBUD), minimum incomes for 2008 and 2017 are simulated using HHoT (Euromod H1.0+)

(出所) Penne et al. (2019) Fig.2

13 (参考) MIS と RBs の類似点と相違点について

ここでは、Jose' A. Pereirinha et al. (2019)⁴⁹を元に、MIS と RBs の類似点、相違点を整理した。当該文献では、ポルトガルにおける MIS/raP (rendimento adequado em Portugal) と、ImPRovE/RB (EU の比較パイロット分析) を例にして検討している。

13-1 類似点

両者とも、「社会において最低限の受入可能な、あるいは、適切な水準を反映した参考予算を構築しようとするもの」としている。

また、両者の手法でフォーカスグループが活用されている。フォーカスグループでは普通の人のニーズと、そのニーズに見合った求められる財が議論されている。世帯類型にも焦点を当てて、各類型での仮定的なケースに基づくビニエット手法を利用している。また、両手法とも世帯の構成員が良い健康状態にある点に関して似た想定をしている。

13-2 相違点

相違点としては、以下の 4 点で整理している。

⁴⁹ Jose', A., P, Elvira, P., Francisco B., Dalia C., Maria I., A., (2020) "Adequate Income in Portugal: a comparison of two estimation methods" Deeming, C."Minimum Income Standards and Reference Budget" Policy Press, pp271-288.

図表 6-12 MIS と RBs の相違点の整理

	MIS/raP	ImPROvE/RB
理論的根拠の強さ	かなり現実的 (rather pragmatic) であり、人のニードに関する明確な理論による根拠がない	よく知られた人のニードに係る理論によって枠組みが決められている
アプローチ	「ボトムアップ・アプローチ」であり、フォーカスグループを通じて、つまり「人がどう考えているか」の文脈において、人の尊厳を普通の人の合意によって定義するという考え方を根拠とするものである。	「トップダウンアプローチ」で参照予算を構築するものであり、科学的な文献、あるいは人のニードに関する文献や専門的な知見、つまり「科学ではどう言えるか」に根拠をおく。規範面では Doyal and Gough(1991)による人のニードに関する理論が根拠。※2
フォーカスグループの役割 ※3	フォーカスグループが非常に大きな役割を果たす。議論の上合意形成を行う。	主には助言する役割であり、合意形成は求められていない。
価格設定	献立に含まれている特定の価格（品質を満たす最低価格）を用いて、購買チームが指定する場所での価格となる。	"white-label goods"※4のみを考慮しスーパー・マーケットでの観察に基づく価格を用いる。果物、野菜、肉、魚、食肉加工品、チーズについては、その店舗におけるカテゴリ別の全製品のウェイト付けの平均値を用い、提案された手順を踏み算出する。※4

(出所) Jose et al.(2020)より MURC 整理。

※1：受入可能性、適切な生活水準を判断する際の正当性の問題に関連している。

※2：欧州の RBs の根拠にもなっている。その前提としては、「人のニードは一般化可能であり、欧州全域にわたるニードを満たす最低水準の構築が完全に可能である」というもの。

※3：フォーカスグループの役割の両手法での例（食料品の場合）

- MIS/raP：健康的な食料品に関しては、フォーカスグループが提案したメニューに基づいて、栄養士は各種の栄養学の観点からの規定に基づく修正提案をフォーカスグループに提示、その場で必要な修正を決定して、栄養士が買い物リスト（財とその量）を開発している。
- ImPROvE/RB：食料品バスケットにおいては、健康的な食料品の参考予算部分と、それ以外の食の以外の機能部分では役割が異なっている。前者では、栄養学者が

決定した内容についてフォーカスグループが発言するのみの役割であり、後者では、まずフォーカスグループで何が含まれるべきかに意見を出し、その後、専門家が含める財やサービスを決定する。ポルトガルでは、専門家チームの決定は、3つのフォーカスグループの結果、EU-SILCに基づくポルトガルの剥奪データ、そして、(先行して行われた) MIS/raP 調査プロジェクトの結果に基づいている。ただし、実際には、専門家の決定では MIS/raP 調査プロジェクトの結果が主導的な役割を果たしている。ImPRovE/RB で組成された 3 つのフォーカスグループでは、参加者は最低限何が含まれるべきかの例を挙げ、その必要量や頻度を挙げるのみであった。フォーカスグループは合意形成には至らず、具体的な財やサービスのリストを議論して開発する時間はなかった。すべてのケースで、3 つのフォーカスグループで示された意見や議論と MIS/raP の結果には矛盾がなかった。

※4：ある会社が製造した財を、別の会社が自社ブランドとして販売するような財。プライベートブランドと同じ概念と考えられる。

13-3 ポルトガルにおける MIS/raP と ImPRovE/RB

- MIS/raP : 2012 年 7 月から 2014 年 2 月にかけて、MIS のアプローチを基礎としている。いくつかの段階で構成されており、各段階がその後の段階での開発に影響する情報提供をしている。また、3 つの要素、すなわちフォーカスグループ、専門家の意見、調査データに基づくが、ボトムアップ・アプローチとして、フォーカスグループによる分析が手法の核になっている。
- ImPRovE/RB : EU のパイロットプログラムに、ポルトガルのチームは食料品予算の構築のみに参加している。2015 年 3 月の首都リスボンでのデータ。健康的な食料品バスケットが 5 つの世帯類型について構築されている。この各世帯類型での健康的な食料品バスケットについては、一方ではポルトガル食品ガイドを考慮している。また、必要エネルギーや栄養摂取量の摂取量の更新値については、WHO などの機関が提唱する推奨値によって決定されている。